第3章

中小企業経営者の方へ

第3章 中小企業経営者の方へ

1 経営の強化・改善を図りたい

(1) 経営相談・経営支援

(公財)東京都中小企業振興公社

中小企業の成長ステージに応じた、多彩な支援メニューを提供しています。本社（秋葉原）、城東（青砥）・城南（蒲田）・多摩（西立川）の各支社で事業を実施しているほか、知的財産に関するさまざまな相談には、東京都知的財産総合センターが対応しています。

(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課　☎ 03（3251）7881
同　城東支社　☎ 03（5680）4631
同　城南支社　☎ 03（3733）6248
同　多摩支社　☎ 042（500）3901
東京都知的財産総合センター　☎ 03（3832）3656
窓口開設時間　平日午前９時～午後５時
（相談内容により窓口開設時間が異なる場合がありますので、お問合せください。）

総合相談窓口

中小企業からの多様な相談に対応するため、中小企業診断士、司法書士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁護士等の専門家を配置した総合相談窓口を設置し、ワンストップで対応しています。

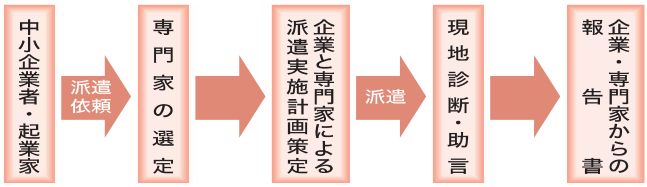
分　野	ワンストップ総合相談窓口の配置専門家
経営・金融・労務	中小企業診断士・社会保険労務士
法　律	弁護士
創業・会社設立	中小企業診断士・司法書士・行政書士
IT、IoT、AI	ITコーディネータ
税務・会計	税理士、公認会計士
ISO認証取得支援	ISO審査員
悪質クレーム対応	中小企業診断士

（相談曜日をお確かめください。）

問合せ先
(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課　☎ 03（3251）7881
同　城東・城南・多摩　各支社　(☎→p85)

専門家の派遣

企業経営上の様々な課題を解決するため、中小企業診断士、公認会計士、ITコーディネータ、技術士、税理士等の民間の専門家が企業の現場へ出向いて支援する「専門家派遣事業」を有料で実施します。



問合せ先
(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課　☎ 03（3251）7882

政策課題対応型専門家派遣事業

デジタルや環境、防災などの政策課題に係る取組を行う中小企業に、その取組に係る経営上の課題を解決するため、中小企業診断士等の専門家を派遣します。

問合せ先
(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課 ☎ 03(3251)7882

中東情勢による原材料価格高騰に伴う価格転嫁等緊急支援事業

中東情勢を契機としたコスト高騰の影響を受ける中小企業等の適切な価格転嫁等を後押しするため、専門家による企業訪問等の相談・支援体制を強化します。

問合せ先
(公財)東京都中小企業振興公社総合支援課　☎ 03(3251)7882
各商工会・商工会議所　(☎→P87)

サービス業、小売業、飲食業等への価格転嫁支援事業

一般消費者を取引相手とする業種を対象に、自店の付加価値を踏まえた適切な価格設定や顧客への価格転嫁に対する理解促進を図るため、セミナーを開催するとともに、必要に応じて専門家を派遣します。

問合せ先
(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課 ☎ 03(3251)7882

(公財) 東京都中小企業振興公社

(公財)東京都中小企業振興公社は幅広いネットワークを活用し、他の支援機関と連携しながら中小企業の経営・技術基盤強化のためのサポートを行っています。そのネットワークは都内のみならず、近隣地域及び海外にまで広がっています。
公社ホームページ　https://www.tokyo-kosha.or.jp/

カスタマーハラスメント対策に向けた経営支援事業

カスタマーハラスメント対策を検討する中小企業に対し、その実行に向けた経営相談への対応や各種専門家の派遣に加えて、取るべき対策についての知識や情報を提供する講習会を開催します。

問合せ先
(公財) 東京都中小企業振興公社　総合支援課　☎03（3251）7882

経営相談・記帳指導

商工会、商工会議所には、小規模企業者の経営パートナーとして、経営指導員が配置されており、経営に関するさまざまなご相談に応じています。

また、記帳については記帳相談員による指導、事業継承や事業転換等については専門家等を配置した支援拠点において支援を行っています。

問合せ先
各商工会・商工会議所　（☎→ p87）

受託取引に関する紛争解決

受託取引に関する様々なトラブルについての相談に応じています。

また、ADR（裁判外紛争解決手続）により、簡易迅速な紛争解決を図ることができます。

取扱内容
- 売掛代金の回収に伴うもの
- 発注品の受領拒否や単価の値引き
- 受託取引に関する契約問題等

問合せ先
(公財) 東京都中小企業振興公社　東京都受託取引適正化センター
☎03（3251）9390
東京都受託取引適正化センター　多摩支援室
☎042（500）3909

受託取引の適正化推進

巡回相談や講習会を通じて法令等の普及啓発をすすめ、紛争の未然防止を図ります。合わせて適正な対価で取引が行われるよう、中小受託事業者の価格交渉を支援します。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　総合支援課
☎03（3251）7882

フリーランスの取引適正化支援

取引上弱い立場におかれやすいフリーランスが安心して働けるように、取引の適正化に関する相談に応じるとともに、特設サイトやオンラインセミナーによる情報発信を通じ受発注者双方にフリーランス法への理解を促進します。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　総合支援課
☎03（3251）7882

経営安定特別相談室

倒産のおそれのある中小企業の方から、事前に相談を受けて、経営的に見込みのあるものについては再建の方途を講じ、見込みのないものについては、円滑な整理を図ることを目的とする特別相談を行っています。

問合せ先
東京商工会議所経営安定特別相談室　☎03（3283）7742
東京都商工会連合会経営安定特別相談室　☎042（540）0131

事業再生特別相談窓口

物価高騰や人件費の上昇等により経営状況が悪化するなど、深刻な影響を受けている中小企業の皆様からのご相談に対応します。必要に応じて支援方針を策定の上、中小企業診断士等の専門家を無料で派遣し、経営改善や資金繰り等に関するアドバイスを実施します。（1社 16 回まで。無料）

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　総合支援課
☎03（3251）7885

東京都企業立地相談センター

都内でオフィス、店舗、工場、事業用地等を探している方に対し、専門のアドバイザーが要望をお伺いし、不動産事業者への一斉照会や各種支援制度等の情報提供を行います。



問合せ先
東京都企業立地相談センター
（東京都江東区東陽 2-4-24 サスセンター 1 階）
☎03（6803）6280（平日 9：00-17：00）

事業承継・再生支援事業

事業承継や経営状況に問題を抱えている中小企業者に対して、専門スタッフが巡回相談に応じ、課題の分析や計画の策定、実行に向けたアドバイスまで一気通貫で支援いたします。さらに、承継前後の経営課題を解決するため、支援スタッフによる長期の伴走支援や、後継者不在企業に対する第三者承継（M&A）の取り組みも支援いたします。また、普及啓発の一環として、事業承継に向けた準備の必要性を認識するセミナーや、後継者の育成・経営を学ぶ講座を開催します。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　総合支援課
☎0120（008）275
☎03（3251）7885

持続的な成長に向けた経営強靭化事業

中小企業の「企業改革力」の向上に向けて戦略立案から計画の策定、実行、資金支援までを一気通貫で実施します。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　取引振興課
☎ 03-5822-7250

経営統合等による産業力強化支援事業

サプライチェーン全体の付加価値向上につながる経営統合等を契機とした新たな取組を支援することにより、都内中小企業の大規模な変革を強力に後押しします。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　取引振興課
☎ 03-5822-7250

事業承継税制の対象企業認定

経営承継円滑化法に基づき、中小企業又は個人事業者の後継者が先代経営者からの贈与、相続又は遺贈により取得した非上場株式等に係る贈与税・相続税を納税猶予する対象企業の認定を行い、円滑な事業承継を支援します。

問合せ先
産業労働局商工部経営支援課　☎ 03（5320）4785

事業承継を契機とした成長支援事業

事業承継後にさらなる成長を目指す後継者が取り組む新規事業展開・新規販路開拓を後押しすることにより、都内中小企業の事業承継を支援します。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　助成課
☎ 03（5244）4267

中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス

都と都内中小企業支援機関との連携の下、商工会・商工会議所の経営指導員と中小企業診断士が専門的な知見に基づいた経営状況の分析と潜在的な課題の発見を行います。また、発見した課題に応じた専門家を派遣することで、短期的・中長期的課題の解決、事業計画の策定、事業計画の継続的な実行を支援します。

問合せ先
中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会
☎ 03（3283）7388

成長産業分野への事業転換に向けた製品開発支援事業

優れた技術力を活かして新たな成長産業分野へ事業転換を行う中小企業に対し、専門家の助言等により、成長産業分野への進出を支援します。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　助成課
☎ 03（3251）7894

観光事業者向けワンストップ支援センター

観光関連事業者の経営課題に対し、相談から解決に向けた取組への支援にワンストップで対応する窓口を設置し、対応します。ご相談内容に応じた専門家の派遣、各支援メニューのご案内、セミナー・交流会を実施します。

問合せ先
（公財）東京観光財団　☎ 03（5579）2316

中小企業者向け省エネ促進税制

問合せ先
対象機器について　（公財）東京都環境公社
☎ 03（5990）5087
減免について　東京都主税局
① ☎ 03（5388）2963（法人事業税班）
② ☎ 03（5388）2969（個人事業税班）

名称	対象者	事業内容	対象機器	減免額
中小企業者向け省エネ促進税制	中小企業者（資本金1億円以下の法人等、個人事業者）	「地球温暖化対策報告書」等を提出した都内の中小規模事業所等において、都が指定する導入推奨機器を取得した場合に、事業税（法人事業税・個人事業税）を減免します。	・空調設備 ・照明設備 ・小型ボイラー設備 ・再生可能エネルギー設備	設備の取得価額（上限2,000万円）の1/2を事業税額から減免（ただし、事業税額の1/2を限度とする）

省エネルギー診断

都内の中小規模事業所を対象に、省エネルギー診断と運用改善技術支援を通じて、エネルギー使用の無駄をなくし、「経営に優しいコスト削減」と「環境に優しいＣＯ2削減」の両立を支援します。診断は全て無料です。

問合せ先
（公財）東京都環境公社　☎ 03（5990）5087

省エネ・再エネ等に係るワンストップ相談窓口

都内事業所におけるエネルギー対策の支援強化を図るため、節電・省エネ、再エネなどに関する中小企業者等からのお問い合わせに対応します。

相談受付内容
- 事業所における省エネ対策、再エネ利用等に係る一般的な内容、アドバイス
- 事業者向けの省エネ、再エネ等に係る各種支援制度など

問合せ先
（公財）東京都環境公社　☎ 03（5990）5239
（平日９：00-17：45）

ＤＸ推進トータルサポート事業

中小企業のＤＸを推進する取組を総合的に支援します。アドバイザーによるＤＸ戦略やAI活用計画の策定支援、デジタル技術の導入から活用まで長期的なサポートを行うほか、デジタル技術の導入等に要する経費の一部を助成します。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　生産性向上支援課
☎03（3251）7917

中小企業デジタルコンシェルジュ

都や公社等のデジタル関連の支援メニューの紹介やDXの専門家による個別相談対応をワンストップで行う総合窓口を設置し、中小企業のデジタル化に向けた取組を支援します。

問合せ先
産業労働局商工部経営支援課　☎03（5320）4784

中小企業デジタル化ファーストステップ支援事業

中小企業のデジタル化を促進するため、デジタル化の必要性を周知するとともに、専門家によるデジタル化診断及びデジタルツールの活用支援を行い、各企業の取組状況に応じた支援メニュー（デジタル化支援施策）への接続を実施します。

問合せ先
産業労働局商工部経営支援課　☎03（5320）4784

スタートアップを活用したリスキリングによる中小企業デジタル化支援

リスキリングに知見のあるスタートアップで構成するプラットフォームを構築し、デジタル化を推進したい中小企業に対し、スタートアップの知見を活かしたリスキリングを実施することで企業のデジタル化を支援します。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　生産性向上支援課
☎03（3251）7917

スタートアップ等を活用した価格転嫁・賃上げ支援事業

スタートアップ企業等が提供するツールを効果的に活用し、中小企業の自社コスト把握をサポートするとともに、コンサルタントによるツール導入に向けた支援により、中小企業の価格交渉や賃上げに向けた準備を後押します。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　生産性向上支援課
☎03（3251）7917

中小企業新戦略・事業承継支援事業（団体向け）（中小企業組合等新戦略事業ネクスト・団体連携型事業承継支援事業）

中小企業団体等又は中小企業グループが取り組む業界の活性化に向けた共同事業の実施に対して、コーディネータ派遣や取組経費の一部助成により、事業計画の策定から事業の実施までを一体的に支援します。

また、団体が取り組むデジタル技術等を活用した販売力強化や事業承継につながる先進的な事業プランを選定し、実施に向けて包括的に支援します。

問合せ先
（中小企業組合等新戦略事業ネクストについて）
東京都中小企業団体中央会　振興課
☎03（3542）0040
（団体連携型事業承継支援事業について）
東京都中小企業団体中央会　支援課
☎03（3542）0318

中小企業団体による課題解決促進事業

各業界を取り巻く経営課題の解決に向け、業界団体が自ら策定する構造改革プランに基づいて実施する先進的な取組を包括的に支援します。

問合せ先
東京都中小企業団体中央会　支援課
☎03（3542）0318

東京都 BCP 策定支援事業

災害や感染症の蔓延等、事業活動の中断につながる事態が発生した際に、中核となる事業を維持または早期復旧させるための「事業継続計画」（BCP）の策定を支援します。既に策定済みの方には、BCPの改善や定着を支援します。

また、策定したBCPを実践するにあたって、必要な設備の購入経費等の一部を助成します。

☆この事業は社会課題解決融資（p40）の対象です。

問合せ先
●策定支援について
（公財）東京都中小企業振興公社　総合支援課
☎03（3251）7885
●助成金について
（公財）東京都中小企業振興公社　設備支援課
☎03（3251）7889

中小企業サイバーセキュリティ対策事業

様々な支援を通じて、中小企業のセキュリティ対策の向上や実践を後押しします。

1　**サイバーセキュリティ普及啓発事業**

①サイバーセキュリティ普及促進事業
ポータルサイトやガイドブック等を活用し、サイバーセキュリティ対策に関する普及啓発を行うとともに、サイバーセキュリティ対策に関する様々な内容について相談を受け付けています。

②サイバーセキュリティ啓発事業
サイバー攻撃演習セミナー、標的型攻撃メール訓練、ネットワーク調査を通じてセキュリティの意識啓発を支援します。

2　**サイバーセキュリティ基本対策事業**

セキュリティ機器やソフトウェアの技術的対策の導入支援や、情報セキュリティポリシーの策定・見直しや情報資産管理台帳の整備への専門的支援などのサポートをします。

3　**サイバーセキュリティ社内体制整備事業**

①実践力強化プログラム
サイバーセキュリティ人材の育成支援や実践的な課題解決を通じ、セキュリティ対策の継続性の担保を後押しします。

②インシデント対応強化
専門家を支援企業に派遣し、社内のインシデント対応体制（CSIRT、IT-BCP 等）の構築を支援します。また、インシデント机上演習を実施し、社内のインシデント対応力の強化を図ります。

③フォローアップ
専門家によるセキュリティ対策点検を行い、定期的なセキュリティ対策の見直しを支援するほか、セキュリティ対策に役立つ情報を発信・提供します。

4　**サイバーセキュリティ対策促進助成事業**

サイバーセキュリティ対策を実施するために必要となる機器の導入経費の一部を助成します。

問合せ先
（サイバーセキュリティ普及啓発・基本対策・社内体制整備事業について）
産業労働局商工部経営支援課　☎03（5320）4773
（サイバーセキュリティ対策促進助成事業について）
（公財）東京都中小企業振興公社　設備支援課
☎03（3251）7889

中小企業ＳＤＧｓ経営推進事業

ＳＤＧｓ経営を推進するための施策（普及啓発、情報発信等）を展開し、企業の中長期的な成長を促進することで、企業価値や競争力の向上を図ります。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社 経営戦略課
☎03（5822）7232

金融機関と連携したサステナビリティ経営促進事業

中堅・中小企業が連携金融機関からサステナビリティ・リンク・ローン（ＳＬＬ）、ポジティブ・インパクト・ファイナンス（ＰＩＦ）などのＳＤＧｓ関連融資により資金調達を行う際に必要となる費用の一部を補助します。
詳細は、以下の URL をご参照ください。
https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/gfct/initiatives/green-finance/sustainability-management

問合せ先
産業労働局総務部国際金融都市推進課
☎03（5320）6274

サステナビリティ経営推進情報発信ポータルサイト

サステナビリティ経営に取り組む企業の好事例や、SDGs関連の補助金・セミナー情報等を一元化して発信するポータルサイト「東京サステナブルＮａｖｉ」を運営し、中堅・中小企業のサステナビリティ経営への転換を支援しています。
アクセスはこちらから
https://www.tokyosustainable.metro.tokyo.lg.jp/

問合せ先
産業労働局総務部国際金融都市推進課
☎03（5320）6274

ゼロエミッション実現に向けた経営推進支援事業

中小企業のゼロエミッションの実現に向けて、脱炭素化などの取組の普及啓発から経営戦略の策定、経費の助成、人材育成までを総合的に支援（PDCA 支援）します。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社 経営戦略課
☎03（5822）7232

経営力強化に向けた創意工夫チャレンジ促進事業

中小企業の成長を見据えた業務改善や新事業の展開を後押しするため、必要な経費の一部を助成するとともに、専門家によるアドバイスを実施します。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　助成課
☎03（5244）4260

中小企業収益力強化サポート事業

物価高騰により事業継続に苦心している中小企業に対し、収益力向上に向けた計画策定や実行に向けた伴走支援・経費の一部助成などを実施します。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　生産性向上支援課
☎03（5244）4276

グリーン製品市場の創出に向けたサプライチェーンにおける脱炭素化支援事業

CFP を活用したグリーン製品を創出するサプライチェーン等を支援します。

1　ハンズオン支援
製品単位での温室効果ガス（GHG）排出量を可視化するカーボンフットプリント（CFP）算定を活用し、従来品よりも CO_2 排出量が少ないグリーン製品の開発・生産、ブランディング、PR 等を支援します。
支援対象
①大企業、中堅企業、中小企業等で構成するグループ
②中堅企業、中小企業、スタートアップ単独

2　助成金
上記のハンズオン支援に基づく取組に係る経費の一部を助成します。
※都内に事業所のある中小企業等が対象
上限額：1 社につき５，０００万円
補助率：1/2（中堅企業）2/3（中小企業等）

問合せ先
ハンズオン支援：産業労働局産業・エネルギー政策部計画課
☎03（5000）7721
助成金：（公財）東京都環境公社　事業支援チーム
☎03（5990）5088

企業の脱炭素経営に向けた計画策定支援事業

サプライチェーンの CO_2 排出量の「見える化」や、SBT認定取得を支援します。

1　CO_2 排出量の「見える化」の無料支援
- 可視化システムを活用した CO_2 排出量の算出
- 人材育成支援（脱炭素に関する研修コンテンツの提供や勉強会等）
- CO_2 排出量の算出結果を踏まえた取組提案

支援対象：都内中小企業

2　助成金

中長期的な削減計画である国際認定（SBT認定）取得に係るコンサルティング費用等の経費及び申請費用を助成します。

[都内中小企業]
- 補助率 2/3（上限 80 万円）

[都内大企業等]
- 補助率 1/2（上限 600 万円）

問合せ先
（公財）東京都環境公社　省エネ推進チーム
☎ 03（5990）5343

⑵　雇用環境の整備

テレワークトータルサポート事業

ICT 等の専門家により、業務の棚卸や機器及びツールの選定、規程の整備、運用課題の解決等についての助言を行い、テレワークの導入・定着・促進に向けた取組を支援します。

問合せ先
産業労働局雇用就業部労働環境課
☎ 03（5320）4657

テレワーク普及促進プロジェクト

都内企業のテレワークの導入や多様な働き方（ＡＢＷ）に向けた取組を支援するため、都のテレワーク関連施策を一元的に紹介するポータルサイトの運営を行います。

また、テレワーク導入が進んでいない業種向けのセミナーやＡＢＷを取り入れている企業への見学会を実施します。

問合せ先
産業労働局雇用就業部労働環境課
☎ 03（5320）4657

TOKYO シェアオフィス墨田

東京都がテレワークによる柔軟な働き方を促進するために開設したサテライトオフィスです。個人利用向けのワークスペースのほか、会議室や配信スタジオなどを備えています。

問合せ先
（公財）東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課
☎ 03（5211）2762

働き方改革パワーアップ応援事業

企業が自社の課題を把握し、主体的に働き方改革に取り組めるよう、相談窓口の設置、働き方改革に必要な法知識やノウハウ等の提供、従業員サーベイに基づく課題への専門家の派遣・機運醸成を図るための交流会を行います。

1　相談窓口
電話・メール・オンラインによる、働き方改革に関する企業向けの相談窓口を設置しています。

2　働き方改革セミナー
主に中小企業の経営者や人事労務担当者等を対象に、働き方改革に関する法令や他社の取組事例、最新の動向をおさえるセミナーを実施します。

3　専門家派遣
従業員サーベイにより社内の課題を把握し、結果をもとに解決を図るため、従業員サーベイと専門家による助言をパッケージで提供します。

4　企業交流会
長時間労働の是正等に向けて、人事担当者等が情報交換を行い、自社にあった具体的な手法を学ぶとともに、意識改革・機運醸成を図るための交流会を開催します。

問合せ先
労働相談情報センター事業普及課 ☎ 03（5211）2248

東京の未来の働き方推進事業

都内中小企業等に対し、多様な働き方の推進と、テクノロジーを活用した生産性の高い働き方を後押しします。

1　未来の働き方推進フォーラム
多様な働き方やテクノロジーを活用した働き方改革に関するフォーラムを開催します。

2　「東京サステナブルワーク企業」登録
「残業の少ない働き方」等の働き方改革に積極的に取り組む企業を「東京サステナブルワーク企業」として登録します。

3　専門家派遣
「東京サステナブルワーク企業」の登録を目指す企業の取組や、テクノロジーを活用した「未来の働き方」に向けた取組を支援するため、専門家を派遣します。

4　「Tokyo Future Work Award」表彰
「東京サステナブルワーク企業」の中から、テクノロジーを活用した「未来の働き方」を実現している企業を表彰します。

問合せ先
産業労働局雇用就業部労働環境課　☎03（5320）4641

「手取り時間」創出・エンゲージメント向上推進事業

都内中小企業等の持続的な成長に向け、従業員の多様で柔軟な働き方を推進することにより、「手取り時間」の創出やエンゲージメントの向上、ライフステージの支援、賃金の引上げに向けた企業の取組を後押しします。

1　企業の労働生産性の向上に向け、社内の制度整備に向けた助言を行う専門家を派遣し、従業員の「手取り時間」の創出やエンゲージメントの向上、ライフステージの支援、賃金の引上げの取組を後押しします。

2　取組内容に応じて奨励金を支給します。

問合せ先
（公財）東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課
☎ 03（5211）0394

リスキリング・キャリアデザイン応援事業

企業の労働生産性の向上と誰もが希望に応じて学びなおすことができる職場づくりを後押しするため、従業員のリスキリングの環境整備に取り組む企業を支援します。

１　専門家派遣

取組計画の策定や制度整備等に向けた助言を行うため、専門家を派遣します。（１社あたり最大２回まで（１回目は必須））

２　奨励金

リスキリングやキャリアデザインを支援する制度を整備した企業に、奨励金を支給します。（規模：１００社（１社あたり最大４０万円））

問合せ先
（公財）東京しごと財団企業支援部企業支援課
☎03（5211）0392

ＥＳ（社員満足度）向上による若手人材確保・定着事業

従業員の住宅・食事・健康に関する福利厚生の充実による従業員のＥＳ（Employee Satisfaction 社員満足度）の向上を通じて、若手人材の採用・定着を図る都内中小企業の取組をサポートします。（→ p61）

１　専門家派遣

福利厚生の充実による若手人材の確保・定着に関して様々な知見を有する専門家を派遣し、企業の取組計画の作成を支援します（１社あたり最大３回）。

２　ＥＳを高める取組への費用助成

専門家派遣を受けて取組計画を作成し、ＥＳ向上の取組を行った企業に、経費を助成します（助成率1/2、上限あり）。

問合せ先
（公財）東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課
☎03（5211）0397

メンタルヘルスのための職場環境づくり推進事業

１　職場のポジティブメンタルヘルスシンポジウムの開催

主に中小企業の経営者の方を対象に、メンタルヘルス対策の重要性や企業経営への好影響について紹介する「職場のポジティブメンタルヘルスシンポジウム」を開催します。

２　職場のメンタルヘルス対策相談会の開催

職場内におけるメンタルヘルス対策の進め方等について、専門家がアドバイスを行う相談会を開催します。

３　講座の開催

職場のメンタルヘルス対策について基礎的な知識の習得を目的とした講座を開催します。

問合せ先
産業労働局雇用就業部労働環境課　☎03（5320）4652

雇用管理等に関する相談

労働相談

・就業規則を作りたい
・労働組合について知りたい
・賃金や退職金の水準を知りたい

こんなときは労働相談情報センターの労働相談をご利用ください。労働相談情報センターでは、事業主の方からのご相談もお受けしております。

（→ p6）

問合せ先
労働相談情報センター及び各事務所　（☎→ p88）

非正規雇用アドバイザー制度

アドバイザーが、事業所等を訪問し、パートタイム・有期雇用労働法のポイントや非正規労働者の雇用管理の改善についてアドバイスをしています。

問合せ先
労働相談情報センター及び各事務所　（☎→ p88）

女性活躍に関する相談（はたらく女性スクエア）

働く女性の総合相談窓口

女性管理職登用等に取り組む企業等を対象に、オンライン・対面で相談をお受けしています。（事前予約制）

（→ p7）

問合せ先
はたらく女性スクエア（労働相談情報センター青山事務所）
（☎ → p88）

働きやすい職場環境づくり

従業員が安心して働くことのできる雇用環境の整備を推進するため、育児・介護や病気治療と仕事の両立、非正規労働者の雇用環境の改善等に取り組む中小企業等を支援します。

１　研修会

働きやすい職場環境づくりに関する知識を習得できる企業向けの研修会を行います。

２　専門家派遣

働きやすい職場環境づくりに意欲がある企業等に専門家を派遣（無料）し、企業の取組レベルに応じた助言を行います。

３　奨励金

働きやすい職場環境づくりを図る取組を行った企業に対して奨励金を支給します。

（→ p59）

問合せ先
労働相談情報センター及び各事務所（青山を除く）（☎ → p88）

東京ライフ・ワーク・バランス認定企業制度

東京ライフ・ワーク・バランス認定企業

従業員が生活と仕事を両立しながらいきいきと働き続けられる職場の実現に向けて、優れた取組を実施している中小企業等を東京ライフ・ワーク・バランス認定企業として認定しています。認定企業には「PR用映像」等を東京都が作成し、取組内容を東京都のホームページ等で広く公表します。

https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/hatarakikata/lwb/ikiiki/

また、「ライフ・ワーク・バランス EXPO 東京」で認定状授与式のほか取組の紹介、認定企業の PR を行います。

問合せ先
産業労働局雇用就業部労働環境課　☎03（5320）4649

介護と仕事との両立推進事業

1　家庭と仕事の両立支援ポータルサイト

短編動画やデジタルブックのほか、企業の好事例や従業員の体験談、有識者のコラムを掲載し、家庭と仕事の両立に役立つ情報を提供しています。

「家庭と仕事の両立支援ポータルサイト」
https://www.katei-ryouritsu.metro.tokyo.lg.jp/

2　介護と仕事の両立推進シンポジウム

主に中小企業経営者、人事労務担当者、従業員の方を対象に、介護と仕事の両立の重要性や取組事例について紹介するイベントを開催します。

問合せ先
産業労働局雇用就業部労働環境課　☎03（5320）4649

働く人の育業応援事業

従業員が、一定期間以上の育業をするとともに、安心して育業し復職しやすい職場環境整備を新たに行った企業等に奨励金を支給します。

また、同僚への応援手当、同僚への評価、表彰制度の取組を行った場合、最大 50 万円を加算するほか、男性育業を推進するための取組を行った場合、1 項目につき 20 万円加算（最大 4 項目）します。さらに、男性の育業に基づく申請を行った企業には、その期間や人数に応じて最大 165 万円を加算します。

対象 : 都内中堅・中小企業等
支給額 : 基本支給額　125 万円
（加算により最大 420 万円）

問合せ先
（公財）東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課
☎03（5211）2399

介護休業取得応援事業

従業員が合計 15 日以上の介護休業（有給の介護休暇を含む）を取得し、原職等に復帰するとともに、就業規則等で法定を上回る介護休業期間等の規定を新たに整備した企業に対して、奨励金を支給します。また、同僚への応援手当、同僚への評価、表彰制度の取組を行った場合、最大 50 万円を加算するほか、育介法に定める介護離職防止のための雇用環境整備を 2 つ以上実施した場合や管理職の介護休業取得、体験談の周知を実施した場合、それぞれ 20 万円を加算します。

・対象：都内中小企業等
・金額：合計 15 日以上で 27.5 万円
　　合計 31 日以上で 55 万円（加算により最大145 万円）

問合せ先
（公財）東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課
☎03（5211）2399

男性育業促進に向けた普及啓発事業

1　TOKYO パパ育業促進企業の登録

男性従業員の育業取得率が 50%以上で、一定の平均取得日数を達成し、今後も継続して育業を促進する企業を「TOKYO パパ育業促進企業」として登録し、取得率に応じたマークを付与します。また、その取組内容を東京都が積極的に PR・発信します。

2　男性の育業促進に向けた普及啓発等

男性育業に関するオンラインセミナーの開催、取組の好事例の紹介・発信等を実施します。

https://www.katei-ryouritsu.metro.tokyo.lg.jp/danseiikukyu/

問合せ先
産業労働局雇用就業部労働環境課　☎03（5320）4649

男性育業推進リーダー事業

育業経験のある男性を「男性育業推進リーダー」として設置し、男性育業の課題把握や具体的な取組を実施した中堅・中小企業等に奨励金を支給するとともに、取組等の要件を満たした企業を「男性育業推進リーダー設置企業」として認定します。

（1）奨励金

男性育業の経験者を「男性育業推進リーダー」として設置し、男性育業の課題把握・目標設定・社内研修等を実施するとともに、グループ会社等へ波及した中堅・中小企業等に奨励金を支給します。

○　対　象：都内中堅・中小企業等（常時雇用労働者数 1,000 人以下）
○　規　模：６５件
○　金　額：１００万円

（2）認定

奨励金支給企業等を「男性育業推進リーダー設置企業」として認定するとともに、都のホームページにて取組を紹介します（認定対象には奨励金の要件と同様の取組を実施した大企業等を含む）。

問合せ先
はたらく女性スクエア（労働相談情報センター青山事務所）
☎03（6427）7518

企業と働く女性のキャリアパートナーシップ支援事業

女性が幅広くキャリアを選択し、仕事と健康課題の両立を支援するとともに、企業の経営者に対して、意思決定層への女性雇用に向けた取組を支援するため、16の無料プログラムを実施します。

問合せ先
はたらく女性スクエア（労働相談情報センター青山事務所）
☎03（6803）8908

企業における「年収の壁突破」総合対策促進事業

３つの事業メニューで個人・企業の年収の壁に関する課題に対応します。

１　個別相談窓口

「年収の壁」に関する相談を電話、メール、オンラインで受付、社労士・税理士・FP が対応

２　専門家派遣

従業員の就業時間調整や人材活用等に課題を抱える企業に対し専門家を派遣

３　セミナー

○普及啓発セミナー：「年収の壁」の基礎知識や最新の動向、社会保険加入のメリットなどを詳しく解説

○企業向けセミナー：就業調整に悩む企業へ、どう解決していくか、他社の取り組み事例や国や都の支援策を紹介

○集合型セミナー：「ライフ×キャリアシミュレーター」を体験しながら、自身のライフとキャリアの将来設計を作成、同時に相談会も実施

問合せ先
東京都「年収の壁」を知る　運営事務局
☎0120（041）052

キャリアとチャイルドプラン両立支援事業

不妊・不育症治療や卵子凍結に関する正しい知識や認識とプレコンセプションケアの考え方が広まるよう、企業に向けた普及啓発を実施するとともに、職場環境整備に関する制度等を整備した企業に対し奨励金を支給します。

１　セミナーの実施

不妊治療等と仕事の両立、プレコンセプションケアに関する内容

２　相談会の実施

不妊治療等と仕事の両立について、企業の担当者等が抱える悩み等に対する専門家による相談会を実施

３　職場環境整備奨励金

（１）不妊治療・不育症治療に係る職場環境整備奨励金
・対象：都内企業等
・奨励内容等
①不妊治療・不育症治療のための休暇制度等の整備　４０万円
②不育症治療のための休暇制度等の整備　１０万円

（２）卵子凍結に係る職場環境整備奨励金
・対象：都内企業等
・奨励内容等
①卵子凍結に係る休暇制度等の整備　２０万円
②卵子凍結に係る福利厚生制度の整備　４０万円
※②については、①と同時に申請するか又は過年度に①のみを実施した場合に単独で申請可能

問合せ先
はたらく女性スクエア（労働相談情報センター青山事務所）
☎03（6427）7260

働く女性のウェルネス向上事業

生理やPMS（月経前症候群）、更年期症状、産後のホルモンバランスの乱れなどをテーマに、企業・従業員双方の意識を高め、皆様に役立つ情報を発信するとともに、企業における女性の健康課題と仕事の両立とする職場環境整備の支援を実施しています。

（１）特設サイトによる発信・普及
「働く女性のウェルネス向上委員会」
https://women-wellness.metro.tokyo.lg.jp/

（２）フェムテック導入による職場環境整備の支援
・対象：都内企業等
・奨励内容等
フェムテック製品・サービスを新たに導入し、福利厚生制度を整備・拡充した場合等に奨励金 20 万円を支給

（３）「女性従業員の健康支援」モデル事業
女性従業員の健康支援に取り組む企業のモデル事業を実施します。
・協力金額　２０万円

問合せ先
（１）、（２）はたらく女性スクエア
（労働相談情報センター青山事務所）☎03（6427）7518
（３）産業労働局雇用就業部労働環境課
☎03（5320）4645

フリーランス就業環境整備支援事業

企業やフリーランスの方を対象に、「フリーランス・事業者間取引適正化等法」の知識や必要な取組等に関する情報を提供するセミナーや専門家派遣、専門家相談を実施します。

１　オンラインセミナー

取引適正化やフリーランスの就業環境整備等の知識を習得するオンラインセミナーを実施します。

２　専門家派遣（社会保険労務士等）

フリーランスの就業環境整備等を行う企業等に、社会保険労務士等の専門家を派遣します。

３　専門家相談（弁護士）

フリーランスの就業環境等に関する相談を弁護士が直接お受けします。（労働相談情報センターにて実施。事前予約制、原則１人 30 分、１回限り）
相 談 日　水・金曜日（祝日、12 月 29 日～１月３日を除く。）
開設時間　午前９時 30 分～午前 11 時 30 分

問合せ先
労働相談情報センター及び各事務所（青山を除く）（☎→ P88）

中小企業の賃金制度整備等支援事業

賃上げの促進に向け、賃上げに関する手法や新たな賃金制度等に関する情報を提供する特別講座や専門家派遣、企業の取組事例の紹介を実施します。

１　特別講座

企業の経営者や人事労務担当者等を対象に、賃金をめぐる情勢や賃上げに関する手法、ジョブ型の賃金制度等に関する特別講座を実施し、賃金制度の整備等を支援します。

２　専門家派遣

賃上げや賃金制度、退職金制度の見直し等を行う企業等に、社会保険労務士等の専門家を派遣します。

3　賃上げに関する Web サイト

都や国の賃上げに関する支援策や賃上げで成功している企業の好事例等、賃金制度等に関する情報を以下の Web サイトで提供します。（順次更新）

https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/hatarakikata/kaikaku/shoguukaizen/index.html

4　賃上げに関する相談窓口の設置

賃上げの取組を検討する中小企業等からの相談を社会保険労務士がお受けします。（労働相談情報センターにて実施。事前予約制、原則 1 案件 50 分、1 回限り）

相談日　木曜日（祝日、12 月 29 日～ 1 月 3 日を除く）

開設時間　午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分

問合せ先

労働相談情報センター及び各事務所（青山を除く）（1.2.4 のみ）（☎→ P88）

産業労働局雇用就業部労働環境課　☎ 03（5320）4649

外国人労働者の雇用環境等啓発事業

新たに外国人労働者を雇用する中小企業や外国人労働者向けに、雇用・労働問題に関する特別相談会や外国人雇用に関するセミナー等を実施します。

1　外国人労働者特別労働相談会

外国人労働者に関わる労働時間、賃金等の労働条件、処遇に関する差別的取扱、ハラスメント・メンタルヘルス問題、在留資格など雇用問題全般の相談に対応するため、東京外国人材採用ナビセンターや東京出入国在留管理局と連携して、外国人労働者特別相談会を実施します。

2　外国人雇用に関するセミナー

特定技能 2 号となった外国人労働者の処遇（国籍による差別的取扱禁止）や技能実習制度に代わる新たな在留資格「育成就労制度」の創設に向けた検討状況・労働時間や賃金制度などの法制度の解説、ハラスメントに関するセミナーを実施します。

3　外国人労働者の雇用問題個別相談会

セミナーと組み合わせて個別相談を実施します。

問合せ先

労働相談情報センター及び各事務所（青山を除く）（☎→ P88）

カスタマーハラスメント防止対策推進事業

令和 7 年 4 月施行の「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」の実効性を確保するため、カスタマーハラスメントに関する正しい理解の浸透や社会全体での防止対策を推進します。

1　奨励金

ア 団体向け奨励金

会員企業及びその従業員向けに防止対策の体制を整備した場合、その取組等に対して奨励金を支給します。

［対　象］都内業界団体

［金　額］最大 100 万円

- 企業向け対策方針の策定・周知　20 万円
- 防止対策のサポート窓口の設置　40 万円
- 対策研修の実施　20 万円
- 外部人材等活用による対策の実施　20 万円

イ 企業向け奨励金

条例で規定する事業者の措置等を速やかに都内企業へ浸透させるため、条例施行日以降、より実践的な防止対策を行った企業等に奨励金を支給します。

［対　象］都内中小企業等

［金　額］40 万円

・防止対策マニュアルの作成に加え、以下のいずれか一つの対象の取組を実施「録音・録画環境の整備」「ＡＩを活用したシステム等の導入」「外部人材の活用」

2　相談窓口等

ア 東京都カスタマーハラスメント総合相談窓口

カスハラに関する問い合わせを一元的に受け付ける総合相談窓口を運営し、事業者・就業者・顧客等からの相談に対応します。（P7 働くあなたへ）

イ 団体向けコンサルティング

業界に精通した専門家等によるコンサルティングにより、各業界が会員向けに定める防止対策マニュアルの作成を支援します。

［対　象］都内業界団体

ウ 団体向けセミナー

カスハラの課題が深刻な業種を中心に、カスハラの未然防止や発生時の対応等に関するセミナーを実施します。

［対　象］都内業界団体、会員企業等

問合せ先

産業労働局雇用就業部労働環境課

☎ 03（6420）0862

東京ジョブコーチ職場定着支援事業

事業者が障害者を円滑に受入れ雇用継続できるように、国に準じた都独自の東京ジョブコーチが、企業等の要請に応じて職場定着支援を行います。

問合せ先

（公財）東京しごと財団総合支援部障害者就業支援課

☎ 03（5211）2682

東京ジョブコーチ支援センター　☎ 03（3378）7057

女性の活躍を推進する条例の普及支援事業

働く場において、女性が個性や能力を発揮できる環境の整備を推進するため、条例に関する相談窓口を運営し、企業・都民からの相談に対応します。

https://josei-katsuyaku.metro.tokyo.lg.jp/helpdesk/

問合せ先

女性活躍推進相談窓口　☎ 0120-502066

女性活躍推進度診断ツール

自社の女性活躍の推進状況を分析し、可視化できる診断ツールを提供しています。

https://josei-suishin.metro.tokyo.lg.jp/

問合せ先

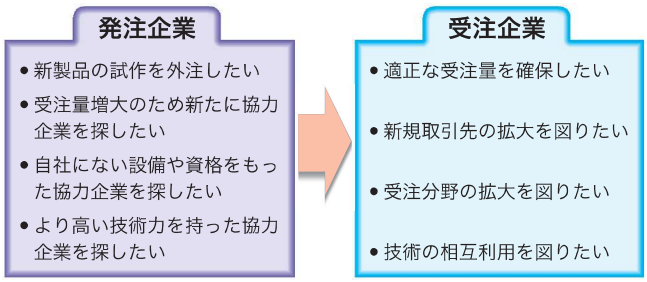
女性活躍推進度診断ツール運営事務局

☎ 03（4550）6325

⑶　販路開拓・取引情報

受注・発注情報の提供

（公財）東京都中小企業振興公社では、受注・発注を求めている企業に情報の提供を行っています。情報提供には、公社への登録が必要です。公社ホームページから登録できます。



問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　取引振興課
☎03（5822）7250
同　城東・城南・多摩各支社　（☎→ p85）

中小企業受注拡大プロジェクト

1　ビジネスチャンス・ナビ：官民の調達情報を一元的に集約し中小企業に情報提供することで受注機会の拡大を支援しています。https://www.chancenavi.jp/bcn/
2　東京ビジネスフロンティア：中小企業の創意あふれる製品・サービス等を各展示会で共同出展することで、販路開拓を支援しています。
3　ウェブ見本市：中小企業の製品・サービスを掲載することで商談の活性化を図ります。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　取引振興課
☎03（5822）7239

先端技術を活用した社会課題解決促進事業

AI/XR/メタバース等の先端技術を活用した社会課題の解決につながるソリューションを募り、優れた製品・サービスを表彰するとともに、販路開拓等を支援します。

問合せ先
産業労働局商工部経営支援課　☎03（5320）4887

全国連携を踏まえた展示・商談会開催事業

原材料価格高騰等の影響を受けた業種を中心に全国から出展や参加を募集、展示会や商談会を開催することで、中小企業の販路開拓のルート確保と国内のサプライチェーンの強化・構築を行います。

問合せ先
東京商工会議所　ビジネス交流部　☎03（3283）7804

医療機器産業への参入支援

医療機器産業に中小企業が参入するには許可を持った既存の製販企業及び病院等との連携が重要です。企業毎に担当のコーディネーターを設置し、製販企業等とのマッチングや共同による機器開発への支援を実施します。

医療機器産業参入促進助成として、都内ものづくり中小企業と製販企業が新たな医療機器の共同開発を行うにあたり、研究開発から実用化までの経費の一部を助成します。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　取引振興課
（制度全般について）　☎03（5201）7323
（助成金について）　☎03（5822）7250

航空宇宙産業への参入支援事業

航空宇宙産業に参入する中小企業等を支援するため、セミナー及び交流会を開催するとともに、衛星等に係る機器やサービスの開発などに必要な経費の一部を助成します。

東京エリアの中小企業を中心とした企業コミュニティ、Tokyo Metropolitan Aviation Network（略称「TMAN」）では、商談マッチング、ワークショップ等を実施し、中小企業の航空機産業参入を支援しています。

問合せ先
●セミナー・交流会について
（公財）東京都中小企業振興公社　取引振興課
☎03（5822）7250
●助成金について
（公財）東京都中小企業振興公社　助成課
☎03（3251）7894
● Tokyo Metropolitan Aviation Network について
産業労働局商工部創業支援課
☎03（5320）4762

新事業分野開拓者認定制度（東京都トライアル発注認定制度）

都内中小企業者の新規性の高い優れた新商品及び新役務（サービス）の普及を支援するため、都が新商品等を認定してPR 等を行うとともに、その一部を試験的に購入し評価します。

問合せ先
産業労働局商工部創業支援課　☎03（5320）4745

九都県市合同商談会

首都圏全体における産業の国際競争力の強化に向け、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市）連携による合同商談会を実施します。この商談会を契機として、中小企業の広域的な取引のきっかけづくりや新たなビジネスチャンスの創出を支援します。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　取引振興課
☎03（5822）7250
産業労働局商工部経営支援課　☎03（5320）4784

地域連携型商談機会創出事業

都内中小企業と地方の企業の相互のビジネス拡大・発展を図るため、地方で開催される展示会等の場を活用し、各地域の自治体・商工会議所等と連携しながら、都内中小企業と地方の企業とが受発注や技術連携のための商談・交流を行う機会を創出します。

問合せ先
東京商工会議所　ビジネス交流部　☎03（3283）7804
（公財）東京都中小企業振興公社　販路・海外展開支援課
☎03（5822）7234

メディア活用販路開拓支援事業

メディア（テレビショッピング･インターネット販売等）を活用して商品を紹介・販売することで、都内中小企業が開発する優れた商品の更なる販路拡大につながるよう、ノウハウを学ぶセミナーや商談会を開催します。

問合せ先
産業労働局商工部経営支援課　☎03（5320）4798

コンテンツ企業と異業種企業の連携促進事業

東京都は、コンテンツ産業と他産業との交流を契機とした企業間ネットワークの拡大・業種を超えた連携促進などにより、コンテンツ活用の裾野を拡げていくため、異業種交流イベントを開催します。

問合せ先
産業労働局商工部経営支援課　☎03（5320）4798

ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業

都内中小企業の成長を図るとともに、脱炭素社会の実現に貢献するため、都内中小企業のゼロエミッションに資する新製品開発・技術開発及び販路開拓等を総合的に支援します。

問合せ先
●製品開発支援について
（公財）東京都中小企業振興公社　多摩支社
☎042（500）3901
●販路拡大支援について
（公財）東京都中小企業振興公社 助成課
☎03（3251）7895

東京都競争入札参加資格

物品買入や工事請負などの入札に参加するためには、入札参加資格を取得すること（「東京都競争入札参加有資格者名簿」に登載されること）が必要です。
入札参加資格の申請方法につきましては、東京都電子調達システムの「事前準備等」（https://www.e-procurement.metro.tokyo.lg.jp/index.jsp）をご参照ください。

問合せ先（受付時間　開庁日　午前9時～正午、午後1時～午後5時）
財務局経理部契約第一課(工事)　☎03（5388）2622
財務局経理部契約第二課(物品)　☎03（5388）2632

産業交流展 2026

今年で 29 回を迎える産業交流展は、首都圏の個性あふれる中小企業の優れた製品や技術を一堂に展示する、国内最大級の展示会です。販路開拓や企業間連携の実現に向けた情報収集・交換の場として、ぜひご活用ください。

■開催期間　令和８年１１月１１日（水）から令和８年１１月１３日（金）まで
※オンライン展の開催はございません。
■会　　場　東京ビッグサイト　西展示棟１・２ホール、アトリウム
■対　　象　首都圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・茨城県・栃木県・群馬県・山梨県）に事業所を有し、以下のいずれかの分野に属する中小企業・団体等
①IT・AI・DX　②環 境・エネルギー・GX　③ヘルスケア・医療・福祉　④ものづくり
■主　　催　産業交流展実行委員会（東京都、東京商工会議所等）
■出展規模　700 企業・団体（予定）
■来場規模　17,500 人（予定）
■スケジュール　５月２９日（金）：出展募集開始　１０月上旬（予定）：来場登録開始
■同時開催　東京都ベンチャー技術大賞表彰式、東京都経営革新優秀賞表彰式　等

問合せ先
産業交流展実行委員会事務局（産業労働局商工部調整課内）　☎03（5320）4672

東京都カーボンクレジットマーケットサポートデスク

カーボンクレジットの活用や東京都カーボンクレジットマーケットの利用に関する問合せ・相談等を受け付けています。

問合せ先
東京都カーボンクレジットマーケットサポートデスク
☎03（5539）6903

プログラム型プロジェクトを活用したカーボンクレジット創出支援事業

都内中小企業等によるカーボンクレジット創出を促進するため、小規模な排出削減活動等を取りまとめてクレジット化するプロジェクトの運営を支援しています。

都が支援するプロジェクトへの参加方法等、詳細は以下のＵＲＬをご参照ください。

https://www.program-credit.metro.tokyo.lg.jp/

問合せ先
産業労働局産業・エネルギー政策部計画課
☎03（5000）7723

デジタルマーケティング支援事業

デジタルマーケティングの観点から、国内外ともに販路を広げるため、販路開拓連続講座やハンズオン支援の実施、英語 WEB ページなどの作成を支援します。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　販路・海外展開支援課
（国内向け）☎03（5822）7234
（海外向け）☎03（5822）7241

⑷　海外展開・海外取引

海外展開総合支援事業

主にアジア地域への海外展開を志向する都内中小企業に対し、海外展開プランの策定支援、海外販路ナビゲータ（海外のビジネス事情に詳しい企業ＯＢ等）によるハンズオン支援、展示会への出展支援や越境 EC への出品支援などマッチング支援等を実施し、都内中小企業の海外販路開拓に結びつけていきます。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　販路・海外展開支援課
☎03（5822）7241

海外展開相談

海外展開や貿易に関する質問や相談に、（公財）東京都中小企業振興公社の専門相談員（AIBA 認定貿易アドバイザー）が応じます。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　販路・海外展開支援課
☎03（5822）7241
相談時間：平日午前 10 時～ 12 時　午後 1 時～ 4 時

ASEAN・インド展開支援事業

（公財）東京都中小企業振興公社タイ事務所と、インドネシア・ベトナム及びインド（開設予定）のサポートデスクにおいて、相談対応や情報提供、ビジネスマッチング支援等を実施することにより、都内中小企業の現地での活動支援と技術・製品等のＰＲのための情報発信を行います。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　販路・海外展開支援課
☎03（5822）7241

海外進出サポート事業

海外進出を目指す都内中小企業に対し、生産委託や技術連携、海外への生産拠点の設置など、企業ニーズに応じたきめ細かな支援を実施します。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　販路・海外展開支援課
☎03（5822）7241

中小企業のグローバル化に向けた組織構築支援事業

普及啓発セミナーやワークショップの開催、国内外の幹部人材・実務担当者の育成支援等を通じて、中小企業のグローバル化に向けた組織構築を総合的に支援します。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　企業人財支援課
☎03（3434）4275

地域間経済交流事業

海外都市と経済交流に関する協定等を締結することで、現地政府や現地支援機関と連携体制を構築し、現地情報の提供や現地企業等とのマッチング支援などを実施します。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　販路・海外展開支援課
☎03（5822）7241

成長産業分野の海外展示会出展支援事業

世界最大級の海外展示会（医療分野、環境・エネルギー分野、AI・最先端テック分野）への出展を通じ、優れた製品・技術を世界に発信するとともに海外市場への参入を支援します。

問合せ先
産業労働局商工部経営支援課　☎03（5320）4798

アニメーション海外展開ステップアッププログラム事業

東京都は、都内アニメーション産業の振興及び海外展開の促進を図るため、海外展開を志す都内アニメーション制作会社等を対象に、海外アニメーション市場への理解を深め、海外ビジネスに必要な基礎知識及びアニメーションピッチ技法を習得するセミナー・ワークショップを開催するとともに、海外展開に必要なスキル、マインドを磨くための機会として、ピッチコンテスト及び海外見本市 MIFA への出展支援を実施しています。

問合せ先
産業労働局商工部経営支援課　☎03（5320）4798

コンテンツ産業の海外展開支援事業

専門家等による相談窓口の設置や普及啓発セミナーを実施し、都内コンテンツ事業者の海外展開を支援します。

問合せ先
産業労働局商工部経営支援課　☎03（5320）4798

製品輸出にかかる海外法規制に関する支援

（地独）東京都立産業技術研究センター※では、製品輸出を検討する企業に向けて、海外法規制（CE マーキング、RoHS 指令、各国規制等）に関する技術支援を行っています。

海外法規制に関する FAQ や理解に役立つ解説テキストを公開し、情報提供を行っています（無料）。また、職員と外部専門家が協働し、東京都内の中小企業向けに個別の課題にも対応しています（有料）。

https://www.iri-tokyo.jp/information/#overseas-expansion-support

また、タイ王国のバンコク支所では、ASEAN 地域に展開する日系中小企業を支援するため、現地で技術相談や技術セミナー等を実施するほか、都産技研本部（江東区）などとオンラインを活用し、技術的な課題解決を支援しています。

こうした取組により都内中小企業の海外展開を技術的に支援していきます。

https://www.iri-tokyo.jp/about/organization/tiri-bb/

※（地独）東京都立産業技術研究センターの詳細は 66、67 ページをご覧ください。

問合せ先
（地独）東京都立産業技術研究センター　総合支援窓口
☎03（5530）2140

都内企業の国際戦略に向けた海外ＩＲ支援事業

中小企業を含めた都内企業の海外 IR を支援することで 、海外から投資の呼び込みとグローバル展開を推進することを目的に、海外投資家等が求める IR 情報を英語発信するために必要な支援や企業内の IR 人材を育成するためのカリキュラムを実施します。

問合せ先
産業労働局総務部国際金融都市推進課
☎03（5320）6274

⑸ 経営革新計画（中小企業等経営強化法に基づく支援）

経営革新計画の相談・承認

経営革新計画とは：「中小企業等経営強化法」に基づくもので、中小企業が「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を図ることを目的に策定する経営計画書です。計画の承認を得た企業には、支援策が用意されています。

新事業活動とは：①新商品の開発又は生産、②新サービスの開発又は提供、③商品の新たな生産又は販売の方式の導入、④サービスの新たな提供の方式の導入、⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用その他新たな事業活動

経営革新計画が承認されると、下記の支援策が用意されています。

※支援策を利用するには、各支援機関への申込み、審査が必要です。計画の承認が支援を保証するものではありません。

- 政府系金融機関の特別利率による融資制度
- 信用保証の特例
- 中小企業投資育成株式会社からの投資
- 起業支援ファンドからの投資
- 海外展開事業者への支援制度
- 東京都の施策（制度融資、専門家派遣、表彰制度）
- 東京都中小企業振興公社の施策（市場開拓助成事業（P49））

問合せ先
●申請書の提出について
（公財）東京都中小企業振興公社　総合支援課　☎03（3251）7882
東京商工会議所中小企業相談センター　☎03（3283）7700
東京都商工会連合会経営革新室　☎042（500）3886
産業労働局商工部経営支援課　☎03（5320）4784
●制度全般について
産業労働局商工部経営支援課　☎03（5320）4795

東京都経営革新優秀賞

経営革新計画に基づき、新事業に積極・果敢に取り組み、経営の顕著な向上を果たした企業を表彰する東京都独自の制度です。

経営革新計画終了を控えた（終了までの期間が 1 年未満）企業を対象として、経営革新計画の実現状況、実現までの創意工夫や経営指標等を審査し、他の中小企業の模範となる企業を表彰します。

なお、表彰式は、「産業交流展」（p35）の中で行う予定です。

問合せ先
産業労働局商工部経営支援課　☎03（5320）4795

⑹ 福利厚生

中小企業勤労者福祉サービスセンター

中小企業勤労者福祉サービスセンターは、区市町村を単位として設立され、中小企業の事業主と従業員を会員とした総合的な福祉事業を実施しています。東京都内には、現在 17 区 10 市にサービスセンターがあります。

会費　加入者 1 人当たり毎月 500 円程度
（各サービスセンターによって異なります。）

在職中の生活の安定事業（結婚祝い金の給付等）、健康の維持増進事業（健康診断・人間ドックの利用助成等）、財産形成事業、自己啓発事業、余暇活動事業等

問合せ先
産業労働局雇用就業部労働環境課　☎03（5320）4653

(7) 共済制度

中小企業退職金共済制度

中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。事業主が中退共本部と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を事業主が指定した預金口座から振り替えます。従業員が退職したときは、中退共本部から直接退職者へ退職金が支払われます。掛金は全額非課税で、一部を国が助成します。

問合せ先
独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部　☎03（6907）1234
産業労働局雇用就業部労働環境課　☎03（5320）4653

小規模企業共済（事業主退職金）制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）又は会社等の役員の方々が、月々の掛金を払い込むことによって、事業の廃止、死亡又は第一線を退いたときに法律で定められた共済金が支払われます。掛金も共済金も税法上の優遇措置があります。

加入資格　常時使用する従業員が 20 人以下（商業とサービス業（宿泊業・娯楽業を除く）は５人以下）の個人事業主やその経営に携わる共同経営者、法人（会社など）の役員、一定規模以下の企業組合、協業組合、農事組合法人の役員の方です。

問合せ先
商工会・商工会議所　（☎ → p87）
独立行政法人中小企業基盤整備機構共済相談室
☎050（5541）7171



(8) 組合の設立

東京都は、中小企業の経営の合理化と取引条件の改善等を図るため、中小企業の組織化、組合設立等の支援をしています。組合の設立には、都知事又は国等の認可が必要です。

法人種類	事業協同組合	企業組合	商工組合	協業組合	商店街振興組合
目的	組合員の経営の近代化、合理化、経済活動の機会の確保	組合員の働く場の確保、経営の合理化	組合員の資格として定款で定める事業（資格事業）の改善発達	事業規模の適正化による生産性向上、共同利益の増進	事業の健全な発展、公共の福祉の増進
事業	組合員の事業を支援する共同事業	定款に掲げる事業経営	指導教育、調査研究、共同経済事業（出資組合のみ）	組合員の事業の統合、関連事業、附帯事業	商店街の環境整備、共同経済事業
設立要件	４人以上の事業者	４人以上の個人	地区内において資格事業を行う者の1/2以上が加入すること	４人以上の事業者	組合員資格を有する者の 2/3 以上が加入
組合員資格	地区内の小規模事業者（おおむね中小企業者）	個人及び法人等	地区内において資格事業を営む中小企業者、定款に定めたときは中小企業者以外の者(1/3未満)	中小企業者、定款に定めたときは中小企業者以外の者（1/4以内）	地区内で小売商業、サービス業、その他の事業を営む者及び定款で定められたときはこれ以外の者
発起人数	４人以上	４人以上	４人以上	４人以上	７人以上

問合せ先　産業労働局商工部調整課　☎03（5320）4759

東京都中小企業団体中央会　中小企業等協同組合法に基づき、東京都が認可した中小企業団体の専門支援機関です。中央会は、事業協同組合、企業組合、商工組合等の設立支援、運営支援、情報提供、講習会開催等のほか、エコアクション21の「地域事務局」として環境経営の支援も行っています。☎03（3542）0386

2　資金を調達したい

東京都中小企業制度融資

東京都中小企業制度融資とは、中小企業のみなさまに、事業に必要な資金を円滑に調達していただけるよう、東京都、東京信用保証協会（以下「保証協会」という。）、金融機関の三者が協調して資金を供給するものです。なお、ご利用いただく場合は、保証協会の保証が必要となります。

ご利用いただける方
（①～⑤の条件を全て満たす方）

① 中小企業信用保険法第２条第１項に該当する中小企業者又は組合
② 東京都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）を有し、保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること。（一定の業歴要件が必要となる場合があります。）
③ 当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあっては、当該許認可等を受けている（又は、受ける）こと。
④ 事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと（完納の見通しが立つ場合はこの限りではありません。）。
⑤ 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

申込手続について

取扱指定金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）の窓口に融資をお申し込みください。
※ 東京都産業労働局金融部金融課、商工会議所、商工会、東京都中小企業団体中央会、(公財)東京都中小企業振興公社等の相談窓口からも申し込むことができます（融資メニューにより、お取扱いができない場合があります。）。
※ 国の「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者保証を不要とすることができます（審査あり）。
※ 国の「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に基づき、信用保証料の上乗せにより経営者保証を提供しないことを選択できます（資格要件あり）。
※ 申込みにあたっては、仲介手数料、あっせん料等を要求するいわゆる金融あっせん屋にご注意ください。金融あっせん屋、暴力団等の第三者が介入する保証申込みは一切取扱いいたしません。

問合せ先
産業労働局金融部金融課（金融相談窓口）　☎ 03（5320）4877
東京信用保証協会　（☎→p86）

令和８年度　東京都中小企業制度融資　メニュー一覧

R8：令和８年度の主な新設・拡充

政策課題対応資金メニュー

〇都が 2050 年に向けて取り組むべき政策課題に対応した融資メニュー

こんな方におススメ	融資メニュー		融資対
革新的な製品・サービスの事業化等に取り組む方 →	R8 DX・イノベ・産業育成支援融資	DX・イノベ・産業育成支援	都が指定する DX 推進・イノベーション創出に関する事業等に取り組む （例１）国の「DX 認定」を取得している （例２）「中小企業デジタル導入促進補助事業」を利用している （例３）「ＤＸ推進トータルサポート事業」の支援を受けている
女性活躍に向けた職場環境整備等に取り組む方 →	R8 女性活躍推進融資	女性活躍推進	都が指定する女性活躍に関する事業等に取り組む都内の中小企業者又 （例１）国の「えるぼし認定」や「くるみん認定」を取得している （例２）「女性活躍推進度診断ツール（トライアル診断を除く。）」を活 （例３）常時雇用する労働者数が 100 人以下かつ国の「女性の活躍推 事業主行動計画及びデータ（男女間賃金差異及び女性管理職比 いる
働き方改革や人材の確保・定着等に取り組む方 →	R8 社会課題解決融資	働き方改革支援	都が指定する働き方改革や人材の確保・定着に関する事業等に取り組 （例１）全雇用者給与等支給額が前事業年度比 1.5%以上増加し、賃上 取り組んでいる （例２）「中小企業人材確保トータル支援事業」や「中小企業人財推進事 （例３）「育児・介護との両立のためのテレワーク活用促進事業」を利
ソーシャルビジネスに取り組む方 →		ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援	都が指定するソーシャルビジネスに関する事業等に取り組む都内の中 （例）認定 NPO 法人、特例認定 NPO 法人の認定を取得している （例）都の条例に規定するソーシャルファームの認証又は予備認証を
省エネルギー対策や再生可能エネルギーの活用等に取り組む方 →		HTT・ゼロエミッション支援〔脱炭素化促進支援特例※2〕〔地域金融機関による脱炭素化支援特例※2〕	都が指定する HTT やゼロエミッション化に関する事業等に取り組む （例１）「地域金融機関による脱炭素化支援事業」の支援を受けている （例２）「HTT 取組推進宣言企業」に登録している （例３）「東京都カーボンクレジットマーケット」に登録している
金融機関による独自の支援を受けたい方 →	R8 金融機関提案融資	金融機関提案	金融機関が有する独自の工夫、ノウハウ及びネットワークを活用した 決に取り組む中小企業者又は組合

社会経済情勢特別対応メニュー

こんな方におススメ	融資メニュー		融資対象
様々な経営悪化要因により、事業活動に影響を受けている方 →	エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資	エネルギー・ウクライナ・円安等	ア及びイに該当する中小企業者又は組合 ア ウクライナ情勢、円安又はエネルギー関連の要因等を発端として、 イ ①～③のいずれかに該当すること ①「最近 3 か月間の売上実績」又は「今後 3 か月間の売上見込」 ②「最近 1 か月間の売上高総利益率」が前年同月と比較して10% ③「最近 1 か月間の売上高営業利益率」が前年同月と比較して10

融資利率一覧表（融資利率は令和８年４月１日現在のもので、市中金利の動向等により、年度途中において改定する場合があります）

【責任共有対象】

金利種別		固定金利					変動金利
融資期間		3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10 年以内	10 年超	共　通
利率区分	①	2.75% 以内	2.95% 以内	3.15% 以内	3.35% 以内	3.55% 以内	短プラ※ ＋ 0.9% 以内
	②	2.35% 以内	2.45% 以内	2.65% 以内	2.85% 以内	3.05% 以内	短プラ※ ＋ 0.4% 以内
	③	2.35% 以内			2.85% 以内		–
	④	1.95% 以内			2.45% 以内		–

※ 各指定金融機関が定める短期プライムレート（優良企業向けの短期貸出（1 年未満の期間の貸出）に適用する最優遇金利）

令和８年４月１日現在

対象		融資限度額 （　）内は組合	融資期間※1 （　）内は据置期間 運転資金	融資期間 設備資金	融資期間 ※詳細は下段の一覧表を参照 責任共有対象	融資期間 責任共有対象外	信用保証料補助
都内の中小企業者又は組合	左記の例示のほか、多様な事業が対象となっています 融資対象となる事業や取組の詳細はこちらをご覧下さい https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/youkou/ 令和８年度東京都制度融資連携事業等一覧	2 億 8,000 万円 （4 億 8,000 万円）	15 年以内 （2 年以内）		固定金利③	固定金利③	小規模企業者 1/2
は組合 用し、具体的な取組を計画している 進企業データベース」に登録し、一般 率に加えて、1 項目以上）を公表して		2 億 8,000 万円 （4 億 8,000 万円）	15 年以内 （2 年以内）		固定金利④	固定金利④	全事業者 2/3 又は 1/2
む都内の中小企業者又は組合 げを通じた生産性向上や価格転嫁等に 業」の支援を受けている 用し、テレワークに取り組んでいる		2 億 8,000 万円 （4 億 8,000 万円）	15 年以内 （2 年以内）		固定金利③	固定金利③	全事業者 2/3 又は 1/2
小企業者又は組合 取得している		2 億 8,000 万円 （4 億 8,000 万円）					全事業者 1/2
都内の中小企業者又は組合		2 億 8,000 万円 （4 億 8,000 万円）					全事業者 2/3 又は 1/2
支援を受け、経営課題や政策課題の解	https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/list/seisaku	2 億 8,000 万円 （4 億 8,000 万円）	別途「金融機関提案要領」で定める （左の QR コード参照）				

	融資限度額 （　）内は組合	融資期間※1 （　）内は据置期間 運転資金	融資期間 設備資金	融資期間 責任共有対象	融資期間 責任共有対象外	信用保証料補助
事業活動に影響を受けていること。 が前年同期と比較して、10%以上減少していること。 以上減少していること。 % 以上減少していること。	**2 億 8,000 万円** （4 億 8,000 万円）	15 年以内 （5 年以内）		固定金利②	固定金利②	全事業者 5 分の 4 又は 3 分の 2 （小規模企業者は 5 分の 4 又は 4 分の 3）

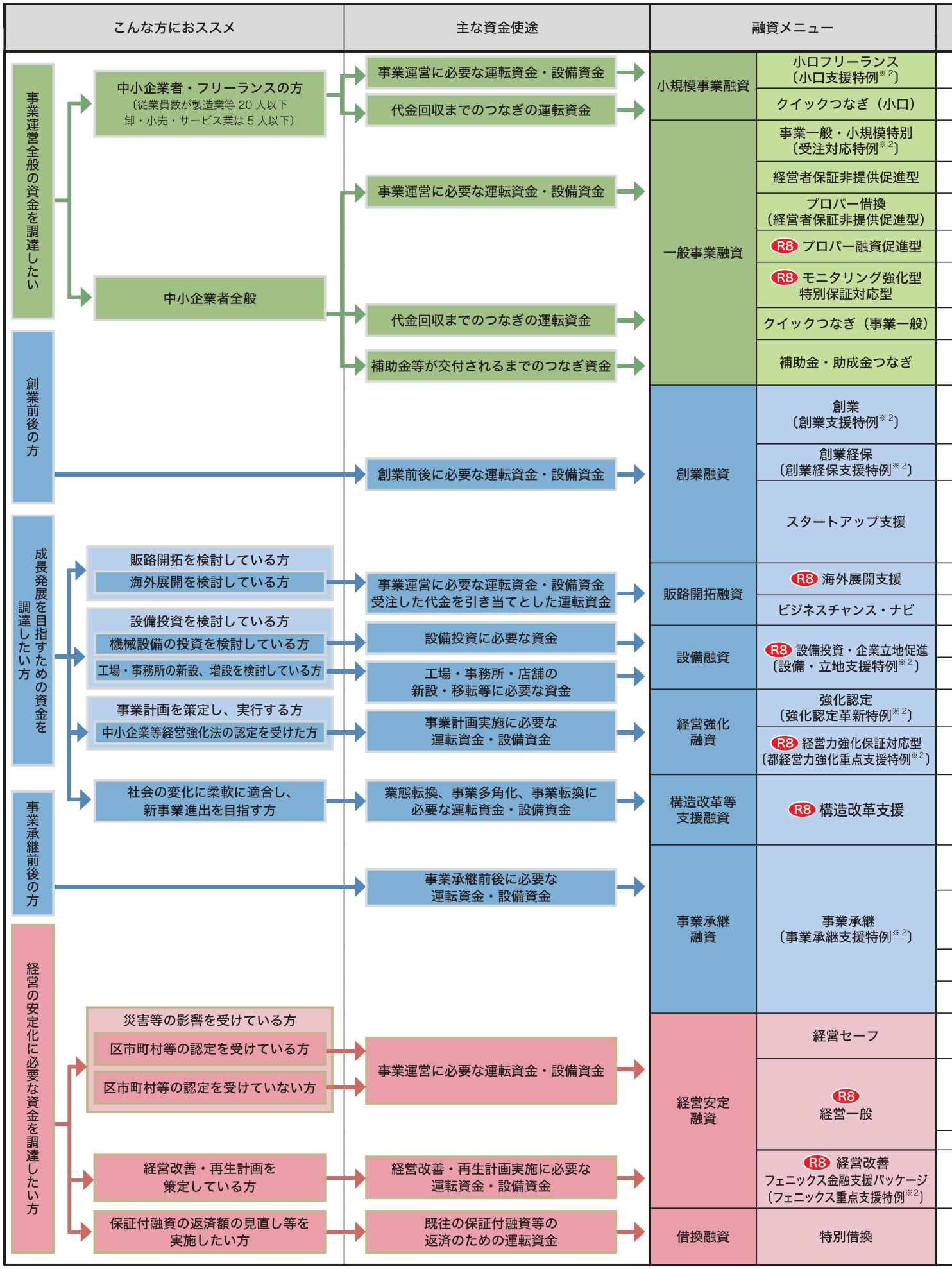
※1 据置期間を含みます。　※2 特例制度の詳細は、裏面をご覧ください。

【責任共有対象外】

金利種別		固定金利					変動金利
融資期間		3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10 年以内	10 年超	共　通
利率区分	①	2.55% 以内	2.75% 以内	2.95% 以内	3.15% 以内	3.35% 以内	短プラ※ ＋ 0.9% 以内
	②	2.15% 以内	2.25% 以内	2.45% 以内	2.65% 以内	2.85% 以内	短プラ※ ＋ 0.2% 以内
	③	2.15% 以内			2.65% 以内		–
	④	1.75% 以内			2.25% 以内		–

令和８年度　東京都中小企業制度融資　メニュー一覧

R8：令和８年度の主な新設・拡充



このほか、一般事業融資（極度枠設定）、経営強化融資（チャレンジ）、災害復旧資金融資等を実施しています。

融資対象	融資限度額 （　）内は組合	融資期間※1 （　）内は据置期間 運転資金	融資期間※1 （　）内は据置期間 設備資金	融資利率（年率） ※詳細は前ページの一覧表を参照 責任共有対象	融資利率（年率） ※詳細は前ページの一覧表を参照 責任共有対象外	信用保証料補助
全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が 2,000 万円以下の小規模企業者 （【国の全国統一保証制度】に対応）	2,000 万円 （同）	7 年以内 （1 年以内）	10 年以内 （1 年以内）	－	固定金利① 又は変動金利	全事業者 1/2
東京都中小企業制度融資等を利用していて、原則、1 年以上にわたり約定どおり返済している小規模企業者（【国の全国統一保証制度】に対応）	300 万円 （同）	2 年以内	－	－	固定金利① 又は変動金利	
中小企業者又は組合	2 億 8,000 万円 （4 億 8,000 万円）	7 年以内 （6 か月以内） （特例 2 年以内）	10 年以内 （6 か月以内）	金融機関所定	金融機関所定	－
国の「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱」の要件を満たすこと。 （【国の全国統一保証制度】に対応）	8,000 万円	10 年以内 （1 年以内）				全事業者に対し、0.05%相当分国が補助（R8）
国の「プロパー融資借換特別保証制度要綱」の要件を満たすこと。 （【国の全国統一保証制度】に対応）	2 億 8,000 万円 （4 億 8,000 万円）	10 年以内 （1 年以内）	－		－	－
申込金融機関においてプロパー融資の融資残高がなく、信用保証付き融資の実行と同時に新規でプロパー融資を受けること。（【国の全国統一保証制度】に対応）	2 億 8,000 万円 （4 億 8,000 万円）	10 年以内 （1 年以内）	10 年以内 （3 年以内）			全事業者 1/3 相当分国と都がそれぞれ補助
認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出していること。 （【国の全国統一保証制度】に対応）	2 億 8,000 万円 （4 億 8,000 万円）	10 年以内 （1 年以内）	10 年以内 （3 年以内）			全事業者 2 分の 1 相当分国が補助
東京都中小企業制度融資等を利用していて、原則、1 年以上にわたり約定どおり返済している中小企業者又は組合	500 万円 （同）	2 年以内	－		金融機関所定	－
東京都、都内の区市町村、国及び独立行政法人・国立研究開発法人、都の政策連携団体・事業協力団体・都が設立した地方独立行政法人が所管する補助金・助成金の交付決定を受けた事業を行う中小企業者又は組合	1 億円 （2 億円）	10 年以内		固定金利② 又は変動金利	固定金利② 又は変動金利	
次のいずれかにあてはまる中小企業者又は組合 （1）現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有するもの （2）創業した日から 5 年未満である中小企業者又は組合 （3）分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から 5 年未満の中小企業者	3,500 万円 （同）	7 年以内 （1 年以内）	10 年以内 （1 年以内）	固定金利② 又は変動金利	固定金利② 又は変動金利	全事業者 2/3
国の「スタートアップ創出促進保証制度」の要件を満たすもの（【国の全国統一保証制度】に対応）	3,500 万円	10 年以内 （1 年以内又は 3 年以内）		－	固定金利② 又は変動金利	
次のいずれかにあてはまる中小企業者又は組合 (1) 都制度融資「創業」要件のうち（2）又は（3）を満たし、かつ、「創業」又は「創業経保」の利用残高がある。 (2) 以下リンク・QR コード先のページ「スタートアップ」に記載のいずれかの事業を利用している。 https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/youkou/	2 億 8,000 万円 （4 億 8,000 万円）	15 年以内 （2 年以内）		固定金利② 又は変動金利	固定金利② 又は変動金利	
日本貿易振興機構、信金中金等の支援又は自らの取組により、海外展開事業計画を策定し実行する中小企業	2 億 8,000 万円 （4 億 8,000 万円）	15 年以内 （2 年以内）		固定金利② 又は変動金利	固定金利② 又は変動金利	全事業者 1/2
東京都の「ビジネスチャンス・ナビ」にユーザー登録していること	1 億円（同）	10 年以内 （1 年以内）				－
【設備投資】事業の実施に必要な設備の導入、増強、改良、補修等、又は建物の改修、建替等を行う中小企業者又は組合 【企業立地促進】引き続き 1 年以上同一事業を営んでおり、都内で工場・事務所・店舗の新増設、移転等を行う中小企業者又は組合	2 億 8,000 万円 （4 億 8,000 万円）	20 年以内 （2 年以内）		固定金利② 又は変動金利	固定金利② 又は変動金利	全事業者 2/3
中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画又は経営力向上計画の認定を受けている中小企業者又は組合	1 億円 （2 億円）	10 年以内 （2 年以内）		固定金利② 又は変動金利	固定金利② 又は変動金利	小規模企業者 1/2
金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者又は組合 （【国の全国統一保証制度】に対応）	2 億 8,000 万円 （4 億 8,000 万円）	5 年以内 （1 年以内） 借換えの場合は 10 年以内	7 年以内 （1 年以内）	固定金利②	－	小規模企業者 1/2 （特例：全事業者 2/3）
次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 （1）構造改革に関する計画書を策定していること。 （2）国の「事業再構築補助金」の交付決定を受けていること。 （3）国の「中小企業新事業進出促進補助金」の交付決定を受けたこと。 （4）東京都の「金融・経営一体型支援事業」の支援を受けていること。	2 億 8,000 万円 （4 億 8,000 万円）	15 年以内 （2 年以内又は 5 年以内）		固定金利② 又は変動金利	固定金利② 又は変動金利	全事業者 2/3
【事業承継一般】 （1）10 年以内に事業承継を予定している又は事業承継後 5 年未満の中小企業者又は組合 （2）事業承継に伴い、経営承継円滑化法の認定を受けている中小企業者	2 億 8,000 万円 （4 億 8,000 万円）	10 年以内 （2 年以内）		固定金利②	固定金利②	全事業者 2/3
【事業承継経営者保証不要型】 ３年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有している又は国の「事業承継特別保証制度要綱」に定める期間に事業承継を実施し、承継後３年未満の、一定の財務要件等を満たした中小企業者又は組合（【国の全国統一保証制度】に対応）		10 年以内 （1 年以内）		固定金利②	－	全事業者 2/3 又は 0.2%相当分
【事業承継個人融資型】 事業承継を予定している又は既に実施した個人で、経営承継円滑化法の認定を受けた方	2 億 8,000 万円	15 年以内 （2 年以内）		固定金利②	固定金利②	全事業者 2/3
【M&A 促進】M&A に取り組む中小企業者 （売却・買収は問わない。ただし、売却側は M & A 実施後に残存事業を継続する場合のみ）	2 億 8,000 万円 （4 億 8,000 万円）	15 年以内 （5 年以内）		固定金利②	固定金利②	全事業者 2/3
セーフティネット保証に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者又は組合 （①大型倒産企業の債権等保有、②取引先企業のリストラ、③事故等災害、④自然災害、⑤業況悪化業種（売上減少等）、⑥取引先金融機関の破綻 等）	2 億 8,000 万円 （4 億 8,000 万円）	10 年以内 （2 年以内）		固定金利②	固定金利②	小規模企業者 1/2
災害、経済危機等の外部環境の変化に伴い、事業活動に影響を受けている中小企業者又は組合 （①最近３か月間の売上が前年同期比 5%以上減少又は減少見込、②原油価格高騰により、仕入価格 20%以上上昇、③売上高営業利益率が前年同期比で 20%以上減少、④金融機関総借入 10%以上減少、⑤倒産等企業の債権保有、⑥災害の影響を受けている、⑦東京都知事が指定するもの（アスベスト対策）	2 億 8,000 万円 （4 億 8,000 万円）					
⑧東京都知事が指定するもの（米国関税措置関連）						全事業者 1/2
経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生計画等に従って事業再生を行う中小企業者又は組合（【国の全国統一保証制度】に対応）	2 億 8,000 万円 （4 億 8,000 万円）	15 年以内 （3 年以内）				全事業者国補助後の 2/3 相当分 （特例：全事業者国補助後の 3/4 相当分）
事業計画を策定し、保証付融資を借り換えることで、資金繰りの安定化や経営改善に取り組む中小企業者又は組合	既往の保証付融資残高及び事業計画の実施に必要な資金の範囲内	10 年以内 （1 年以内）	－	金融機関所定	金融機関所定	小規模企業者 1/2

※1 据置期間を含みます。　※2 特例制度の詳細は、裏面をご覧ください。

主な特例制度

特例メニュー	要　件	優遇内容
脱炭素化促進支援特例	「連携事業等一覧 ゼロエミ・促進」に記載されている事業 / 取組の実施事項のいずれかに該当するもの	融資利率を 0.6%優遇
地域金融機関による脱炭素化支援特例	東京都の「地域金融機関による脱炭素化支援事業」の支援を受けたもの	融資利率を 0.2%優遇
小口支援特例	次のいずれかに該当するもの ・商工会議所・商工会の経営指導を 1 年以内に 6 か月以上複数回受けたこと ・経営革新計画（中小企業等経営強化法）に係る東京都のフォローアップ支援（実施フォローアップ）を受けたこと	融資利率を 0.4%優遇
受注対応特例	確定した受注があり、その受注に対応するための資金を必要とするもの	対応する受注による売上金の入金に応じた一括返済等が可能
創業（経保）支援特例	区市町村の認定特定創業支援等事業による支援又は商工団体等による創業支援を受けたもの	融資利率を 0.4%優遇
設備立地認定特例	次のいずれかに該当するもの ・東京都から地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」の認定及び確認を受けたこと ・都内区市町村から中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」の認定を受けたこと	融資限度額を本則とは別に 2 億 8,000 万円
強化認定革新特例	・経営革新計画（中小企業等経営強化法）に係る東京都のフォローアップ支援（実施フォローアップ）を受けたこと	融資利率を 0.2%優遇
都経営力強化重点支援特例	コロナ関連融資の融資残高があること	保証料補助：全事業者 2/3
事業承継支援特例	東京都の「地域持続化支援事業」、「事業承継・再生支援事業」、「地域金融機関による事業承継ネットワーク構築支援事業」による支援を受けたもの	融資利率を 0.2%優遇
フェニックス重点支援特例	コロナ関連融資の融資残高があること	保証料補助：全事業者国補助後の事業者負担の 3/4 相当分



東京プラスサポート融資制度

高い技術力や優れたビジネスプラン等により、現下の厳しい局面を乗り切れれば将来の展望が開ける中小企業の資金繰りを支援するため、都と地域の金融機関（信用金庫・信用組合など）が連携して実施する融資制度です。

◇特徴
・民間の保証機関の持つ審査ノウハウと地域の金融機関の目利き力を活用
・制度融資だけでは十分な資金調達ができない中小企業の資金繰り等を支援

◇制度概要
⑴　オリックス株式会社保証付融資
⑵　全国しんくみ保証株式会社保証付融資
⑶　株式会社オリエントコーポレーション保証付融資

1	資金使途	事業性資金
2	融資限度額	3,000万円以内
3	融資期間	７年以内（据置期間なし）
4	融資利率	融資期間　３年以内　年3.05％以内
（令和８年４月現在）		融資期間　3年超5年以内　年3.25％以内
		融資期間　5年超7年以内　年3.45％以内
5	信用保証料	保証機関の定めるところによります。

※申込先金融機関において経営力強化保証制度又は東京都中小企業制度融資に定める経営力強化保証制度対応融資に関する融資残高がある場合は、融資利率及び信用保証料の優遇措置があります。

問合せ先
産業労働局金融部金融課　☎ 03（5320）4877

女性・若者・シニア創業サポート2.0

都内での女性・若者・シニアによる地域に根ざした創業を支援するため、信用金庫・信用組合を通じた低金利・無担保の融資と地域創業アドバイザーによる経営サポートを組み合わせて提供します。

◇支援対象
・都内における女性、若者（39歳以下）、シニア（55歳以上）で創業の計画がある方又は創業後5年未満（女性は7年未満）の方（NPO等も含む）
・地域の需要や雇用を支える事業であること

◇融資条件
・融資限度額1,500万円以内（女性は2,000万円以内）
・固定金利1.25%以内、無担保、返済期間10年以内、据置期間３年以内

問合せ先
女性・若者・シニア創業サポート 2.0　事務局
☎ 03（6910）8220

東京都動産・債権担保融資（ABL）制度

中小企業の皆様が保有している機械・設備（車両、建設機械、工作機械等）や売掛債権、在庫など様々な資産を担保として有効活用し、事業資金を借り入れることができます。不動産担保に頼らない東京都独自の融資制度です。

◇融資条件

1	資金使途	運転資金・設備資金
2	融資限度額	３億 5,000 万円以内
3	融資期間	担保が機械・設備：７年以内 （うち、再エネ発電設備の場合：15 年以内） 担保が売掛債権・在庫：１年以内
4	融資利率	取扱金融機関ごとに定める
5	保証人	原則不要
6	都補助額	
	補助率	・保証料等の経費の 1/2（小規模企業者の場合は全額）
	補助上限	・担保が機械・設備：融資額の 4.0% ・担保が売掛債権・在庫：3.5%（ただし、小規模企業者が売掛債権を担保とした2,000万円未満の融資を利用する場合は70万円）

※補助額の上限は、年換算したものを記載
※創業５年未満の企業は、上記に関わらず、融資額の4.0%を上限に全額補助

問合せ先
産業労働局金融部金融課　☎ 03（5320）4877

私募債（政策課題対応）

社会課題（事業承継、脱炭素化、女性の社会進出）解決に向けて取組を行う中小企業が、その取組状況に係る外部の機関からの支援または評価を受けて私募債を発行する際の費用の一部を補助しています。

問合せ先
産業労働局金融部金融課　☎ 03（5320）4877

地域金融機関による脱炭素化支援事業

信用金庫・信用組合を通じて、脱炭素化に係る啓発から、排出量の現状診断や削減計画策定、資金供給までを支援します。

問合せ先
地域金融機関による脱炭素化支援事業　事務局
☎ 03（6257）3871

環境保全資金融資あっせん制度

この制度は、都内の中小企業の方が低公害車・低燃費車への買換えをする際、東京都が融資あっせんするものです。

制度名	対象	限度額	利率	期間（据置期間）	補助割合	申込受付場所	申込受付期間
環境保全資金融資あっせん制度	中小企業者（個人事業主を含む。）又は組合	１億円/1企業	長期プライムレート以内	７年以内（６か月）	利子の1/2、信用保証料の2/3	きらぼし、三菱UFJ、東日本、みずほ、三井住友、山梨中央、りそな、千葉、横浜、北陸、群馬、東和の各銀行、商工中金、信用金庫、信用組合、東京都信用農業協同組合連合会	令和8年4月1日～令和9年3月31日

問合せ先　環境局環境改善部自動車環境課　☎ 03 (5388) 3535

地域金融機関による事業承継ネットワーク構築支援事業

中小企業が保有する技術や人材の次世代への引継ぎを促進するため、地域密着型の取引ネットワークを持つ地域金融機関と連携し、事業承継に係る啓発から計画の策定、後継者不在先の第三者承継の取組などを支援します。

問合せ先
地域金融機関による事業承継ネットワーク構築支援事業　事務局
☎ 03（6225）2040

金融・経営一体型支援事業

中小企業の経営課題の解決に精通した専門家（コーディネーター）が地域金融機関の紹介により、中小企業を訪問し、経営課題を把握し、適切な経営支援機関へつなげます。

問合せ先
産業労働局金融部金融課　☎ 03（5000）7711

金融機関と連携した海外展開支援

（独法）日本貿易振興機構、信金中央金庫、（独法）中小企業基盤整備機構、（公財）東京都中小企業振興公社と金融機関が連携し、融資実行と併せ、状況に応じた継続的なハンズオン支援を実施します。

問合せ先
産業労働局金融部金融課　☎ 03（5320）4877

中小企業経営承継円滑化法による金融支援

経営承継円滑化法による金融支援を利用する際に、前提として必要になる都知事の認定に係る申請書類の提出や手続の相談を受け付けています。

問合せ先
産業労働局金融部金融課　☎ 03（5320）4877

クラウドファンディング（購入寄付型・株式型）を活用した資金調達支援事業

ベンチャー企業や中小企業者等による、新しいビジネスへの挑戦を促進するため、クラウドファンディング（購入寄付型・株式型）を活用した、資金調達を支援します。また、本事業を通じてクラウドファンディングの普及を図ります。

◇**購入寄付型**
・対象者　都内の創業希望者又は中小企業者等
※その他要件あり
・助成率
ア　創業、新製品・新サービス、ソーシャルビジネス
イ　HTT・ゼロエミッションに資する新製品・新サービス
ウ　デジタル技術を活用した新製品・新サービス
エ　女性活躍の推進に資する新製品・新サービス
オ　事業の見直し・再構築
○アの場合、CF利用手数料の２分の１（上限80万円）
イからオの場合、CF利用手数料の３分の２（上限100万円）

◇**株式型**
・対象者　創業10年未満の都内ベンチャー企業
※その他要件あり
・助成率
○ECF利用手数料の２分の１（上限750万円）
○ベンチャー企業の主たる事業が、HTT・ゼロエミッションに資する場合やデジタル技術を活用している場合は、特例として、ECF利用手数料の３分の２（上限1,000万円）

問合せ先
産業労働局金融部金融課
https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/cf

ＣＶＣと連携した中小企業・スタートアップの成長促進支援事業

中小企業・スタートアップの成長を促し、都内産業を活性化していくため、ＣＶＣと中小企業・スタートアップとのマッチングや投資に結び付けるための取組を支援します。

問合せ先
産業・エネルギー政策部計画課　☎ 03（5000）7724

3　助成金を利用したい

助成制度の概要

問合せ先　（公財）東京都中小企業振興公社　助成課　　☎ 03（3251）7894 ～ 5

名　称	対　象　者	事　業　内　容	助成率・助成限度額
① 製品開発着手支援助成事業	都内にある登記簿上の本店又は支店で実質的な事業活動を行っている中小企業等 都内での創業を具体的に計画している個人	製品・技術開発を実施するにあたり事前に行う社外資源（他企業・大学・公的試験研究機関等）を活用した技術的課題の検討に要する経費の一部を助成	1/2 以内 100 万円 （下限 10 万円）
② 新製品・新技術開発助成事業	都内にある登記簿上の本店又は支店で、実質的な事業活動を行っている中小企業等 都内での創業を具体的に計画している個人	実用化の見込みのある新製品や新技術の自社開発に要する研究開発経費の一部を助成 （複数の中小企業者等による共同開発も含みます。）	1/2 以内 （賃上げ計画を策定し実施した場合、中小企業者は 3/4 以内、小規模企業者は 4/5 以内） 2,500 万円
③ 製品改良／規格適合・認証取得支援事業	都内にある登記簿上の本店又は支店で、実質的な事業活動を行っている中小企業等 都内での創業を具体的に計画している個人	自社で開発した試作品や市場投入済みの製品の改良・規格適合・認証取得に要する経費の一部を助成	1/2 以内 500 万円 （下限 50 万円）
④ 課題解決型技術開発促進事業	都内にある登記簿上の本店又は支店で、実質的な事業活動を行っている中小企業者等 都内での創業を具体的に計画している個人	都市課題解決に資する製品・技術・サービス等の開発・改良等及び販路開拓に要する経費の一部を助成	開発・改良： 2/3 以内、2,000 万円 販路開拓： 2/3 以内、150 万円
⑤ 地域資源活用製品等の開発・販売促進事業	都内にある登記簿上の本店又は支店で、実質的な事業活動を行っている中小企業者（含む個人事業者）・中小企業団体等、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人 都内での創業を具体的に計画している個人	東京の地域資源を活用または東京の課題解決につながる中小企業等の製品・サービス等の開発・改良、販路開拓に要する経費の一部を助成及びハンズオン支援を提供	開発・改良： 2/3 以内、1,500 万円 販路開拓：2/3 以内、 1,500 万円
⑥ 女性活躍のためのフェムテック開発支援・普及促進事業	都内にある登記簿上の本店又は支店で、実質的な事業活動を行っている中小企業等 都内での創業を具体的に計画している個人	女性の健康課題を解決するための技術に関する新製品等の開発・改良及び普及を行うために必要な経費の一部を助成	開発・改良等： 2/3 以内、2,000 万円 普及促進等：1/2 以内、 350 万円
⑦ 非石油由来製品等開発支援事業	都内にある登記簿上の本店又は支店で、実質的な事業活動を行っている中小企業者等 都内での創業を具体的に計画している個人	原油供給不足に伴う課題を解決するための非石油由来製品や、原材料･エネルギー量の削減に寄与する製品・サービスの開発に要する経費の一部を助成	4/5 以内 2,000 万円

問合せ先　（公財）東京都中小企業振興公社　創業支援課　　☎ 03（5220）2000

名　称	対　象　者	事　業　内　容	助成率・助成限度額
⑧ 顧客獲得実践支援	創業支援拠点のプランコンサルティング利用者等	創業支援拠点のプランコンサルティング利用者等に対して実践的な継続支援を進めるため、事業計画の仮説検証等に必要な経費の一部を助成する事業	1/2 300 万円（小規模な事業計画を有する起業家） 1,500 万円（革新的なアイデアで短期的に成長が見込まれる事業計画を有する起業家）

問合せ先　（公財）東京都中小企業振興公社　創業支援課　　☎ 03（5220）1142

名　称	対　象　者	事　業　内　容	助成率・助成限度額
⑨ 創業助成事業	都内の創業予定者又は創業して 5 年未満の中小企業者等のうち一定の要件（※）を満たす者 ※「TOKYO 創業ステーションの事業計画書策定支援終了者」「東京都制度融資（創業）利用者」等	創業期に必要な従業員人件費、賃借料、産業財産権出願・導入費、広告費等の経費の一部を助成する。	2/3 以内 400 万円

問合せ先　（公財）東京都中小企業振興公社　総合支援課　　☎ 03（3251）7885

名　称	対　象　者	事　業　内　容	助成率・助成限度額
⑩ 事業承継支援助成	公社が行う「事業承継・再生支援事業」等による支援を受け、事業承継を予定している都内中小企業者等	事業承継、経営改善に係る委託費の一部を助成する。	2/3 以内 （小規模事業者による企業価値算定は 10/10） 200 万円

問合せ先　（公財）東京都中小企業振興公社　助成課　　☎ 03（5244）4260

名　称	対　象　者	事　業　内　容	助成率・助成限度額
⑪ 中東情勢による原材料価格高騰に伴う経営基盤安定化緊急対策事業	中東情勢の影響に伴う原材料費の高騰等の影響を受ける都内中小企業等で、次のいずれかに該当すること。 ① 直近決算期の営業利益率が前期と比較して減少している ② 次期決算期の営業利益率が前期と比較して減少することを見込んでいる ③ 直近決算期において営業損失を計上している	原材料価格高騰の影響を回避する取組を行う都内中小企業等を対象に、必要経費の一部を助成する。	4/5 以内　2,000 万円

問合せ先　（公財）東京都中小企業振興公社　助成課　　☎ 03（5244）4267

名　称	対　象　者	事　業　内　容	助成率・助成限度額
⑫ 事業承継を契機とした成長支援事業	令和３年４月１日から申請日の前日までの間に事業承継した都内中小企業者等	事業承継後の新規事業展開や新規販路開拓を助成金、アドバイザー派遣で支援する。	・一般コース 2/3 以内（賃上げを行う事業者 3/4 以内、うち小規模企業は 4/5 以内）　800 万円 アドバイザー派遣２回 ・販路開拓コース 2/3 以内　300 万円

問合せ先　産業労働局商工部創業支援課　　☎ 03（5320）4669

名　称	事　業　内　容
⑬ 事業承継を契機とした「第二創業」支援事業	事業承継を行った企業に対する人材面、ノウハウ面等の支援を通じ、新規事業開発、第二創業を促進する。

問合せ先　（公財）東京都中小企業振興公社　助成課　　☎ 03（3251）7894

名　称	対　象　者	事　業　内　容	助成率・助成限度額
⑭ TOKYO 戦略的イノベーション促進事業	他企業・大学・公設試験研究機関等の１者以上と連携して技術・製品開発を行い、都内の本店又は支店で実質的な事業活動を行っている中小企業者等	都が策定・公表する「イノベーションマップ」で示した開発支援テーマに基づいて取り組む技術・製品の開発に要する経費の一部を助成	2/ 3以内 8,000 万円 （下限額：1,500 万円）

問合せ先　東京都中小企業団体中央会　支援事務局　☎ 03（6278）7936

名　称	対　象　者	事　業　内　容	助成率・助成限度額
⑮ 明日にチャレンジ中小企業基盤強化事業	都内に本店又は主たる事務所を有し令和８年４月１日現在で引き続き２年以上事業を営んでいる中小企業者等	受注型中小企業が行う技術・経営基盤強化に向けた技術開発等の取組に係る経費の一部を助成	2/ 3以内 ［小規模企業区分］1,000 万円 ［一般区分］2,000 万円

問合せ先　（公財）東京都中小企業振興公社　設備支援課　☎ 03（3251）7889

名　称	対　象　者	事　業　内　容	助成率・助成限度額
⑯ ＢＣＰ実践促進助成事業	東京都 BCP 策定支援事業による支援企業及び国の事業継続力強化計画認定取得企業	中小企業者等が策定した BCP を実践するにあたり、必要な設備の購入経費等の一部を助成	助成対象経費の 1/2 （小規模企業 2/3） 【単独型：500 万円、 連携型（※）1,000 万円】 ※中小企業強靭化法に基づく「連携事業継続力強化計画」の認定者
⑰ サイバーセキュリティ対策促進助成事業	IPA（独立行政法人 情報処理推進機構）が実施している SECURITY ACTION の２段階目（★★二つ星）を宣言している都内の中小企業者・中小企業団体・中小企業グループ	サイバーセキュリティ対策を実施するために必要となる機器の導入経費の一部を助成する。	1/ 2以内 500 万円

問合せ先　（公財）東京都中小企業振興公社　設備支援課　☎ 03（3251）7884

名　称	対　象　者	事　業　内　容	助成率・助成限度額
⑱ 躍進的な事業推進のための設備投資支援事業	東京都内に登記簿上の本店又は支店があり（個人にあっては都内で開業届出をして事業を営んでいる者）、２年以上事業を継続している中小企業者等	競争力強化及び生産性向上のために新たに必要となる機械設備等の導入経費の一部を助成。	①【競争力強化】 ・中小企業者の場合：助成対象経費の 1/2 以内又は 3/4 以内、１億円（下限額 100 万円） ・小規模企業者の場合：助成対象経費の 2/3 以内、3/4 以内又は 4/5 以内、１億円（下限額 100 万円） ②【後継者チャレンジ】 助成対象経費の 2/3 以内又は 3/4 以内、１億円（下限額 100 万円） ③【アップグレード促進】 助成対象経費の 3/4 以内、２億円（下限額１億円）

問合せ先　中小企業デジタル導入促進補助事業事務局　　☎03（4446）9058

名　称	対　象　者	事　業　内　容	助成率・助成限度額
⑲ 中小企業デジタル導入促進補助事業	都内中小企業者等（会社・個人事業主・中小企業団体）	都内中小企業者等のデジタルツール（ソフトウェア、クラウドサービス）導入に係る経費の一部を助成	助成対象経費の２分の１以内（小規模企業者は３分の２以内）・150 万円

問合せ先　東京都知的財産総合センター　☎03（3832）3656

名　称	対　象　者	事　業　内　容	助成率・助成限度額
⑳ 外国特許出願費用助成	都内中小企業者等	優れた技術等を有し、海外において広く活用しようとする際の外国特許出願から中間手続までに要する経費の一部を助成	助成対象経費の 1/2 以内 400 万円
㉑ 外国実用新案出願費用助成	都内中小企業者等	優れた技術等を有し、早期に権利化できる実用新案を海外において広く活用しようとする際の外国実用新案出願に要する経費の一部を助成	助成対象経費の 1/2 以内 60 万円
㉒ 外国意匠・商標出願費用助成	都内中小企業者等	意匠性のある優れた商品又は識別力のある商標を有し、海外において広く活用しようとする際の外国意匠・商標出願に要する経費の一部を助成	助成対象経費の 1/2 以内 60 万円
㉓ 外国侵害調査費用助成	都内中小企業者等	外国における自社製品・技術の模倣又は権利侵害等について対策を行う場合に要する経費の一部を助成	助成対象経費の 1/2 以内 200 万円
㉔ 特許調査費用助成	都内中小企業者等	優れた技術・製品を保有し、明確な事業戦略を持つ場合に、民間調査会社へ依頼する他社特許調査等に要する経費の一部を助成	助成対象経費の 1/2 以内 100 万円
㉕ 外国著作権登録費用助成	都内中小企業者等	商品やサービスにおける著作物を有し、海外において広く活用しようとする際の外国著作権登録に要する経費の一部を助成	助成対象経費の 1/2 以内 10 万円
㉖ 海外商標対策支援助成	都内中小企業者等	海外販路拡大に当たり、進出予定国における自社ブランドの類似商標等が障害になっている場合に、その商標の係争に要する経費の一部を助成	助成対象経費の 1/2 以内 500 万円
㉗ グローバルニッチトップ助成	都内中小企業者等	世界規模での事業展開が期待できる技術や製品を有し、戦略的な知的財産権の取得等に要する経費の一部を助成	助成対象経費の 1/2 以内で 1,000 万円
㉘ 知的財産活用製品化支援助成	知的財産活用製品化支援事業の支援企業	知的財産活用製品化支援事業で支援を受け、その開発段階に要する経費の一部を助成	助成対象経費の 1/2 以内 500 万円
㉙ スタートアップ知的財産支援助成	スタートアップ知的財産支援事業のハンズオン支援企業	スタートアップ知的財産支援事業のハンズオン支援を受け、知的財産権取得等に係る経費の一部を助成	助成対象経費の 1/2 以内 1,500 万円
㉚ AI データ知財取得費用助成	AI× データ知財取得支援事業の支援企業	AI× データ知財取得支援事業で支援する企業に対し、知財取得に必要となる経費の一部を助成	助成対象経費の 2/3 以内 60 万円

問合せ先　（公財）東京都中小企業振興公社　助成課　　☎03（3251）7894～5

名　称	対　象　者	事　業　内　容	助成率･助成限度額
㉛ 展示会出展助成事業（目指せ！中小企業経営力強化アドバンスプラス事業）	中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラスの支援を受け、販路開拓が必要な都内中小企業のうち、下記いずれかに該当 ①　売上減少企業（直近決算期の売上高が前期の決算期と比較して減少） ②　赤字企業（直近決算期において損失を計上している） ③　中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラスの支援を受け、所定の証明を受けている	展示会等参加費用等の一部を助成 出展小間料、資材費、輸送費、印刷物制作費、動画制作費、EC 出店初期登録料、サイト制作・改修費、広告掲載費等	2/3 以内 150 万円
㉜ 市場開拓助成事業	次の１から３に掲げる条件を全て満たす方 １　東京都及び公社の事業において一定の評価又は支援を受けた製品・サービス等、又は成長産業分野における優れた技術・製品等を販路開拓しようとする方 ２　中小企業者、中小企業団体、特定非営利活動法人、一般財団法人又は一般社団法人 ３　東京都内で実質的に事業を行っていること	展示会等参加費用等の一部を助成 出展小間料、資材費、輸送費、通訳費、EC 出店初期登録料、サイト制作・改修費、印刷物制作費、動画制作費、広告掲載費等	1/2 以内 300 万円

問合せ先　産業労働局商工部地域産業振興課　☎ 03（5320）4787

名　称	対　象　者	事　業　内　容	助成率・助成限度額
㉝ 商店街チャレンジ戦略支援事業 （イベント・活性化事業）	商店街（法人・未組織）及び商店街の連合会、商工会、商工会議所 ※区市町村を通しての間接補助となります。	商店街等が行う街路灯設置等のハード事業やホームページ作成、キャッシュレス決済導入等の活性化事業及びイベント事業を支援	●イベント事業 1/3 以内・限度額 300 万円 （補助対象経費 150 万円以内の場合は 1/2 以内） （法人化している商店街がイベント事業を実施する場合 7/12 以内・限度額 525 万円） （商店街等がこども向けのイベント事業、婚活応援事業を実施する場合、商店街等が全国と連携したイベント事業を実施する場合 5/9 以内・限度額 83 万 3 千円） ●活性化事業 1/3 以内・限度額 5,000 万円 （当該年度法人化した商店街は 1/2 以内・限度額 7,500 万円） （キャッシュレス対応の場合は 1/2 以内・限度額 5,000 万円） （こども向けの活性化事業の場合は 1/2 以内・限度額 1,000 万円） （多言語対応の場合は 1/2 以内・限度額 500 万円） （商店街の組織力強化の場合は 7/12 以内・限度額 2,000 万円）
㉞ 地域連携型商店街事業	1　商店街及び商店街の連合会と複数の地域団体（町会・自治会・NPO 等）で作る実行委員会 2　実行委員会に加入する商店街及び商店街の連合会 3　実行委員会に加入する地域団体（商店街との連名による申請に限る） ※区市町村を通しての間接補助となります。	1 が行うイベント事業及び活性化事業、2 及び 3 が行う活性化事業を支援	●イベント事業 新規：2/5以内・限度額400万円 継続：1/3以内・限度額333.3万円 ●活性化事業 2/5 以内・限度額 1 億円
㉟ 商店街担い手育成支援事業 （若手・女性支援事業、女性活躍推進事業、担い手確保支援事業）	商店街（法人・未組織）及び商店街の連合会、商工会、商工会議所 ※区市町村を通しての間接補助となります。	都内商店街の活性化に向けて、商店街が実施する、新たな担い手の確保・育成に向けた取組を支援	●若手・女性支援事業 7/12以内、限度額87万5千円 ●女性活躍推進事業 7/12以内、限度額87万5千円 ●担い手確保支援事業（商店街） 7/12以内、限度額1,000円
㊱ 地域力向上事業	商店街（法人・未組織）及び商店街の連合会、商工会、商工会議所 ※区市町村を通しての間接補助となります	商店街等自らが実施する、住民生活を支えるための活動を支援	1/3 以内・限度額 20 万円
㊲ 未来商店街活力向上支援事業	1　商店街（複数の商店街の申請可） 2　都内に主たる事業所を持ち、商店街の組合員又は法人格を有する商店街が過半を出資し、地域活性化を担うと区市町村が認める中小企業 3　都内に主たる事業所を持ち、商店街の組合員又は法人格を有する商店街が社員の過半となり、地域活性化を担うと区市町村が認める特定非営利活動法人及び一般社団法人 ※2、3については、事業を実施する1との連名に限る ※区市町村を通しての間接補助となります。	“新たな商店街づくり”に加え“地域ブランド” 構築の継続や維持に取り組む商店街の基盤づくりをサポートするとともに、グランドデザイン策定から実行支援まで一気通貫で３年間の伴走を支援	●ブランド化調査・実行事業 3/5以内、限度額300万円 ●調査事業 1/2 以内、限度額100万円 ●計画実行事業 1/2 以内、〈1年度目〉1,500万円 〈2・3 年度目〉5,000万円
㊳ 商店街戦略的リノベーション支援事業	商店街（法人・未組織）及び商店街の連合会、商工会、商工会議所 ※区市町村を通じての間接補助となります。	統一的で魅力溢れるまちづくりを推進するため、商店街の方針・計画策定から整備までに対応する取組を支援	●調査事業 3/4以内・限度額2,000万円 ●計画実行事業 1/2以内・限度額8,000万円

問合せ先　㊴、㊵、㊶、㊸については産業労働局商工部地域産業振興課　☎ 03（5320）4787
㊷については東京都商店街振興組合連合会　☎ 03（3542）0231
㊹、㊺については（公財）東京都中小企業振興公社　助成課　☎ 03（3251）7926
㊻については東京都商工会連合会　事業承継支援室　☎ 042（518）9578

名　称	対　象　者	事　業　内　容	助成率・助成限度額
㊴ 政策課題対応型 商店街事業	1　商店街及び商店街の連合会 2　商工会、商工会連合会及び商工会議所 3　民間事業者、ＮＰＯ 法人等（1及び2との連名による申請を行う場合に限る） ※2，3は買物弱者支援事業のみ補助対象	都が直面する行政課題の解決につながる商店街等の取組を支援 [補助対象事業] （環境） ●ＬＥＤ街路灯の設置 ●ソーラー・ハイブリッド型街路灯等の設置 ●街路灯ランプ、アーケード照明のＬＥＤへの交換 ●街路灯等へのソーラーパネル等の設置 ●微細ミストの導入 ●暑さ対策のスペース・設備の設置 （防災・防犯） ●老朽化した街路灯、アーケード、アーチの点検・撤去 ●アーケード、アーチの耐震調査、耐震補強 ●民間交番の設置 （福祉） ●バリアフリートイレの設置 ●障害者・高齢者用のサイン表示、案内設備の設置・改修 ●授乳及びおむつ替え等のスペース・設備の設置 （物流） ●共同荷捌きスペース・付帯施設の設置 （国際化対応） ●外国人観光客受入のための施設・設備の設置 （買物弱者支援事業） ●宅配サービス、送迎サービス、移動販売等 （再エネ・省エネ） ●アーチ照明のLEDへの交換、街路灯等のLEDランプの交換	（環境・買物弱者支援事業以外） 4／5以内・限度額1億2,000万円 （環境・買物弱者支援事業） 9／10以内・限度額1億2,000万円 ※街路灯のＬＥＤ ランプ交換については1基当たり補助限度額27万円 ※ＬＥＤ街路灯設置については1基当たり補助限度額54万円（添架式の場合は27万円）
㊵ 商店街防災力向上緊急支援事業	商店街（法人・未組織）	商店街の防災力を向上させることで、地域住民や来街者が安心して利用できる場を提供するため、防災用の備品・消耗品等を購入する費用の補助を行います。	10/10以内・限度額30万円
㊶ 商店街デジタル化推進事業	商店街、商店街の連合会、商工会、商工会連合会及び商工会議所	●キャッシュレス、デジタル活用 キャッシュレス決済の導入・アプリの開発・EC サイトの開設・各種システム構築等のデジタル化に取り組む商店街等に対し、必要な機器等の購入経費・コーディネーターの派遣費用・導入した機器の操作研修や周知費用等を補助し、商店街の活性化を支援 ●活用・運用支援 過年度に本事業の採択を受けた商店街等に対して、導入機器等の活用に必要な経費（研修、ヘルプデスク開設等）を補助し、円滑な活用を支援	●キャッシュレス、デジタル活用 9／10以内・限度額1,000万円 （キャッシュレスの取組については、1,500万円） ●活用・運用支援 9／10以内・限度額100万円
㊷ 広域支援型 商店街事業	商店街及び商店街の連合会 ※東京都商店街振興組合連合会に補助して実施します。	2以上の区市町村の区域で行う広域的な商店街等の取組（複数の商店街等が連携して実施するイベント事業）を支援	2／3以内・限度額2,000万円
㊸ 商店街ステップアップ応援事業（市場調査・計画策定支援）	商店街ステップアップ応援事業の専門家派遣（東京都商店街振興組合連合会及び区市町村の実施）又は巡回相談（区市町村の実施）を利用した商店街及び商店街の連合会 ※区市町村を通しての間接補助となります。	商店街等が行う調査や活性化計画の策定を支援	2／5以内・限度額200万円
㊹ 商店街起業・承継支援事業	商店街での事業承継者、新規開業者等 ※（公財）東京都中小企業振興公社に補助して実施します。	都内商店街で開業等を行う者を対象に、後継時や開業時の店舗の改装、店舗の賃借等にかかる経費を支援	店舗改装費、宣伝広告費等：2／3以内・限度額250万円 店舗賃借料：2／3以内・限度額1年目月額15万円、2年目月額12万円、3年目月額10万円
㊺ 若手・女性リーダー応援プログラム（助成事業）	商店街での開業等を希望する若手及び女性 ※（公財）東京都中小企業振興公社に補助して実施します。	都内商店街で開業等を希望する若手・女性を対象に、開業時の店舗の改装、店舗の賃借等にかかる経費を支援	店舗改装費、宣伝広告費等：3／4以内・限度額400万円 店舗賃借料：3／4以内・限度額1年目月額15万円、2年目月額12万円、3年目月額10万円
㊻ 多摩・島しょ地域資源承継支援助成金	小規模事業者等であること ○事業承継（親族内・従業員承継）創出支援 共通：助成金申請年度の4月1日現在、多摩・島しょ地域で引き続き5年以上事業を営んでいるもの 承継前：3 年以内の事業承継（親族内・従業員承継）に向けた取組を行うもの 承継後： 1　助成金申請年度の 4 月 1 日時点において3年以内に事業承継（親族内・従業員承継）を行った、又は助成金交付申請時までに事業承継（親族内・従業員承継）を行ったもの 2　持続的に発展するための取組を行うもの ○経営資源引継及び第三者承継創出支援 1　助成金事業期間内に多摩・島しょ地域の経営資源引継もしくは第三者承継により事業を営む予定のもの 2　助成金申請年度の 4 月 1 日時点において3年以内に経営資源引継もしくは第三者承継を行った、又は助成金交付申請時までに経営資源引継もしくは第三者承継を行ったもので、持続的に発展するための取組を行うもの ※東京都商工会連合会に補助して実施します。	○事業承継（親族内・従業員承継）創出支援 承継前：被承継者が計画に基づき取り組む承継前事業 承継後：承継者が計画に基づき取り組む承継後事業の一部を助成 ○経営資源引継及び第三者承継創出支援 経営資源の譲受者が計画に基づき取り組む経営資源引継事業、承継者が計画に基づき取り組む第三者承継後事業等の一部を助成	○事業承継（親族内・従業員承継）創出支援 承継前：2/3 以内　100 万円 承継後：2/3 以内　150 万円 ○経営資源引継及び第三者承継創出支援 2/3 以内　150 万円

問合せ先　産業労働局商工部経営支援課　　☎ 03（5320）4778

名　称	対 象 者	事　業　内　容	助成率・助成限度額
㊼ 地域特産品開発支援事業	都内中小企業者等	消費者向けに販売する食品の開発において、下記いずれかに該当する食品を開発する経費の一部を助成 ①都内産の原材料を使用するもの ②独自の技術や東京の伝統的な製造技術を利用するもの ③（地独）東京都立産業技術研究センター 食品技術センターの技術を活用するもの	1／2以内・ 限度額 150 万円

問合せ先　クール・ネット東京　　☎ 03（5990）5085

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
㊽ コージェネレーションシステム導入支援事業	東京都内の事業所における、コージェネレーションシステム及び熱・電気を相互に融通する配管などの導入に係る経費の一部を助成します。	中小企業の場合 【コージェネレーションシステム】助成率 1/2、上限 4 億円 【熱電融通インフラ】助成率 1/2、上限 1 億円 使用燃料は環境に配慮したものであること ※ 交付決定から 6 年以内に設置完了すること（詳細は問い合わせ）

問合せ先　クール・ネット東京　　ホームページのお問い合わせフォームよりお問い合わせください。

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
㊾ 需給最適化に向けたエネルギーマネジメント推進事業	東京都内又は東京電力管内の事業所における、電力消費の見える化や自動制御による省エネを実現するエネルギーマネジメントシステムや、アグリゲーションビジネス（余った電力を他者などに再分配するビジネス）に要する再エネ設備や蓄電池などの設備導入に係る経費の一部を助成します。	設備・システム導入に係る補助 （システム構築・蓄電池・蓄熱槽・再エネ発電設備など） ①エネルギーマネジメントシステム 助成率最大 2/3、限度額最大 5,000 万円 ②アグリゲーションビジネス 助成率最大 2/3、限度額最大 1 億 5,000 万円 ※詳細な要件はお問い合わせください。

問合せ先　クール・ネット東京　㊿、㊸については　☎ 03（6698）9249　　㊶、㊷については　☎ 03（6698）9527
㊹～㊼については　☎ 03（5990）5068

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
㊿ 電気自動車等の普及促進事業	電気自動車・プラグインハイブリット自動車の新車、外部給電器の新品を購入する事業者（個人事業主を含む）・個人に対し、費用の一部を助成します。	［電気自動車・プラグインハイブリッド自動車］ ①基本補助額（令和 8 年 7 月 1 日以降の初度登録の車両の補助額） ・給電機能を有する車両：30 万円 ・給電機能を有しない車両：20 万円 ②自動車メーカー別の上乗せ補助額：最大 60 万円 ③充放電設備・公共用充電器の導入による上乗せ補助額：最大 10 万円 ④再エネ電力 100%電力メニュー契約時：15 万円※ ⑤太陽光発電システム設置：最大 30 万円※ ⑥高額車両における補助額 高額車両（税抜 840 万円以上）については、①～⑤までの合計額に 0.8 を乗じた額 ※④、⑤についてはいずれか一方のみを上乗せ ［外部給電器］ 限度額 40 万円　本体価格の 1/2　※国、区市町村からの補助金併用時には国等補助額を控除
㊶ 電動バイクの普及促進事業	電動バイクの新車を購入する事業者（個人事業主を含む）・個人に対し、費用の一部を助成します。	同種同格のガソリン車両との価格差から国の補助金を除いた額（限度額：48 万円）
㊷ 電動バイク充電環境促進事業	電動バイクの導入に必要なバッテリーの専用充電器の購入費又はバッテリーシェアリングサービスの基本料金を助成します。	限度額 5 万円 ※バッテリーシェアリングサービスに係る助成は、月 1,400 円を上限とし、1 年毎にサービスの利用実績を確認の上、3 年間にわたって交付します。
㊸ 燃料電池自動車等の普及促進事業	燃料電池自動車の新車及び外部給電器の新品を購入する事業者・個人及び区市町村に対し、費用の一部を助成します。	［燃料電池自動車］ 基本補助額 140 ～ 190 万円 ・GX に向けたメーカーの取組や、販売実績に応じて基本補助額に変動有 ・次の対応で上乗せ補助有 V2B を導入する事業者　+10 万円 再エネ 100% 電力契約又は太陽光発電設備（2kW）設置　+25 万円 ※国等からの補助金と併用可能 ［外部給電器］限度額 40 万円 本体価格の 1/2 ※国からの補助金と併用可能
㊹ 次世代タクシーの普及促進事業	一般乗用旅客自動車運送事業者等が次のタクシーを新車で購入する場合に、その費用の一部を助成します。 ①電気自動車 (EV)・プラグインハイブリッド自動車 (PHEV) のタクシー ②環境性能の高いユニバーサルデザイン（UD）タクシー ※②はユニバーサルドライバー研修の義務付け等の補助要件あり。	①・中小規模事業者※（限度額 160 万円） EV：車両本体価格の 1/2、PHEV：車両本体価格の 2/5 ・上記以外の事業者（限度額 100 万円） EV：車両本体価格の 1/4、PHEV：車両本体価格の 1/5 ・企業規模にかかわらず国補助併用（限度額 60 万円） EV：車両本体価格の 1/4、PHEV：車両本体価格の 1/5 ②・中小規模事業者※ レベル 1、2：100 万円、レベル準 1：67 万円 ・上記以外の事業者 レベル 1、2：60 万円、レベル準 1：40 万円 ・企業規模にかかわらず国補助併用 レベル 1、2：40 万円、レベル準 1：27 万円
㊺ 低公害・低燃費車導入補助 （ハイブリッドトラック）	優良ハイブリッドトラック（環境省補助金の交付対象となる車両）の新車を購入する運送事業を営む中小企業者（個人事業主を含む）に対し、購入費用の一部を補助します。	・中小規模事業者※ 補助対象経費から国の補助額等を除いた満額 （限度額）最大積載量 4 t 未満 41 万 7 千円、最大積載量 4 t 以上 145 万 2 千円 ・上記以外の事業者 補助対象経費から国の補助額等を除いた額の 1/2 （限度額）最大積載量 4 t 未満 16 万 4 千円、最大積載量 4 t 以上 57 万 1 千円
㊻ 低公害・低燃費車導入補助 （ハイブリッドバス）	優良ハイブリッドバス（環境省補助金の交付対象となる車両）の新車を購入するバス事業者に対し、購入費用の一部を補助します。	・中小規模事業者※ 通常車両との車両本体価格の価格差から国の補助額を除いた満額 （限度額）250 万円 ・上以外の事業者 通常車両との車両本体価格の価格差から国の補助額を除いた額の 1/2 （限度額）250 万円
㊼ ハイブリッド塵芥車導入補助	ハイブリッド自動車であって、車体の形状が塵芥車であるものの新車を購入する産廃エキスパート又は産廃プロフェッショナルの認定を受けている中小企業者（個人事業主を含む）に対し、購入費用の一部を補助します。	国の補助額の 1 / 2 （補助限度額：最大積載量 4 t 未満　195 千円）

㊹㊺㊻中小規模事業者※とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者であって使用台数 200 台未満の事業者

問合せ先　㊽、㊿、(61)、(62) はクール・ネット東京　　☎ 03（5990）5068
　　(59)は産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課　　☎ 03-5320-7884

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
㊽ EV バス・EV トラック導入促進事業	EVバス、PHEVバス、EVトラック、PHEVトラックを導入する事業者（個人事業主を含む）に対して、導入経費等の一部を助成します。 ①EVバス、PHEVバス、EVトラック、PHEVトラックの新車を購入する事業者 ②所有車両をEVバス、PHEVバス、EVトラック、PHEVトラックに改造し自社で使用する事業者	【新車購入費補助】 同等クラスのディーゼル車価格との差額　※国補助額は控除 （限度額）4,400 万円 ①充放電設備・公共用充電器の導入による上乗せ補助額：最大 10 万円 ②グリーン経営認証、ISO14001 認証又は東京都貨物輸送評価制度（三ツ星若しくは５年連続評価等に限る。）の取得による上乗せ補助額：50 万円 【改造費補助】 改造後車両の対応年数相当のディーゼル車価格と改造費の差額　※国補助額は控除 （限度額）200 万円
㊾ 業務用 ZEV 大規模一括導入促進事業	一定台数のＺＥＶを一括導入する事業者に対して、事前相談や導入計画策定から車両・設備導入までをシームレスに支援します。	【受変電設備改修補助】最大 3/4（限度額）3,000 万円 【施設計画検討費補助】最大 3/4（限度額）1,500 万円 【エンジン車用設備等撤去費補助】 ・自家給油設備　　最大 3/4（限度額）7,500 万円 ・車体整備用リフト　最大 3/4（限度額）150 万円
㊿ 燃料電池バス・タクシー導入促進事業	燃料電池バスまたは燃料電池タクシーを導入する事業者（リース事業者を含む）に対し、導入費用及び燃料費の一部を補助します。 ※タクシーは走行距離の補助要件あり	【燃料電池バス】 車両導入費用から国補助額及び 2,000 万円を差し引いた額（上限 3,000 万円） 助成金の申請日から５年度以内に燃料電池バスを５台以上純増させる計画書を提出した場合又は都内の自らの営業所等に水素ステーションの整備又は誘致を図り、商用目的で運用する場合の上乗せ補助額：上限 2,000 万円 【燃料電池タクシー】 ①車両導入費 架装費を含む車両導入費用から国補助額及び 240 万円を差し引いた額（上限 370 万円） ・助成金の申請日から５年度以内に燃料電池タクシーを５台以上（中小企業の場合は３台以上）純増させる計画書を提出した場合又は都内の自らの営業所等に水素ステーションの整備又は誘致を図り、商用目的で運用する場合の上乗せ補助額：上限 240 万円 ※助成後に一定の走行距離がない場合は助成金返金の場合あり ②燃料費 LP ガスと水素の価格差に対する支援
(61) 燃料電池等トラック実装支援事業	燃料電池トラックまたは水素エンジントラックを導入する事業者（リース事業者を含む）に対し、導入費用及び燃料費の一部を補助します。	【車両導入費】 ①車両本体価格（中小企業の場合は車両リース契約費用）から国補助等の額及び同等仕様のディーゼルトラックの車両本体価格（中小企業の場合は車両リース契約費用）を差し引いた額 ・燃料電池小型トラック：上限 1,300 万円（中小企業は上限 2,600 万円） ・燃料電池大型トラック：上限 5,600 万円（中小企業は上限 9,600 万円） ②燃料電池・水素エンジン小型トラックの改造費用への支援 改造費用から国補助額を除いた額に３分の２をかけた額（上限 1,100 万円） ③上乗せ補助 助成金の申請日から５年度以内に燃料電池等トラックを一定台数（＊）以上純増させる計画書を提出した場合又は都内の自らの営業所等に水素ステーションの整備又は誘致を図り、商用目的で運用する場合の上乗せ補助額 ・燃料電池小型トラック：①と合わせて上限 3,400 万円 ・燃料電池大型トラック：①と合わせて上限１億 1,500 万円 ・燃料電池・水素エンジン小型トラック改造費：上限 1,100 万円 ＊一定台数 ・大企業で純増させる車両に燃料電池大型トラックを含まない場合：10 台以上 ・大企業で純増させる車両に燃料電池大型トラックを含む場合：５台以上 ・中小企業の場合：３台以上 【燃料費】 水素燃料費の実費から軽油相当分と国補助等の額を差し引いた額に対して支援
(62) 燃料電池フォークリフト実装支援事業	燃料電池フォークリフトを導入する事業者（リース事業者を含む）に対し、導入費用の一部を補助します。	①基本補助 車両導入費用から国補助額及び同等仕様のエンジンフォークリフトの車両導入価格を差し引いた額（上限６７０万円） ②上乗せ補助 都内の自らの営業所等に定置式水素ステーションの整備又は誘致を図り、商用目的で運用する場合の上乗せ補助額：上限 350 万円

問合せ先　クール・ネット東京　　☎ 03（5990）5067

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
(63) 地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業	民間事業者に対し、都内及び都外（東京電力管内※）に設置する地産地消型の再生可能エネルギー発電設備・熱利用設備及び蓄電池の導入に必要な経費の一部を助成します。※その他一定の条件あり	【中小企業等】 ①再エネ発電設備　助成率 2/3 以内、限度額２億円　　※１　※４ ②蓄電池　①と同時設置　助成率 3/4 以内、限度額２億円　　※２ 単独設置　　助成率 3/4 以内、限度額 900 万円　※３ ③再エネ熱利用設備・地域活性化につながる再エネ設備 助成率 3/4 以内、限度額２億円　　※３ 【その他】 ①再エネ発電設備　助成率 1/2 以内、限度額２億円　　※１　※４ ②蓄電池　①と同時設置　助成率 2/3 以内、限度額２億円　　※２ 単独設置　　助成率 2/3 以内、限度額 800 万円　※３ ③再エネ熱利用設備・地域活性化につながる再エネ設備 助成率 2/3 以内、限度額２億円　　※３ ※１　都外設置では、一定の条件を満たす場合は２億円。それ以外は１億円 ※２　同時設置の再エネ発電設備と合わせた限度額　※３　都内設置のみ ※４　ガラスレス製品の太陽光発電設備（都内設置のみ） 中小企業等：助成率 4/5、その他：助成率 3/4
(64) 再エネ電源都外調達事業（都外 PPA）	都外に再生可能エネルギー発電設備及び併設する蓄電池を設置し、その再エネ電気等の利活用に取組む事業者に対して当該設備の導入に必要な経費の一部を助成します。	【再エネ発電設備と蓄電池同時設置※】 ①再エネ発電設備　フィジカル PPA：助成率 2/3 以内 バーチャル PPA：助成率 1/2 以内 ②蓄電池　助成率 2/3 以内 ＜限度額＞特別高圧：再エネ発電設備と蓄電池あわせて７億円 特別高圧以外：再エネ発電設備と蓄電池あわせて４億円 ※一定の条件を満たす場合に適用。それ以外は単独設置の助成率及び限度額を適用 【単独設置】 ①再エネ発電設備　フィジカル PPA：助成率 1/2 以内 バーチャル PPA：助成率 1/3 以内 ＜限度額＞特別高圧：５億円、特別高圧以外：２億円 ②蓄電池　助成率 2/3 以内、限度額２億円
(65) 島しょ地域における再エネ導入促進事業	都内島しょ地域において再生可能エネルギー発電設備を導入する発電事業者を対象に、当該電源の発電電力量に応じた支援を行います。※その他一定の条件あり	電力量　※１に１kWh あたり 12 円を乗じて得た額 ※１　助成対象事業により開始する発電事業のうち、ＦＩＴ制度対象の電源として認定された電力量

問合せ先　クール・ネット東京　　☎ 03（5990）5068

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
⑯ シェアリング・レンタル用車両 ZEV 化促進事業	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・電動バイクの新車を事業用に購入するシェアリング事業者及びレンタル事業者並びに社用車をシェアリング利用する事業者に対し、費用の一部を助成します。	【電気自動車・プラグインハイブリッド自動車】 ①基本補助額（令和８年７月１日以降の初度登録の車両の補助額） ・給電機能を有する車両：60 万円 ・給電機能を有しない車両：50 万円 ②自動車メーカー別の上乗せ補助額：最大 60 万円 ③充放電設備・公共用充電器の導入による上乗せ 補助額：最大 10 万円 ④高額車両における補助額 高額車両 (税抜 840 万円以上) については、①～③までの合計額に 0.8 を乗じた額 【燃料電池自動車】 ①基本補助額 ・給電機能を有する車両：215 万円 ・給電機能を有しない車両：205 万円 ②充放電設備の導入による上乗せ補助額：最大 10 万円 ③高額車両における補助額 高額車両 (税抜 840 万円以上) については、①～③までの合計額に 0.8 を乗じた額 【電動バイク】 同種同格のガソリン車両との価格差から国の補助を除いた額に 5 万円を加えた額（限度額 53 万円）

問合せ先　クール・ネット東京　　☎ 03（5990）5159

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
⑰ 充電設備普及促進事業	東京都内の事務所・工場・商業施設等に電気自動車等の充電設備を設置する方に対して、導入経費等の一部を助成します。 ①充電設備導入費（ビル等への充放電設備（V2B）の導入費も含む） ②充電設備運営費 （商業施設・宿泊施設等の公共用充電設備のみ）	①設備購入費：1/2 ～ 10/10（機器ごとに上限額あり） 設置工事費：10/10（設置場所・機器ごとに上限額あり） 更新時の既設充電設備撤去費：1/2 （限度額　超急速 100 万円／基、急速 75 万円／基、普通 25 万円／基） 機械式駐車場のパレット更新費：10/10 （限度額　140 万円／パレット） ②維持管理費：10/10（限度額　超急速・急速 40 万円／基） 電気料金（基本料金）：10/10 （限度額　超急速 334 万円／基、急速 66 万円／基） 土地の使用に要する経費：10/10（限度額 62 万円／基）

問合せ先　環境局環境改善部自動車環境課　　☎ 03（5388）3535

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
⑱ 圧縮天然ガス自動車導入補助	圧縮天然ガス（CNG）自動車（車両総重量 3.5 ｔ以下の車両を除く）の新車を購入する中小企業者（個人事業主を含む）に対し、購入費用の一部を補助します。	車両総重量８ｔ超　20 万円 車両総重量８ｔ以下 3.5 ｔ超　10 万円

問合せ先　クール・ネット東京　　☎ 03（5990）5085

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
⑲ カーボンクレジット活用促進事業	【対象事業者】 都内に事務所又は事業所を有する事業者（民間企業、学校法人、医療法人等） 【助成対象】 東京都カーボンクレジットマーケット（https://carbon-market.metro.tokyo.lg.jp/）で購入したクレジットによる GHG（温室効果ガス）のオフセットを通じた製品・イベント等のブランディング及びプロモーションの取組 【助成対象経費】 [中小企業] ・製品等に係る GHG 排出量の算定に要する経費 ・ブランディング及びプロモーションの企画立案等に係るコンサルティングに要する経費 ・プロモーション実施に要する経費 [中小企業以外] ・プロモーション実施に要する経費	[中小企業] ・助成率　2/3 ・助成上限額　200 万円 [中小企業以外] ・助成率　1/2 ・助成上限額　100 万円
⑳ カーボンクレジット創出支援事業	【対象事業者】 都内中堅・中小企業 【補助対象】 カーボンクレジットの創出に向けた以下の取組 ・クレジット認証機関へのプロジェクト登録申請 ・クレジット認証機関へのクレジット認証申請 【助成対象経費】 プロジェクト登録又はクレジット認証申請に係る以下の経費 ・第三者機関による審査・検証に要する経費 ・申請書類の作成等に係るコンサルティングに要する経費	助成率　2/3 助成上限額　300 万円

問合せ先　クール・ネット東京　　⑪については　☎03（5990）5175
⑫については　☎03（5990）5089

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
⑪ グリーン水素の社会実装化に向けた設備導入促進事業	【補助対象】 ①グリーン水素製造設備 ②グリーン水素貯蔵設備 ③グリーン水素運搬設備 ④純水素型燃料電池、業務・産業用燃料電池 ⑤その他の水素利用設備 （専焼に加え、水素を一部燃料とし、複数の燃料を混ぜて燃焼させる混焼も補助対象） ※①・②・③は東電管内であれば、都外の設置も可 　また、都内への水素供給量を 1/2 以上にすること	【上限】 3 億円（⑤の混焼機器は 2 億 2,500 万円） 【対象経費】 設計費、設備費、工事費、諸経費 【補助率】 2/3（⑤の混焼機器は 1/2） 【補助要件】 助成対象設備を都内事業所において新たに設置すること。設置した設備を活用し、グリーン水素に関する普及啓発を実施すること。等
⑫ ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業	都内で中小規模事業所を所有又は使用する中小企業者等（個人事業主を含む。）に対し、省エネ設備の導入と運用改善の実践に係る経費の一部を助成します。 ・省エネ設備導入 　高効率空調設備、LED 照明設備、断熱窓　など ・運用改善実践支援 　人感センサー等の導入、照明スイッチの細分化工事　など 詳細については、要綱類をご確認ください。	助成率 2/3 ほか （限度額 2,500 万円ほか） ※より省エネ効果の高い取組は助成率・限度額引き上げ

問合せ先　事業支援チーム　　☎03（5990）5088

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
⑬ ZEB 化・廃熱利用設備導入促進事業	【助成対象者】 都内に中小規模事業所を所有または使用している民間事業者等 【助成内容】 都内既存建築物の ZEB 化または廃熱有効利用設備導入経費の設計費や設備導入費の一部を補助 ・助成対象設備 【ZEB 化区分】※ウのみの導入は不可 ア　建築省エネ技術（断熱材など） イ　設備省エネ技術（空調・照明など） ウ　再生可能エネルギー技術 【廃熱利用区分】 ・事業所や工場等で発生する廃熱を有効利用する設備	【ZEB 化区分】　補助率：2/3 設計支援　　：上限 1,000 万円 設備導入支援：上限 1 億 5,000 万円 【廃熱利用区分】　補助率：2/3 設計支援　　：上限 200 万円 設備導入支援：上限 1,000 万円

問合せ先　クール・ネット東京　　☎03（5990）5068

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
⑭ 企業の Scope3 （物流分野） 対策促進事業	（陸上輸送） 荷主である中小企業者等がグリーン経営認証等を取得した運輸事業者を利用する場合の運送費を支援するとともに、運輸事業者がグリーン経営認証等を取得するために必要な経費を支援 【補助内容等】 1　荷主に対する支援 次のいずれかの認証等を取得している貨物自動車運送事業者を利用 グリーン経営認証制度、ＩＳＯ 14001 の認証、東京都貨物輸送評価制度の「三つ星」評価又は「5 年連続評価等」 2　運輸事業者に対する支援 新たに次のいずれかの認証を取得する運輸事業者 グリーン経営認証制度、ＩＳＯ 14001 の認証 【補助対象者】 1　荷主である中小企業者等 2　認証等を取得する運輸事業者 （航空・海上輸送） 荷主が貨物代理店を通して行う航空及び海上貨物輸送におけるバイオ燃料等の利用時に要する上乗せ分の経費を支援 【補助内容等】 SAF やバイオ燃料等を活用した海上・航空貨物輸送により発生する追加料金を支援 【補助対象者】 輸送時の脱炭素化に取り組む荷主である都内企業	（陸上輸送） [荷主に対する支援] ・補助率　1/2 ・補助上限額　100 万円 [運輸事業者に対する支援] ・補助率　1/2 ・補助上限額　50 万円 （航空・海上輸送） [荷主に対する支援] 【中小企業】 ・補助率　10/10 ・補助上限額　200 万円 【大企業】 ・補助率　1 /3 ・補助上限額　４００万円

問合せ先　東京都中小企業振興公社　　☎03（5822）7232

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
⑮ 環境に配慮したマルチエネルギーステーション化に向けた経営力強化・設備導入等支援事業	マルチエネルギーステーション化を目指すガソリンスタンドの機能向上や事業多角化、省エネの設備導入等費用、人材育成・確保等に要する費用を支援、事業者に対して、空きスペースを活用した事業展開等を支援 【補助対象者】 1　都内でガソリンスタンドを営む中小企業者等 2　都内のガソリンスタンド内の空きスペース等を活用して、ビジネスを展開する都内中小企業者等	1　ガソリンスタンドの機能向上や事業多角化、省エネの設備導入等、人材育成等に関する取組に係る経費の 2/3（上限額 2,500 万円） 2　土地使用料などガソリンスタンドに支払われる経費の 1/2（上限額 75 万円） ※脱炭素化に役立つビジネスの場合 2/3（上限額 100 万円）

問合せ先　（公財）東京都環境公社　　☎ 03（3633）2282

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
㊻ 省エネ型ノンフロン機器普及促進事業	冷媒にフロン類を使用しない「省エネ型ノンフロン機器」を導入する事業者（リースする場合も含む。）に対し、設置に係る経費（工事費等を含む。）の一部を補助します。	設置に係る経費の２／３ ・国等の補助がある場合は、その額を除いた額 (限度額内蔵型ショーケース：２７０万円 / 台 別置型ショーケース：2,２００万円 / 台 中型冷凍冷蔵機器：6,７００万円 / 台)
㊼ フロン漏えい防止のための遠隔監視技術活用促進事業	フロン漏えいを早期に検知できる「遠隔監視技術」を導入する事業者に対し、導入に係る経費の一部を補助します。	①大企業　導入に係る経費の 1/2 （限度額 50 万円／事業所） ②中小企業者等　導入に係る経費の 2/3 （限度額 67 万円／事業所）
㊽ 省エネ型 VOC 排出削減設備導入促進事業	VOC を取り扱う印刷業、クリーニング業、塗装業の中小企業者（個人事業主を含む）及び社会福祉法人等に対し、VOC 排出削減設備等の設置に係る経費の一部を補助します。	設置に係る経費の２／３ (限度額 2,000 万円／台)
㊾ ＰＦＯＳ等含有泡消火薬剤の転換促進事業	都内の民間事業者、管理組合等を対象として、PFOS 及び PFOA 含有泡消火薬剤を交換する際の新しい消火薬剤の購入費及び撤去した消火薬剤の処理などに係る経費の一部を補助します。	①大企業　対象経費の１／２ （1 事業者あたりの上限は 500 万円） ② ①以外の事業者　対象経費の２／３ （1 事業者あたりの上限は 700 万円）

問合せ先　環境局環境改善部化学物質対策課　　☎ 03（5388）3457

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
㊿ VOCの削減に向けた環境配慮型設備導入促進事業	給油所（自家用を除く。）に、燃料蒸発ガス回収機能付きのガソリン計量機を設置する中小事業者（個人事業者を含む。）に対し、経費の一部を補助します。	設置に係る経費の2／3 (限度額 350 万円／台)

問合せ先　（公財）東京観光財団　　☎ 03（5579）8873

名　称	対　象　者　等	事　業　内　容	助成率・助成限度額
(51) 観光関連事業者による環境対策促進事業	都内で宿泊業、旅行業、飲食業、小売業、観光バス・タクシー業を含む観光関連事業者	都内の観光関連事業者がＳＤＧｓや環境対策に関する計画に基づいて実施する設備導入等に係る経費を補助します。	補助対象経費の 1/2 以内 (中小企業は補助対象経費の 2/3 以内) 1事業者あたり 1,500 万円を限度

問合せ先　（公財）産業労働局観光部受入環境課　　☎ 03（5320）4802

名　称	対　象　者　等	事　業　内　容	助成率・助成限度額
(52) 乗降用リフト装置付バス利用支援事業	旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）における第１種、第２種、第３種及び地域限定の旅行業登録を受けた者のうち、東京都内に主たる営業所を置く事業者	リフト付き観光バスを貸切で手配し旅行を催行する旅行業者に対して、その経費の一部を補助します。	通常バスの貸切料金とリフト付き観光バスの貸切料金の差額 １台当たり 50,000 円を限度（１事業者につき最大 20 台まで）
(53) 多様な体験型観光推進事業	都内で外国人旅行者に向けた、美容を目的とするサービス（ヘアカット、ネイル、メイク等）を提供する事業者	外国人旅行者受入のための新たなサービス・コンテンツ開発に必要な経費の一部を補助します。	補助対象経費の２／３以内 １事業者あたり 200 万円を限度
(54) 誰もが楽しめる自然体験型観光推進事業	都内で障害者や高齢者等が東京の自然を安心して楽しめる観光プログラムを提供する事業者等	誰もが自然体験を楽しめる観光プログラムの実施に必要となる備品導入や施設整備に係る経費の一部を補助します。	補助対象経費の４／５以内 １事業者あたり 200 万円（施設整備を伴う場合は 500 万円）を限度

問合せ先　（公財）東京観光財団　　☎ 03（5579）8873

名　称	対　象　者　等	事　業　内　容	助成率・助成限度額
(55) 観光関連事業者のDX・経営力強化支援事業	都内で宿泊業、飲食業、小売業、旅行業等を営む観光関連事業者(中小企業に限る)	観光関連事業者がＤＸ・デジタル技術の活用や各種設備導入等により行う、生産性向上や新サービス・商品・コンテンツ開発等の高付加価値実現に向けた取組に必要な経費の一部を補助します。	補助対象経費の３分の２以内 (賃上げ計画を掲げ申請する事業者には４分の３以内) １事業者当たり 3,000 万円を限度
(56) 観光関連事業者デジタル化レベルアップ支援事業	都内で宿泊業、飲食業、小売業、旅行業等を営む観光関連事業者(中小企業に限る)	観光関連事業者が、IT 専門家の助言を受けて行うデジタル技術による業務効率化やサービス向上の取組に必要な経費の一部を補助します。	補助対象経費の３分の２以内 (賃上げ計画を掲げ申請する事業者には４分の３以内) １事業者当たり 1,000 万円を限度
(57) 宿泊施設経営力向上推進事業	都内において一年以上営業している「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」を行っている施設	専門家からの助言を受けて、経営改善計画を策定し実施する施設改修等の経費の一部を補助します。	補助対象経費の３／４以内（大企業は２／３以内） １施設あたり 500 万円を限度
(58) 観光関連事業者デジタルシフト応援事業	都内で宿泊業、飲食業、小売業、旅行業等を営む観光関連事業者（中小企業に限る）	観光関連事業者が自社の事業活動のデジタル化推進のために導入・改修するデジタルツール等の購入経費や、ツール等の導入に必要なクラウドサービス利用、運用・サポート等に要する経費の一部を補助します。	補助対象経費の３分の２以内 (賃上げ計画を掲げ申請する事業者には４分の３以内) １事業者当たり 200 万円を限度
(59) アドバイザーを活用した観光関連事業者支援事業	都内で宿泊業、飲食業、小売業、旅行業、観光バス業等を営む観光関連事業者	専門家から助言を受けて行う経営の改善や新しい事業の展開に要する経費の一部を補助します。	補助対象経費の３分の２以内　1事業者あたり200万円を限度

問合せ先　（公財）東京観光財団　　☎03（5579）8463

名　称	対　象　者　等	事　業　内　容	助成率・助成限度額
⑨⓪ 宿泊施設 バリアフリー化 支援事業	都内において「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」を行っている施設	宿泊施設のバリアフリー化を促進し、障害者をはじめあらゆる人が安心して利用できる宿泊環境を整備するとともに、宿泊事業者の集客力向上を支援するため、①客室整備②共有部整備③備品購入④実施設計⑤コンサルティングに要する経費の一部を補助します。	①客室整備　補助率最大　10分の9(限度額最大9,600万円) ②共用部整備　補助率最大　5分の4(限度額最大6,000万円) ③備品購入　補助率最大 5分の4(限度額最大320万円) ④実施設計　補助率最大 5分の4(限度額最大100万円) ⑤コンサルティング　補助率 3分の2（限度額 100万円）
⑨① 多摩地域における宿泊施設の送迎車バリアフリー化支援事業	多摩地域の宿泊施設	送迎者車へのリフト装置、スロープ等の設置費用を補助します。	補助対象経費の 10 分の 10 1台あたり 40 万円を限度 ただし車いすごと乗れるリフト装置導入の場合は 150 万円
⑨② インバウンド対応力強化支援事業	○都内の宿泊施設（旅館業法の「旅館・ホテル営業」、「簡易宿所営業」を行っている施設） ○都内の飲食店、小売店、体験型コンテンツ提供施設（中小企業に限る） ○都内の観光バス運営事業者、観光タクシー事業者 ○外国人旅行者の受入対応に取り組む観光関連団体等（中小企業団体、事業者グループ等）	インバウンド対応力強化のために新たに実施する事業に要する経費の一部を補助します。 ①多言語対応（施設の案内表示、ＨＰ等の多言語化） ②外国人用グルメサイトへの掲載（飲食店のみ） ③外国人旅行者の対応に係る人材育成 ④無線ＬＡＮ環境の整備 ⑤キャッシュレス機器等の導入 ⑥ロッカー等手荷物預かり設備の導入 ⑦トイレの多機能化 ⑧多様な文化・習慣を有する外国人旅行者の受入対応に係る整備 ⑨災害対応（防災マップの作成、防災訓練の実施等） ⑩防犯カメラの設置（宿泊施設のみ） ⑪車両に設置する表示機器の導入	補助対象経費の２分の１以内（①多言語対応については３分の２以内） 1施設・店舗当たり 300 万円 観光関連団体等は１団体・グループ当たり 1,000 万円
⑨③ 観光関連事業者による旅行者受入対応力強化支援事業	都内で宿泊業、旅行業、飲食業、小売業、観光バス・タクシー業等を営む観光関連事業者（宿泊業のみ、大企業含む）	観光関連事業者が取り組む、人材の確保・定着・育成に関する取組に要する経費の一部を補助します。	補助対象経費の3分の2以内(大企業は２分の1以内) ※ＤＸ人材・外国人材に関する取組については４分の３以内（大企業は３分の２以内） 1事業者当たり 300 万円を限度
⑨④ 観光施設の国際化支援補助金	民間事業者等が管理運営する都内の美術館・博物館等（博物館法に定めのある登録博物館及び博物館相当施設、並びにその他の施設）	美術館・博物館等における外国人旅行者の受入環境整備を推進するための事業に要する経費の一部を補助します。	補助対象経費の２分の１以内 １施設あたり 1,000 万円を限度 （令和７年度から令和 11 年度合計）
⑨⑤ 観光バス等バリアフリー化支援事業	都内で営業しているバス事業者等	障害者や高齢者が安心して都内観光を楽しめるよう、リフト付観光バス車両の導入に係る経費と通常バス車両の導入に係る経費との差額を補助します。	補助対象経費の 10 分の 10 １台当たり大型バス 800 万円、中型バス 500 万円、小型バス 300 万円を限度
⑨⑥ 島しょ地域のバリアフリー観光整備支援事業	①島しょ地域の民間観光関連施設（飲食店、小売店等（宿泊施設を除く。）） ②島内交通事業者等（タクシー、レンタカー等（バスを除く。））	①施設のバリアフリー化（通路、出入口、便所、傾斜路、備品、実施設計等）に要する経費の一部を補助します。 ②タクシーやレンタカー等へのリフト装置、スロープ等の設置費用を補助します。	①補助対象経費の５分の４以内 １施設あたり 1,500 万円を限度 ②補助対象経費の１０分の１０ １台あたり 40 万円を限度 ただし車いすごと乗れるリフト装置導入の場合は 150 万円

問合せ先　産業労働局雇用就業部能力開発課　　☎03（5320）4718

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
⑨⑦ 事業内職業訓練事業補助金 （雇用保険法・職業能力開発促進法）	東京都の認定を受けた職業訓練（認定職業訓練）を実施する中小企業事業主の団体に対し、訓練の運営等に要する経費の一部を補助します。	補助対象経費の 2/3 若しくは算定基準により算出した額のいずれか低い額
⑨⑧ 広域団体認定訓練助成金 （雇用保険法・職業能力開発促進法）	３都道府県以上にわたって認定職業訓練を実施する団体に対し、訓練の運営に要する経費の一部を助成します。	補助対象経費の 1/2 若しくは算定基準により算出した額のいずれか低い額

問合せ先　産業労働局雇用就業部能力開発課　　☎03（5320）4716

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
⑨⑨ 都立職業能力開発センター人材育成奨励金	都内に事業所を有する中小企業事業主を対象に、受託生訓練を通じて従業員の基礎的な技術・技能向上を図ることを奨励します。	受託生１人１ヶ月あたり 10 万円

中小企業人材スキルアップ支援事業
問合せ先　（公財）東京しごと財団企業支援部「スキルアップ助成金」事務局　　☎03（5211）0391

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
⑩⓪ 事業内スキルアップ助成金	中小企業等が従業員に対して、自社で企画する研修経費を助成します。	受講者１人１時間あたり800円
⑩① 事業外スキルアップ助成金	中小企業等が教育機関等の公開講座を利用する研修経費を助成します。	受講料等の２分の１／１人１回あたり2万5千円まで ※小規模事業者・非正規雇用労働者が2割以上参加の場合は3分の2
⑩② ＤＸリスキリング助成金	中小企業等が自社のＤＸのために実施する研修経費を助成します。	受講料等の４分の３／１人１回あたり７万５千円まで
⑩③ 資格取得サポート助成金	中小企業等が従業員の国家資格や法律に基づく免許の取得に向けて実施する研修経費を助成します。	受講料等の２分の１

バス事業者人材開発支援奨励金
問合せ先　バス事業者人材開発支援奨励金事務局　　☎03（4550）0961

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
⑩④ バス事業者人材開発支援奨励金	都内の乗合バス事業者が、女性、若者又は就職氷河期世代をバス運転手として新たに採用し、人材育成に取り組んだ場合に奨励金を支給します。	奨励金　１社あたり最大 190 万円（特別加算を含む）

問合せ先　（公財）東京しごと財団企業支援部企業支援課　☎03（5211）0392

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
⑮ リスキリング・キャリアデザイン応援事業	従業員のリスキリングやキャリアデザインを支援する取組をする中小企業等に対し、専門家派遣や奨励金の支給を行います。	・専門家派遣　１社当たり最大２回 ・奨励金　１社当たり最大40万円

問合せ先　助成金の支給について　東京労働局ハローワーク助成金事務センター　☎03（5990）6116
　　改善計画の認定（※）について　産業労働局雇用就業部労働環境課　☎03（5320）4641

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
⑯ 人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）（中小企業労働力確保法）	改善計画の認定を受けた中小企業を構成員とする事業協同組合等が、参加の事業者の人材確保や従業員の職場定着を支援するために一定の事業（中小企業労働環境向上事業）を行った場合、それに要した費用の３分の２の額を助成します。	構成中小企業に対する労働環境向上事業に要した費用の2/3

※改善計画は助成金活用の前提となるものです。助成金支給については、東京労働局ハローワーク助成金事務センターにお問合せください。

問合せ先　産業労働局雇用就業部就業推進課　☎03（5320）4663

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
⑰ 中小企業障害者雇用支援助成金	障害者を雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コースまたは発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）の受給が満了となった後も引き続き雇用を継続する中小企業に対して最長３年間賃金助成をします。 また、あわせて障害者雇用に関する訪問相談を実施します。 ・中小企業であること（特例子会社を除く。） ・障害者が東京都内の事業所に勤務していること等。	・重度障害者等　一人当たり　月額6万円 ・上記以外　一人当たり　月額3.6万円 最長3年間支給
⑱ 障害者安定雇用奨励金	事業主が障害者等を正規雇用や無期雇用で雇入れした場合又は有期雇用から正規雇用や無期雇用に転換した場合に奨励金を支給します。 ・個人又は法人 ・特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース又は発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）の支給決定通知を受けていること。 ・対象労働者が東京都内の事務所に勤務していること等。	１　雇入れの場合 障害者等一人当たり　中小企業150万円、大企業100万円 ２　転換の場合 障害者等一人当たり　中小企業120万円、大企業100万円 さらに、対象となる労働者が精神障害者の場合には、上記１又は２の支給金額に30万円加算 また、中小企業において、雇入れ・転換時の賃金が最低賃金を10%以上上回る場合、雇入れの場合は20万円、転換の場合は10万円加算
⑲ 難病・がん患者就業支援奨励金	難病やがん患者を、以下の要件で新たに雇入れ、又は難病やがんの発症等により休職した労働者を復職させた都内の事業主に奨励金を支給します。 また、対象となる労働者の雇入れ時又は復職時に併せて、治療と仕事の両立に配慮した勤務・休暇制度などを新たに導入した場合や産業保健スタッフへの相談体制を新たに整備する場合、助成金を加算します。 ・治療と仕事の両立に向けて、就業時に必要な配慮事項を定めた支援計画書を策定し、週所定労働時間 10 時間以上で雇入れた場合等。 ・発症等により連続して10日間以上休職した労働者の復職時に支援計画書を策定し、その計画に基づき就業させた場合等。	１　採用奨励金 ①雇入れ時の週所定労働時間20時間以上：70万円／人 ②雇入れ時の週所定労働時間10時間以上20時間未満：45万円／人 ２　雇用継続助成金 ①復職時の週所定労働時間20時間以上：70万円／人 ②復職時の週所定労働時間10時間以上20時間未満：45万円／人 ３　制度導入加算 上記１又は２に加算して、１制度導入につき10万円、最大30万円まで
⑳ 中小企業障害者雇用スタート支援奨励金	障害者を１人も雇っていない中小企業が初めて障害者を雇用した場合に、受入れ初期段階の体制整備に係る費用に対して助成するため奨励金を支給します。 ・雇入れ時に障害者を一人も雇用していないこと ・雇入れ時に、労働者と話し合いを行い、就業時に必要な配慮事項を定めた支援計画を策定の上、その計画に基づき合理的な範囲内で必要な配慮を行い、６ヶ月以上雇用を継続したこと ・６ヶ月分以上の賃金を支給していること ・対象労働者が東京都内の事務所に勤務していること等。	【支給金額】 ・週所定労働時間20時間以上30時間未満：60万円/人 ・週所定労働時間30時間以上：90万円/人 ※重度、45歳以上又は精神で、週所定労働時間が10時間～20時間未満の場合は30万円を支給し、20時間以上の場合は週所定労働時間に応じ上記の支給額に30万円を加算。

※詳しい支給要件については、TOKYOはたらくネット（https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/shogai/josei/index.html）

問合せ先　労働相談情報センター及び各事務所（青山を除く）　（☎→ p88）

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
㉑ 働きやすい職場環境づくり推進奨励金	・都内中小企業等で、育児・介護や病気治療と仕事の両立支援等、働きやすい職場環境づくりのための取組を行った企業に奨励金を支給します。	奨励金　一企業あたり上限100万円　実施するコース・事業を選択して申請

問合せ先　（公財）東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課　☎03（5211）0395

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
㉒ テレワーク定着強化奨励金	社内ＰＴを設置し、都が示すテレワークに係る各種の課題（社内コミュニケーション、人事評価制度、社員間における不公平感、勤務時間管理方法等）及びテレワークができる従業員とできない従業員との間の不公平感等に関して課題調査・検証・試行を行い、「テレワークルール（我が社のベストバランス）」等を定めた企業に、奨励金を支給します。	従業員調査実施後、ア及びイの課題について、解決手法等の検討・試行・検証・見直しを行い、課題の解決手法等を社内に周知した企業等に奨励金２０万円を支給 ア　テレワークに係る各種の課題（社内コミュニケーション、人事評価制度、勤務時間管理方法等） イ　テレワークができる従業員とできない従業員との不公平感の解消 （※）テレワークができない従業員が感じる不公平感の緩和に資する制度（柔軟な労働時間制度、出社手当制度等）や規定等を新たに導入した場合に２０万円を加算

問合せ先　（公財）東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課　☎03（5211）0395

名　称	対　象　者　等	奨励額
⑬ サテライトオフィス勤務導入奨励金	新たにサテライトオフィス勤務制度を導入し、従業員に利用させた都内中小・中堅企業等に対し、奨励金を支給します。	10万円
⑭ ワーケーション勤務導入奨励金	新たにワーケーション勤務制度を導入し、従業員に利用させた都内中小・中堅企業等に対し、奨励金を支給します。	10 万円

問合せ先　（公財）東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課　☎03（5211）5200

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
⑮ テレワークトータルサポート助成金	テレワークの導入・定着・促進を図るため、東京都が実施するテレワーク相談窓口やコンサルティングを利用した都内中堅・中小企業等に対し、テレワーク機器導入経費等のテレワーク環境整備に係る経費を助成します。	ア　常時雇用労働者　2～29人の企業 ・助成限度額：150万円　・助成率：2/3 イ　常時雇用労働者　30～999人の企業 ・助成限度額：250万円　・助成率：1/2

問合せ先　（公財）東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課　☎03（5211）2783

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
⑯ 育児・介護との両立のためのテレワーク活用促進奨励金	育児や介護を抱える従業員がテレワークを実施できるよう、新たにテレワークを導入したり、既存のテレワーク規定の見直しを行った都内中小企業等に対し、奨励金を支給します。	①導入コース：20 万円 以下のア～ウをすべて実施した場合に支給 ア　3歳未満の子を養育する従業員及び要介護状態の対象家族を介護する従業員がテレワークを実施できるようテレワーク規定を整備 イ　育児や介護中の従業員のための柔軟な働き方の導入に関する研修を受講 ウ　育児・介護との両立のためにテレワークを積極的に活用する旨を社内に宣言 ②介護離職防止コース：20 万円 介護を抱える従業員がテレワークを実施しやすくなる制度（対象家族の自宅等での在宅勤務等）を導入した場合に支給 ※上記２つのコースを同時に申請した場合の奨励金額は 30 万円

問合せ先　（公財）東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課　☎03（5211）0393

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
⑰ ABWオフィス促進助成金	ABW 導入を目指す都内中小企業等に対し、専門家等によるABW 導入支援を行うとともに、オフィス整備に係る改修費の一部を助成します。	常時雇用労働者数が２人以上300人以下 助成限度額：2,000万円　助成率：2/3 （※）子連れ出勤を可能とする整備を行った箇所は、助成率10/10　最大５万円

問合せ先　（公財）東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課　☎03（5211）0394

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
⑱ 手取り時間創出・魅力ある職場づくり推進奨励金	1 企業の労働生産性の向上に向け、社内の制度整備に向けた助言を行う専門家を派遣し、従業員の「手取り時間」の創出やエンゲージメントの向上、ライフステージの支援、賃金の引上げの取組を後押しします。 2 取組内容に応じて奨励金を支給します。 ・対象 常時雇用する労働者が 300 人以下の企業で、都内に本社または事業所を置く事業者等 ※その他要件あり	奨励金　以下の①から④までの15項目の取組のうち2つ以上の取組の実施が要件 ①「手取り時間」創出：フレックスタイム制等の5項目の取組が対象で各10万円(上限50万円) ②ライフステージを支援する取組：家庭応援特別休暇制度等の4項目の取組が対象で各10万円(上限30万円) ③従業員のエンゲージメント向上に向けた取組：社外副業・兼業制度等の5項目の取組が対象で各10万円(上限40万円) ④時間当たり60円以上の賃上げ：1人12万円加算(上限144万円)

問合せ先　（公財）東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課　☎03（5211）1756

名　称	対　象　者　等	奨励額
⑲ 暑さに配慮した職場環境づくり奨励金	暑さに配慮した職場環境づくりを行った都内小規模企業等に対し、奨励金を支給します。	２０万円

問合せ先　産業労働局雇用就業部労働環境課　☎03（6205）6730

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
⑳ 正規雇用転換安定化支援助成金	東京労働局のキャリアアップ助成金（正社員化コース）と連携し、正規雇用転換後も安心して働き続けられる労働環境整備や賃上げを行った中小企業等に対し、助成金を交付します。 ●助成要件 ①対象労働者に対して支援期間（３か月）の内に以下の支援を行うこと。 ア　指導育成計画（３年間）の策定 イ　指導育成者（メンター）の選任及びメンターによる指導 ウ　指導育成計画に基づく研修の実施 ②上記①に加え、以下の４つの取組をした場合に、助成金を加算します。（ア～ウは1事業主当たり1回限り） ア　新たに退職金制度を導入 イ　新たに結婚・妊娠出産・育児に関する支援制度を導入 ウ　新たに介護に関する支援制度を導入 エ　対象労働者の時給を６０円以上賃上げ	対象労働者　１人２０万円 （最大５人まで） 退職金制度整備加算　１０万円 結婚・育児支援制度整備加算 １０万円 介護支援制度整備加算　１０万円 賃上げ加算　１人１２万円 （最大５人まで）

問合せ先　産業労働局雇用就業部労働環境課　☎03（6205）6730

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
㉑ 就職氷河期世代等安定就業サポート助成金	【正規雇用等コース】 ①都が実施する就職支援事業（就職氷河期世代・シニア世代向け）の利用者を正規雇用又は有期雇用（労働契約期間が３年以上（シニア世代は２年以上））した中小企業等 ②国の特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース・中高年層安定雇用支援コース）の支給決定を受けた中小企業等 【安定有期雇用コース】 都が実施する就職支援事業（就職氷河期世代・シニア世代向け）の利用者を有期雇用した中小企業等 ●助成要件 ①対象労働者に対して支援期間（3か月）のうちにアからウの支援を行うこと。 ア　指導育成計画（3年間（安定有期雇用コースは1年間））の策定 イ　指導育成者（メンター）の選任及びメンターによる指導 ウ　指導育成計画に基づく研修の実施 ②上記①に加え、以下の4つの取組をした場合に、助成金を加算します。(正規雇用等コースのみ、ア～ウは1事業主1回限り) ア　新たに退職金制度を導入 イ　新たに結婚・妊娠出産・育児に関する支援制度を導入 ウ　新たに介護に関する支援制度を導入 エ　対象労働者の時給を６０円以上賃上げ	【正規雇用等コース】 対象労働者 １人３０万円 退職金制度整備加算　１０万円 結婚・育児支援制度整備加算 １０万円 介護支援制度整備加算　１０万円 賃上げ加算 １人１２万円（最大５人まで） 【安定有期雇用コース】 対象労働者 １人２０万円 ※対象労働者は、両コース合わせて最大５人まで

問合せ先　産業労働局雇用就業部労働環境課　　☎03（6205）6730

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
㉒ 若者世代職場定着促進助成金	東京都内に雇用保険適用事業所を置く事業主（中小企業等）であり、都が実施する就職支援事業（若者世代向け）の利用者を正規雇用した中小企業等に対し、助成金を交付します。 ●助成要件 ①対象労働者に対して支援期間（3か月）のうちにアからウの支援を行うこと。 ア　指導育成計画（3年間）の策定 イ　チューターの選任及び指導 ウ　指導育成計画に基づく研修の実施 ②上記①に加え、以下の4つの取組をした場合に、助成金を加算します。（ア～ウは1事業主当たり1回限り） ア　新たに退職金制度を導入 イ　新たに結婚・妊娠出産・育児に関する支援制度を導入 ウ　新たに介護に関する支援制度を導入 エ　対象労働者の時給を６０円以上賃上げ	対象労働者 １人２０万円（最大３人まで） 退職金制度整備加算　　１０万円 結婚・育児支援制度整備加算 １０万円 介護支援制度整備加算　　１０万円 賃上げ加算 １人１２万円（最大３人まで）

問合せ先　（公財）東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課　　☎03（5211）2315

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
㉓ 「年収の壁突破」総合対策促進奨励金	配偶者の収入要件がある配偶者手当の見直しや、新たに社会保険の対象となった非正規雇用者が負担する社会保険料に関する手当等の新設を行った事業者に対し奨励金を交付します。 ●対象 本社または主たる事業所が都内にある中小企業事業主（その他要件あり） ●コース 1配偶者手当見直しコース 「配偶者の収入要件がある配偶者手当」について、取組期間内に見直しを行う。 2社会保険加入促進コース 新たに社会保険の対象となった非正規雇用者が負担する社会保険料に関する手当等を取組期間内に新設する。	1配偶者手当見直しコース 奨励金：30万円 2社会保険加入促進コース 奨励金：30万円 ※上記２つのコースを同時に申請した場合の奨励金額は50万円

問合せ先　（公財）東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課　　☎03（5211）2768

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
㉔ 女性活躍のための施設整備助成金	都内中小企業等に対し、女性専用設備の整備費用、環境整備に係る経費等を助成 ●対象 本社または主たる事務所が都内にある中小企業等（その他要件あり） ●コース １　整備費助成コース 女性従業員のための女性専用設備の整備費用、トイレカー・レストカーの購入費用を助成します。 （例）トイレ、ロッカー、更衣室等 ※工事現場等で使用するトイレカー・レストカーに限り購入費を助成 ２　リース費用助成コース 工事現場の女性専用仮設トイレ、車載用仮設トイレ等、トイレカーのリース費用等を助成します。	１　整備費助成コース 費用の２／３（上限５００万円） ２　リース費用助成コース 費用の２／３（上限９０万円）、 助成対象期間１２カ月

問合せ先　（公財）東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課　　☎03（5211）2784

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
㉕ 女性の活躍推進に向けた職場環境改善プロジェクト	女性が活躍しやすい職場環境づくりを進めるため、女性従業員の処遇改善に取り組む企業に対して奨励金を支給します。 【女性活躍情報公開促進奨励金】 ●対象 雇用する労働者が100人以下で、労働者、役職者や役員のうち、いずれかに占める女性の割合が４割を下回り、女性の活躍推進企業データベースにより情報公開を行ったことがない都内事業者(その他要件あり) ●支給要件 取組期間（3か月）内に行う主な取組（その他の取組あり） ・1つ以上の数値目標を定めた行動計画の策定、社内周知、公表 ・男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上を公表すること ・専門家の支援（1回）を受けること 【女性の活躍推進に向けた職場環境改善奨励金】 ●対象 雇用する労働者が300人以下で、労働者、役職者や役員のうち、いずれかに占める女性の割合が４割を下回る都内事業主（その他要件あり） ●支給要件 取組期間（6か月）内に行う主な取組（その他の取組あり） ・以下の①～④の取組について新たに1つ以上実施 ①非正規従業員でも登用が可能な役職の新設　②女性係長職の増加　③女性管理職の増加 ④女性役員の増加 （上記に加え、以下の取組を実施した場合加算） ⑤非正規従業員の退職金制度の導入　⑥育成計画・研修（①～③の対象者、最大5人まで） ・専門家派遣（2回）を受けること	【女性活躍情報公開促進奨励金】 奨励金：２０万円 【女性の活躍推進に向けた職場環境改善奨励金】（最大１８０万円） ①～④：各30万円 （加算）⑤：10万円 ⑥：１人あたり10万円 （最大50万円）

問合せ先　（公財）東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課　　☎03（5211）0397

名　称	対　象　者　等	助成率・助成限度額
㉖ ES（社員満足度）向上による若手人材確保・定着事業	従業員の住宅・食事・健康に関する福利厚生の充実による従業員のES（Employee Satisfaction 社員満足度）の向上を通じて、若手人材の採用・定着を図る都内中小企業の取組を、専門家派遣及び経費助成によりサポートします。 〈主な支給要件〉 以下すべてを満たす都内中小企業等 ア　全従業員に占める若手従業員の割合が30%以下 イ　入社３年以内の若手従業員数が全従業員数の10%以下 ウ　過去１年間に若手人材を含む求人活動を行っている ※若手とは、35歳未満の者をいいます。	専門家派遣を受け、取組計画を作成後、以下①～③のうち２つ以上の取組を新たに実施した場合に助成金を支給（助成金1/2、最大３年間） ①　住宅の借上げ　　上限200万円 ②　食事等の提供　　上限50万円 ③　健康増進サービスの提供　　上限50万円

その他の主な雇用等に関する助成

※令和８年２月１日時点での情報です。制度改正等により、内容が変更となる場合があります。
※各種助成金の活用や労務管理に関する個別相談、コンサルティングの希望等については、厚生労働省が設置する「東京働き方改革推進支援センター」にご相談ください。
問合せ先：東京働き方改革推進支援センター　☎0120-232-865

■特定求職者雇用開発助成金

高年齢者、障害者等、就職が特に困難な方を安定所等の紹介で雇い入れた事業主に対して、賃金の一部が支給されます。

問合せ先
ハローワーク助成金事務センター　☎03（5337）7413
※支給申請書の提出先は各ハローワークです。
（☎→ p94）

■雇用調整助成金

経済上の理由による事業活動の縮小に伴い雇用調整（休業･雇用調整時の教育訓練･出向）を行った事業主に対して、休業手当、賃金の一部が支給されます。

問合せ先
ハローワーク助成金事務センター　☎03（5990）6132
※支給申請書の提出先は各ハローワークです。
（☎→ p94）

■産業雇用安定助成金

在籍出向によりスキルと賃金のアップを図る事業主及び「事業再構築補助金」または「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の交付決定を受け、新たな人材を雇い入れた事業主に対して、賃金の一部等が支給されます。

問合せ先
ハローワーク助成金事務センター　☎03（6844）3401

■雇用環境・均等部所管の助成金

⑴　両立支援等助成金
仕事と育児･介護等を両立しやすい職場環境の整備に取り組み、労働者が育児･介護休業を取得すること等、それぞれのコースの要件を満たした場合に助成されます。

⑵　働き方改革推進支援助成金（中小企業または事業主団体対象）
労働時間等の設定改善のため、計画を作成し、この計画に基づく取り組み（労働能率増進機器の導入等）を効果的に実施した中小企業事業主または傘下企業の労働者の時間外労働の削減等に取り組んだ事業主団体に対し、コースごとに定められた成果目標（勤務間インターバル制度の導入等）の達成を条件に、取り組みに要した費用の一部が助成されます。

⑶　業務改善助成金（中小企業対象）
生産性向上のための設備投資等の取り組みを行い、事業場内最低賃金を引き上げた場合、取り組みに要した費用の一部が助成されます。

⑷　人材確保等支援助成金（テレワークコース）
適切な労務管理下におけるテレワークを制度として導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主が助成対象となります。

問合せ先
東京労働局雇用環境・均等部　☎03（6893）1100

■人材開発支援助成金

雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や、人材育成制度を導入し労働者に適用した際に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

問合せ先
ハローワーク助成金事務センター　☎03（5332）6925

■キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正規雇用等への転換、処遇改善等の取組を実施した事業主に対して助成金が支給されます。

問合せ先
ハローワーク助成金事務センター　☎03（5332）6923

※支給申請書の提出先は各ハローワークです。

4　人材育成・社員教育をしたい

中小企業人財推進事業

■人財ナビゲート支援

人財ナビゲータが、都内中小企業を訪問し、人材課題を整理し、HRテックの活用も検討に入れながら、伴走支援します。人財課題解決に役立つセミナーを実施するとともに、人財支援ツールとして「人財マネジメントハンドブック」の配布やポイントを解説した動画を公開します。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　企業人財支援課
☎ 03（3251）7904

■ものづくり中小企業魅力体験（インターンシップ）受入支援

魅力体験コーディネータが、都内の工業系高校及び高等専門学校とものづくり中小企業の橋渡し役となり、インターンシップ受入相談を行うとともに、受け入れた中小企業に奨励金を支給します。

■ものづくり中小企業技能人材定着支援

技能定着サポーターが、若手社員の人材定着に課題を感じる都内のものづくり中小企業に対し、技能人材の定着に向けた取組を支援します。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　企業人財支援課
☎ 03（3251）7905

経営に関する研修

経営者・実務担当者等を対象に、経営戦略、経営管理、情報化対応等及び人材育成を目的とした研修を実施します。

名　称	主な研修内容
階層別研修	経営幹部候補者研修、新任・現任課長級研修、新任・現任係長研修
職種別研修	品質管理研修、営業力強化研修、人事・労務研修、法務研修、IT研修等
目的別研修	各種ビジネススキル、ISO内部監査員養成講座等

講師派遣型研修

個別企業の要望を踏まえて研修の提案及び講師の派遣を行います。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　企業人財支援課
☎ 03（3251）7904

中小企業人的資本経営支援事業

中長期的な企業価値向上につなげる「人的資本経営」を推進するため、普及啓発セミナーや人財コーチング、ワークショップの開催、推進人材の育成及び情報発信等を行うことで、企業価値の創造や競争力の向上を後押しします。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　企業人財支援課
☎ 03（3251）7904

生産性向上のための現場改善推進事業

現場改善を指導する手法を総合的に学習するスクールを開設し、改善活動の中心的役割を担う中核人材育成を支援します。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　生産性向上支援課
☎ 03（3251）7917

適切な雇用管理のための研修

働きやすい職場環境づくり推進研修会

雇用環境整備に関する知識を習得できる研修を行います。

[テーマ]
・育児と仕事の両立
・介護と仕事の両立
・病気治療と仕事の両立
・非正規労働者の雇用環境整備

問合せ先
労働相談情報センター事業普及課
☎ 03（5211）2248

労働セミナー

①使用者向けセミナー

就業規則の作成・変更の実務、賃金管理、労働時間管理、人事考課制度等について解説します。

問合せ先
労働相談情報センター及び各事務所（青山を除く）（☎→p88）

②時事的課題セミナー

労働問題に関するタイムリーな課題を取り上げ、解説します。

③事業主向け均等法セミナー

事業主を対象に男女雇用機会均等法等に関する基礎知識や現状、今後の課題等について解説します。

問合せ先
労働相談情報センター事業普及課　☎ 03（5211）2209
※このほかにもさまざまなテーマで実施（→p7）

問合せ先
労働相談情報センター及び各事務所（青山を除く）（☎→p88）

ライフプランアドバイザー（東京都中高年勤労者福祉推進員）養成講座

退職後の生活等について従業員の相談に応えられる人材を企業内に養成するための講座です。

問合せ先
労働相談情報センター相談調査課　☎ 03（5211）2345

若年者雇用に関するセミナー

企業向けセミナーを開催し、若年者雇用や人材育成等に関する情報提供を行います。

問合せ先
東京しごとセンター　ヤングコーナー　☎ 03（5211）2851

金融リテラシー向上のための講師派遣

東京都が窓口となり、出張授業やセミナー、経営層向けの研修会・説明会などに、ご希望のテーマや対象者に適した講師を選任し、無料で派遣します。以下のURLに掲載している「講師派遣申込フォーム」よりお申し込みください。
https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/gfct/initiatives/nurturing-players/literacy/koushihaken/

問合せ先
産業労働局総務部国際金融都市推進課
☎ 03（5320）6274

各種人材育成研修

企業や団体の人材育成・能力開発に活用できるよう、各種研修プログラムを用意しています。

■階層別、課題別研修
新入社員・中堅社員・管理職等の各階層別研修や、説明力強化等の課題別研修を実施しています（研修日1～3日間）。

■講師派遣制度
企業や団体に講師を派遣し、階層別、課題別の研修を実施しています（当協会会員限定・1回10名以上等諸条件あり）。

問合せ先　東京都職業能力開発協会　☎ 03（6631）6051

若年技能者人材育成支援等事業

従業員に新たな技能を習得させたい等の技能者の人材育成についての相談や、企業や工業高校等の求めに応じてものづくりマイスター等を派遣して実技指導等の支援を行います。ものづくりマイスター等の派遣の謝金や材料費は東京都職業能力開発協会が負担します。

（ものづくりマイスター派遣事例）
派遣期間：２０日間　　受講者：３名
マイスター：１名　　職種：機械加工
派遣内容：操作基礎（マシニングセンタ、平面研削盤、ワイヤーカット放電加工）及び応用技能（普通旋盤、フライス盤）
派遣企業のコメント：金型製作を内製化することとなり、独学で取り組んでいましたが、難しく、マイスターの指導を受けることとしました。金型製作は個別の形状や素材に応じた応用力が求められます。丁寧に教えていただくとともに、製作過程で都度発生した疑問点について経験豊富なマイスターが一緒に考え解決していただけました。

問合せ先
東京都職業能力開発協会　☎ 03（6631）6056

外国人社員とのコミュニケーション力向上支援事業

外国人社員への日本語教育等支援に加え、受入側の中小企業社員の英語力の向上を図り、双方の文化を理解しながら、コミュニケーションを深められる取組を実施します。
・外国人材向けビジネス日本語・マナー講座など
・中小企業の外国人社員に対する研修等支援助成金
・英語力向上・コミュニケーション促進支援

問合せ先
産業労働局雇用就業部就業推進課　☎ 03（5320）4628

現場訓練支援事業

企業の要望に応じて、指導人材を紹介し、企業に出向いて訓練指導を行います。謝金は都と企業が半額ずつ負担します。

問合せ先
各職業能力開発センター　（☎→p89）

キャリアアップ講習の「企業受付制度」

都立職業能力開発センター及び校では、主に中小企業で働いている方を対象に、スキルアップや資格試験受験対策等のための短期講習を行っており、企業単位で申込が可能です。ぜひ、企業の人材育成にご利用ください。

＜企業受付制度の概要＞

＊対象企業	都内の中小企業（雇用されている労働者が対象）
＊人数	1～４人
＊授業料	1人当たり900 ～ 6,500 円（この他、指定の教科書をご用意いただきます）
＊講習時間	1 講習は 24 時限（1 時限 45 分）が標準 主に平日夜間、土日祝日の昼間に実施

問合せ先
各職業能力開発センター及び校　（☎→p89）
産業労働局雇用就業部能力開発課　☎ 03（5320）4719

オーダーメイド講習

都立職業能力開発センター及び校では、都内の中小企業・中小企業団体等のご要望に応じて実施時期・内容等をコーディネートする講習を行っています。

＊講習例	汎用旋盤・フライス盤、CAD 製図、第一種・第二種電気工事士受験対策
＊人数	３人以上
＊授業料	1 人当たり 900 ～ 6,500 円（この他、指定の教科書をご用意いただきます）
＊講習時間	14～24時限（1時限45分）、2～8日程度 平日昼・夜間、土日昼間に実施

問合せ先
各職業能力開発センター及び校　（☎→p89）
産業労働局雇用就業部能力開発課　☎ 03（5320）4719

東京都優秀技能者（東京マイスター）知事賞

都内に勤務する技能者のうち、極めて優れた技能を持ち、他の技能者の模範と認められる方に対して知事賞を贈呈し、「東京マイスター」として認定しています。商工会議所、産業団体、事業所、区市町村等から候補者の推薦を受け付け、贈呈審査会において審査を行い、都知事が受賞者を決定します。受賞者については、東京都として広く PR をします。

問合せ先
産業労働局雇用就業部能力開発課　☎ 03（5320）4717

認定職業訓練

事業主等が従業員に対して行う職業訓練のうち、職業能力開発促進法の基準を満たすものについて東京都の認定を受けることができます。また、一定の要件を満たすものは、訓練経費の一部について補助金を受けることができます。

問合せ先
産業労働局雇用就業部能力開発課　☎ 03（5320）4718

都立職業能力開発センター受託生訓練

自ら職業訓練を実施することが困難な事業主を対象に、都立職業能力開発センター・校が実施する求職者向け職業訓練を通じて、従業員を育成する受託生訓練を行っています。

また、都内に事業所を有する中小企業事業主については、要件を満たせば、奨励金を受けることできます。(p.57)

訓練の種類：都立職業能力開発センター・校が実施する求職者向け職業訓練(p.17～21)
※一部実施しない訓練もあります。
募集時期：求職者向け職業訓練の募集と同時期に行います。
一部の科目については、特別枠を設置しております。

人材育成・人材確保に関する相談窓口

「従業員向けの短期講習はないか」、「社内研修の指導者がいない」、「教育訓練のための施設を借りたい」、「人材育成の方法が分からない」…このようなことでお困りのときは、都立職業能力開発センターの人材総合サポートデスクをご利用ください。人材育成や人材確保に関する相談、情報提供を行っています。

・オーダーメイド講習、現場訓練支援事業実施の相談
・指導者、熟練技能者等の紹介
・施設、設備の貸出し
・各種事業の紹介　　等

問合せ先
各職業能力開発センター　(☎→p89)

人材育成プラザ

人材育成プラザは、都立職業能力開発に関する総合サービスを行うことを目的として、都立職業能力開発センター及び校の8か所に付随して設置している施設です。

人材育成プラザでは、中小企業や事業主団体等が社員教育等を行う際に、教室・実習場・パソコン室を無料で貸し出しています（ただし、電灯代や動力代、機器使用代はご負担いただきます。）。

問合せ先
各職業能力開発センター及び校（人材育成プラザ）　(☎→p89)

中小企業人材スキルアップ支援事業

中小企業等が従業員のスキルアップや国家資格に向けて実施する研修に要する経費を助成し、従業員の職業能力の開発及び向上を促進します。

問合せ先
(公財) 東京しごと財団企業支援部「スキルアップ助成金」事務局
☎ 03（5211）0391

バス事業者人材開発支援奨励金

都内におけるバス運転手の確保や人材育成を支援するため、都内の乗合バス事業者が、女性、若者又は就職氷河期世代をバス運転手として新たに採用し、人材育成に取り組んだ場合に奨励金を支給します。

問合せ先
バス事業者人材開発支援奨励金事務局
☎ 03（4550）0961

TOKYO特定技能Jobマッチング支援事業

特定技能分野の都内中小企業に対し、外国人材とのマッチングの機会を提供し、受入準備に関するコンサルティングを実施します。

問合せ先
産業労働局雇用就業部就業推進課　☎ 03（5320）4628

技能継承支援

東京みらいの名工育成プログラム

東京のものづくりを支える中堅技能者を対象に、技能向上への意識醸成と後進への指導の取組を支援する講習です。

「東京みらいの名工育成プログラム」を修了すると、修了証書が交付されるほか、成績が優秀な方には「東京みらいの名工」の称号が付与されます。

問合せ先
産業労働局雇用就業部能力開発課　☎ 03（5320）4719

社員技能の評価

→p11 技能検定（技能士）

建設人材の育成

→p22　建設人材育成事業（鉄筋コース・型枠コース）

リスキリングの相談

→p11　リスキリング普及促進事業

東京女性リーダーズ応援ネットワーク

1　女性リーダー育成プログラム

参画企業の枠を越えて経営層との交流やワークショップを通じて、リーダーに必要なマネジメントや人材育成のスキル、女性の健康課題への対応等を学ぶプログラムです。

2　企業交流会プログラム

専門家による講演等を通じて、女性活躍を進めるポイントを学ぶ、企業の経営者、管理監督者、人事・総務担当者向けのプログラムです。参画企業からの取組紹介やグループワークを通じて、同じ課題や悩みを持つ企業同士で情報交換をする場です。

https://hataraku-josei.metro.tokyo.lg.jp/

問合せ先
東京女性リーダーズ応援ネットワーク事務局
☎ 03（4330）3852

5　従業員を雇いたい・多様な人材を活用したい

ハローワーク（公共職業安定所）

求人受理をはじめ、雇用保険の各種給付金、雇用促進のための助成金の手続、雇用に関する各種相談・指導を行っています。

問合せ先
ハローワーク　（☎→p94）

労働保険の加入手続について

労働保険は、労働者一人でも雇っていれば適用事業となり、事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

問合せ先
労働基準監督署　（☎→p93）

中小企業人材確保トータル支援事業

中小企業の「人材確保・人材活用」に関する課題解決に向けて、総合的な支援を行うため以下を実施します。

1　人材確保相談窓口（事前予約制）
2　人材確保コンサルティング
3　各種セミナー（人材確保、多様な人材活用等）
4　人材戦略構築・人材マネジメントに関する支援
（経営者向け人材戦略構築セミナー、人材戦略コンサルティング）
5　交流イベント
6　ツアー型マッチングイベント
7　専門・中核人材の確保に向けた支援（専門・中核人材戦略センター）
・人材戦略マネージャーによる企業訪問
・人材確保に要する費用の一部助成

※利用要件あり。詳細はお問合せまたはHPをご確認ください。

問合せ先
（公財）東京しごと財団企業支援部企業支援課
☎ 03（5211）2174

中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業

奨学金の貸与を受けている大学生等が建設・IT・ものづくり分野の都内中小企業に就職した場合、企業と都で出えん金を1/2ずつ負担し、東京しごと財団が奨学金返還費用の一部として代理返還により助成します。

問合せ先
（公財）東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課
☎ 03（5211）1080

東京外国人材採用ナビセンター

外国人材の採用・活用を検討する都内中小企業に対し、下記の支援等を実施しています。

1　外国人材の採用・活用に関する相談窓口
2　外国人材受入に関するコンサルタント派遣
3　外国人材採用・活用に関するセミナー
4　合同企業説明会
5　インターンシップ
6　教育機関や外国人材との交流会

また、ウクライナ避難民の採用を検討している都内中堅・中小企業向けの支援も実施しています。

問合せ先
東京外国人材採用ナビセンター　☎ 050（5576）7317

海外現地における外国人材採用の支援

海外においてマッチングイベントを開催するほか、海外在住の外国人材を対象に都内中小企業でのインターンシップ事業を実施します。

問合せ先
産業労働局雇用就業部就業推進課　☎ 03(5320)4628

プラチナ・キャリアセンター

50歳以上の経験豊富な人材が、副業・兼業等新たな働き方を通して、自らのスキルを活用しさらに活躍する機会を促進するための支援拠点です。

多様な経験やスキルを有する50歳以上の人材の活用等を通じて、多くの企業が抱える課題である『人材不足』の解消をサポートします。個別相談や人材活用に関するセミナー、副業・兼業を希望する人材と企業が出会う交流イベント等にご参加いただけます。

問合せ先
プラチナ・キャリアセンター　☎ 03（6426）5588

各種窓口

技術技能を身につけた従業員を雇いたいとき

職業能力開発センター校で技術技能を身につけた修了生の職業紹介を行っています。
（台東分校、東京障害者職業能力開発校を除く。）
（→p11就職のための技能や技術を身につけたい）
各職業能力開発センター及び校　（☎→p89）

障害者の雇用、受入体制整備、就労支援機器に関する相談

東京障害者職業センター　☎ 03（6673）3938
就労支援機器貸出・相談窓口　☎ 03（5638）2792

障害者の雇用に関する助成金について相談

（独法）高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部
☎ 03（5638）2284

山谷地区に居住する労働者を雇用する場合の問合せ

（公財）東京都福祉保健財団城北労働・福祉センター
☎ 03（3874）8089

外国人雇用の情報提供・援助等

東京外国人雇用サービスセンター　☎ 03（5361）8722
新宿外国人雇用支援・指導センター　☎ 03（3204）8609

外国人雇用管理アドバイザー制度

外国人の雇用管理について、アドバイザーが訪問して、相談、助言を行います。

東京労働局職業安定部職業対策課　☎ 03（3512）1662

6　労働者派遣事業、職業紹介事業の相談・許可申請・届出をしたい

労働者派遣事業、職業紹介事業の許可申請・各種届出は、東京労働局（厚生労働省の出先機関）で受け付けています。
新規に労働者派遣事業、職業紹介事業を始める事業主の方等を対象とした説明会も行っています。

問合せ先
東京労働局需給調整事業部
港区海岸3-9-45
需給調整事業第一課　☎ 03（3452）1472



7　技術力向上を図りたい

(1)　技術相談・依頼試験

中小企業の技術力を高めるために、都の試験研究機関では技術相談、機器利用、依頼試験、試験報告書等の発行、情報提供等各種技術支援を行っています。

（地独）東京都立産業技術研究センター

名　　称	分　　野	試験研究設備	試　　験
本部 （江東区青海）	形状・強度解析／信頼性解析／航空宇宙材料・補機／金属造形／電子デバイス／光デバイス／ウェットプロセス／ドライプロセス／有機材料／無機材料／微生物応用／バイオコスメ／IoTシステム／高速通信応用／ロボット機構／ロボット制御／光音感性計測	左記分野に関連する各種測定機器、試験装置、分析装置、加工機械等 詳細は都産技研ウェブサイトをご確認いただくか、総合支援窓口（03-5530-2140）にお問い合わせください。	左記分野に関連する各種試験 詳細は都産技研ウェブサイトをご確認いただくか、総合支援窓口(03-5530-2140)にお問い合わせください。
多摩テクノプラザ （昭島市東町）	電磁ノイズ解析／電気電子応用／機能性繊維加工／繊維材料計測	左記分野に関連する各種測定機器、試験装置、分析装置、加工機械等	左記分野に関連する各種試験
城東支所 （葛飾区青戸）	プロダクトデザイン／試作加工・評価	左記分野に関連する各種測定機器、試験装置、分析装置、加工機械等	左記分野に関連する各種試験
墨田支所 （墨田区横網）	運動特性・感性計測	左記分野に関連する各種測定機器、試験装置、分析装置、加工機械等	左記分野に関連する各種試験
城南支所 （大田区南蒲田）	機器分析・環境試験／精密測定・試作加工	左記分野に関連する各種測定機器、試験装置、分析装置、加工機械等	左記分野に関連する各種試験
食品技術センター （千代田区神田佐久間町）	地域資源利用／フードデザイン	食品加工機、分析試験用機器、微生物測定装置等	左記分野に関連する各種試験
バンコク支所 （タイ王国）	タイ王国を中心とした東南アジア地域の日系企業の技術支援	－	－

東京都立皮革技術センター

名　　称	分　　野	試験研究設備	試　験
皮革技術センター	皮革工業関連技術	鞣製・染色用機械、仕上げ関係試験機械、分析試験用機械、物理試験用機械　等	皮革工業用原材料の物理・化学試験

東京都立皮革技術センター台東支所

名　　称	分　　野	試験研究設備	試　験
皮革技術センター台東支所	皮革・靴はきもの関連技術	物理・計測用機械　等	靴及び靴材料等の物理試験

⑵　技術セミナー・講習会

（地独）東京都立産業技術研究センターの技術セミナー・講習会

名　　称	内　　容	開催方式
講　習　会 ※有料	講義と実習を組み合わせた実践的なコース	リアル開催
技術セミナー ※有料	最新の技術情報や周辺情報を講義するコース	リアル開催、ライブ配信、 オンデマンド配信 ハイブリット開催 （リアル開催＋ライブ配信）

⑴ ⑵の問合せ先

（地独）東京都立産業技術研究センター　本部　☎ 03（5530）2140
（地独）東京都立産業技術研究センター　多摩テクノプラザ　☎ 042（500）2300
（地独）東京都立産業技術研究センター　城東支所　☎ 03（5680）4632
（地独）東京都立産業技術研究センター　墨田支所　☎ 03（3624）3731
（地独）東京都立産業技術研究センター　城南支所　☎ 03（3733）6233
（地独）東京都立産業技術研究センター　食品技術センター　☎ 03（5256）9251
東京都立皮革技術センター　☎ 03（3616）1671
東京都立皮革技術センター　台東支所　☎ 03（3843）5912

東京都立産業技術研究センターホームページ
https://www.iri-tokyo.jp

⑶　産学公連携等の支援

多摩イノベーションエコシステム促進事業

多摩地域で、イノベーションを起こし続ける好循環（エコシステム）を作ることを目指して、中小企業や大学・研究機関、スタートアップ等の多様なプレイヤーが交流し連携を強める取組を支援します。

「リーディングプロジェクト」
多摩地域の社会的な課題や企業の特徴等を捉えた９つの重点テーマを設定し、これらをテーマに複数の企業等が連携して取り組むプロジェクトを支援します。

「多摩イノベーションコミュニティ」
会員組織を運営し、会員向けのワークショップや交流会等の活動を通じて、多摩地域内外の企業等の連携や協業を生み出します。

「イベント・展示会」
地域の自治体や大学、研究機関、学生や住民の皆様など幅広い層に向けた情報発信イベントや、多摩地域最大級の展示会「たま未来・産業フェア」の開催などを行います。

問合せ先
産業労働局商工部調整課　☎ 03（5320）5982

多摩イノベーション総合支援事業

多摩地域を中心として、中小企業が、オープンイノベーション志向の大手企業等からの技術・開発ニーズに応えていくことや、大学等との連携などを契機に、ゼロエミッション分野などの成長産業分野への参入、新市場への対応、より高いレベルの技術・製品開発を促し、イノベーション創出を図る支援を行います。

「新技術創出交流会」
中小企業と大手企業等との面談の場及び、中小企業の技術・製品を発信する展示の場を提供します。

「勉強会」
成長産業分野参入を見据えた情報提供や見学会、大手企業等の技術ニーズ説明会を行います。

「個別面談会」
大手企業等の技術ニーズに対して複数の中小企業が対応する場を提供します。

「フォローアップ」
コーディネーターや、知財・法務・会計などの各種専門家によるフォローアップを行います。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　多摩支社　☎ 042（500）3901

広域ものづくりネットワーク形成支援事業

複数の中小企業等の連携によるものづくりネットワークを広域で組成し、大手企業等への提案に向けた試作品開発等の支援を行うことで成長産業等への参入を支援します。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　多摩支社　☎ 042（500）3901

社会実装参画による多摩イノベーション創出事業

中小企業に対して大学・研究機関等が行う研究開発の社会実装への参画などを支援し、先端技術産業や次世代産業等への参入、技術の高度化などを後押しします。

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　多摩支社　☎ 042（500）3901

⑷　知的財産活用

知的財産の創造・保護・活用の支援

中小企業・スタートアップの優れた発明、製造ノウハウ、デザイン、著作権等の知的財産の創造、保護、活用の支援を行います。

東京都知的財産総合センターのご案内
東京都知的財産総合センターは、中小企業の知的財産の創造・保護・活用の促進を目的として、東京都が設立し、（公財）東京都中小企業振興公社が運営している機関です。知的財産に関する様々な相談や情報発信等を各分野の専門家により、総合的かつ専門的に行っています。

- **相談**
  ・知的財産に関する相談（特許・意匠・商標・著作権・海外出願・先行技術調査等）に、専門知識と経験を有する専門家が中小企業の皆さまの抱える問題点を整理し、実践的・総合的にアドバイスします。
  必要があれば、弁理士、弁護士が相談に加わり、専門的なアドバイスをします。
- **普及啓発**
  ・知的財産に関するセミナー・シンポジウムを開催します。
  ・特許、意匠、商標、著作権、知財戦略、ノウハウ管理、技術契約、技術流出防止、海外知的財産等のマニュアルを発行しています。
- **知的財産活用製品化支援事業**
  大企業等の保有する知的財産を活用し、その知的財産を利用したい中小企業とのマッチングを実施します。知的財産の使用について合意を得られた中小企業の新製品の開発・製品化を支援します。
- **ニッチトップ育成支援事業**
  知的財産戦略の策定・実施に係る高度な課題の解決を図るため、相談・指導や専門人材の育成など最長3年間の継続的支援を行います。
- **スタートアップ知的財産支援事業**
  ・スタートアップ企業の知的財産への意識醸成を図るための相談やセミナー開催等を行います。
  ・優れた技術を有し、知的財産の意識はあるものの、活用ノウハウを持たないスタートアップ企業に対して、戦略の策定から知的財産権取得までのハンズオン支援を行います。
- **助成**
  外国への知的財産出願費用、外国侵害調査などにかかる費用の助成事業を行っています。
  詳細は融資・助成制度のページをご覧ください。

※城東・城南・多摩の各支援室においても知的財産に関する一般相談等を行っています。

問合せ先
東京都知的財産総合センター　☎ 03 (3832) 3656
同　城東支援室　☎ 03 (5680) 4741
同　城南支援室（城南地域中小企業振興センター内）　☎ 03 (3737) 1435
同　多摩支援室（産業サポートスクエア・TAMA内）　☎ 042 (500) 1322
産業労働局商工部創業支援課　☎ 03 (5320) 4745

⑸　東京都ベンチャー技術大賞

中小企業等が開発した、革新的で将来性のある製品・技術、サービスを都知事が表彰し、受賞製品・技術、サービスの出口支援を行います。

問合せ先
産業労働局商工部創業支援課　☎ 03（5320）4694

⑹　デザイン活用の支援

デザイン経営支援事業

デザイン経営スクール

中小企業とデザイナーを対象に、「デザイン経営」を体系的に学ぶスクールを開講します。座学や企業見学、ワークショップなどを通じて中小企業とデザイナーが一緒に学ぶとともに、互いの考え方を共有することで、「デザイン経営」を推進する人財を育成します。

デザイン導入支援セミナー

中小企業の企業運営・商品開発へのデザイン導入を促すため、講義形式の中小企業向け無料セミナー（デザインの機能や導入方法、導入成果事例の紹介等）を実施します。

デザイン活用ガイド・デザイン関連事業パンフレット

中小企業によるデザインを活用した商品開発を促進するため、デザインを活用する上での基本的な考え方やデザインの有効な活用法などについてのガイドや、都や都関連団体で実施しているデザイン関連の事業を網羅したパンフレットを作成し、情報提供します。

デザイン相談事業

デザイン活用の実践に踏み出そうとする中小企業の個々の状況を聞き取り、それぞれに応じたデザイン実践の適切かつ具体的なアドバイス等を提供します。

東京デザインデータベース運営事業

中小企業と協働意欲のあるデザイナーを紹介するデータベースの運営管理を行い、中小企業のデザイン活用を支援します。

マッチング事業

東京デザインデータベースを核として、商談会やサイト上でのWebマッチングを実施し、中小企業とデザイナーとの協働が生まれやすい環境を整備します。

デザイン経営推進アドバイザー派遣

デザイナーとの協働による企業価値向上を目指す中小企業に対し、その実践に向けた取組をサポートするアドバイザーを複数回派遣します

問合せ先
（公財）東京都中小企業振興公社　生産性向上支援課　☎ 03（3251）7917

東京デザインコンペティション事業

東京都内のものづくり中小企業と優れた課題解決力と提案力を併せ持つデザイナーとが協働することを目的とした、企業参加型のデザイン・事業提案コンペティションを実施します。

問合せ先
産業労働局商工部創業支援課　☎ 03（5320）4745
（公財）日本デザイン振興会　☎ 03（6743）3777

8　地域産業の活性化を図りたい

商店街の活性化

商店街チャレンジ戦略支援事業

商店街等が行う街路灯設置等のハード事業やホームページ作成、キャッシュレス決済等のＩＴ機能強化を図るための事業等の活性化事業、イベント事業、地域連携型商店街事業、地域力向上事業、政策課題対応型商店街事業及び広域支援型商店街事業等に要する経費の一部を助成します。

- **地域連携型商店街事業**
  商店街が、町会・自治会やNPO法人等の地域団体と実行委員会を組織し、地域の活性化に向けて行う事業を支援します。
- **政策課題対応型商店街事業**
  環境負荷の低減や防災・防犯、国際化への対応等、都が直面する行政課題の解決につながる取組を支援します。

問合せ先
産業労働局商工部地域産業振興課　☎ 03 (5320) 4787
各区市町村商業担当課(☎→p97)

- **広域支援型商店街事業**
  2以上の区市町村の区域で行う広域的な商店街等の取組を支援します。

問合せ先
東京都商店街振興組合連合会　☎ 03 (3542) 0231

商店街ステップアップ応援事業

商店街への専門家派遣及び巡回相談を実施するとともに、商店街が行う調査・計画策定に対して支援を行うことで、商店街の主体的で計画的な取組を後押しします。

①専門家派遣

商店街の主体的な取組を後押しするため、専門家等を派遣し、必要なノウハウを提供します。（東京都商店街振興組合連合会及び区市町村への補助）

②巡回相談

商店街活動について悩みを抱える商店街への巡回相談を実施します。（区市町村への補助）

③調査、計画策定支援

専門家派遣及び巡回相談を活用した商店街が行う調査や活性化計画の策定を支援します。

問合せ先
①商店街ステップアップ応援事業事務局（東京都商店街振興組合連合会内）　☎03（3547）3787
①～③産業労働局商工部地域産業振興課　☎03（5320）4787　各区市町村商業担当課（☎→P97）

空き店舗ポータルサイトの運営

都内商店街の空き店舗に関する総合的な情報を発信します。
TOKYO商店街空き店舗ナビ　https://akitenpo.tokyo/

問合せ先
東京都商店街振興組合連合会　☎ 03（3542）0231

若手・女性リーダー応援プログラム

商店街での開業等を希望する若者や女性を後押しするために、チャレンジショップでの商品販売機会や視察研修等を提供します。
本事業は、(公財)東京都中小企業振興公社が募集及び事業を実施します。

①チャレンジショップの設置
②繁盛店視察プログラム

問合せ先
産業労働局商工部地域産業振興課　☎03(5320)4787
(公財)東京都中小企業振興公社経営戦略課　☎03(5822)7237

進め！若手商人育成事業

次代の商店街を担う若手商人を中心に据えた、「商店街の人づくり」に多面的に取り組みます。
本事業は、(公財)東京都中小企業振興公社が募集及び事業を実施します。

①商店街パワーアップ作戦（専門家の派遣）
②商店主スキルアップ事業（専門家の派遣）
③商人大学校
④商店街リーダー実践力向上塾
⑤商店街起業促進サポート事業
⑥中小小売商業活性化フォーラム

問合せ先
産業労働局商工部地域産業振興課　☎ 03（5320）4787
(公財)東京都中小企業振興公社経営戦略課　☎ 03（5822）7237

大型店の新設・変更の届出

大規模小売店舗（大型店）は、不特定多数の来客、来車、大規模な物流等を伴うため、周辺の地域の生活環境に影響を及ぼす可能性を有する施設です。
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)では、店舗面積の合計が1,000㎡ を超える店舗を新設・変更する者(設置者)の都道府県への届出を義務付け、設置者が配慮すべき事項として、大型店の立地に伴う交通渋滞、騒音、廃棄物等に関する事項を定めています。

問合せ先
産業労働局商工部地域産業振興課　☎ 03（5320）4777・4788～9

地域特産品の振興

○　地域特産品の開発支援

東京産の原材料の使用や、独自の技術、東京に伝わる伝統的な製造技術などの活用により、東京ならではの魅力ある特産品を製造販売する都内食品事業者に対し、その開発に必要な経費を助成します。

○　東京都地域特産品認証事業

東京都産の原材料や東京に伝わる伝統的手法等を使って作られた東京ならではの加工食品について、東京都が商品に込めたこだわり、味や品質等を審査し認証します。認証を受けた食品には東京都独自のマークをつけることができ、「東京の特産品」として各種イベントや Web サイト等で PR しています。

○　地域特産品の販路開拓

東京都地域特産品認証食品を「東京の特産品」として、パンフレット等に掲載してPRするとともに、商談会の開催、小売店等における特設売り場での販売、食品関連イベントへの出展等販路拡大を支援します。

問合せ先
産業労働局商工部経営支援課　☎ 03（5320）4778

伝統工芸品産業の振興

伝統的な技術・技法を保存し、これらの産業を振興するため、現在 42 品目を東京都伝統工芸品として指定し、各種振興策を実施しています。

東京都伝統工芸品の指定制度

下記の要件を備える工芸品について、「東京都伝統工芸品産業振興協議会」の意見を聴いて、東京都知事が東京都伝統工芸品に指定しています。

○製造工程の主要部分が手工業的であること。
○伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
○伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されているものであること。
○都内において、一定の数の者がその製造を行っていること。

東京都 伝統工芸品マーク

このマークがついている製品は東京都知事が指定した伝統工芸品です。
都の紋章と伝統工芸品の頭文字の「伝」をあしらいました。



東京都の伝統工芸品

村山大島紬※、東京染小紋※、本場黄八丈※、江戸木目込人形※、東京銀器※、東京手描友禅※、多摩織※、東京くみひも、江戸漆器、江戸鼈甲※、江戸刷毛、東京仏壇、江戸つまみ簪、東京額縁、江戸象牙、江戸指物※、江戸簾、江戸更紗、東京本染ゆかた・てぬぐい※、江戸和竿※、江戸衣裳着人形※、江戸切子※、江戸押絵羽子板※、江戸甲冑※、東京籐工芸、江戸刺繍、江戸木彫刻、東京彫金、東京打刃物、江戸表具※、東京三味線※、江戸筆、東京無地染※、東京琴※、江戸からかみ※、江戸木版画※、東京七宝、東京手植ブラシ、江戸硝子※、江戸手描提灯、東京洋傘、東京手彫り印章※

※については、国からも伝統的工芸品として指定されています。
なお､「東京本染ゆかた・てぬぐい」は「東京本染注染」の名称で、「江戸衣装着人形」と「江戸甲冑」は「江戸節句人形」の名称で、「江戸押絵羽子板」は「江戸押絵」の名称で国指定を受けています。

主な支援策

東京都伝統工芸品を対象に、販路開拓、技術者の地位向上、新商品開発・普及促進等の支援策を行っています。

○ 販路開拓
東京都伝統工芸品の市場開拓や消費者への普及を図るために、東京都伝統工芸品展等を開催しています。また、東京の伝統工芸品に特化したECサイトを開設し、伝統工芸品の販売及びプロモーション活動を支援します。

○ 技術者の地位向上
高度な伝統的技術・技法を保持する者を「東京都伝統工芸士」として認定し、技術者の地位向上と後継者の確保を図っています。

○ 新商品開発・普及促進
「東京手仕事」プロジェクトにより、伝統工芸品事業者とデザイナー等との協働による、高品質でデザイン性の高い新商品の開発を支援しています。
また、百貨店等の催事や各種の展示会出展等により、伝統工芸品等の新たな販路を開拓するとともに、東京の伝統工芸品のブランド価値を高め、国内外への普及を支援しています。

○ 経営基盤の強化
伝統工芸品産業経営課題解決支援事業により、伝統工芸品事業者が抱える様々な経営課題を解決するための専門家派遣や、経営的な知識・スキルの習得を支援するための各種セミナーを実施し、経営基盤の強化につなげていきます。
また、喫緊の課題である技術承継についても、後継者確保のためのインターンシップを実施することにより、伝統工芸品産業全体の活性化を推進していきます。

問合せ先
産業労働局商工部経営支援課　☎03（5000）7795
（公財）東京都中小企業振興公社　城東支社　☎03（5680）4550
https://www.dento-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/

